

社会的養育の推進に向けて

1. 社会的養護の基本理念と原理	1
2. 社会的養護の現状	4
3. 里親制度・各施設等の概要	12
(参考) 統計表等	33
4. 里親等委託の推進	53
5. 特別養子縁組等の推進	92
6. 児童養護施設等の運営	109
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	132
8. 自立支援の推進	143
9. 特定妊婦等への支援体制の強化	164
10. こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価	170
11. 令和4年改正児童福祉法の概要	184
(参考) 平成28年改正児童福祉法の概要等	188
12. 次期都道府県社会的養育推進計画	191
13. 子ども・子育て新制度と社会的養護	208
14. 予算関係	213
○令和6年度予算の概要	214
○令和5年度補正予算の概要	246
(参考) 自治体向け改正児童福祉法説明会資料	257

令和6年8月

こども家庭庁支援局家庭福祉課

1. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① こどもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体でこどもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭養育と個別化：
 - ・ すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、こども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

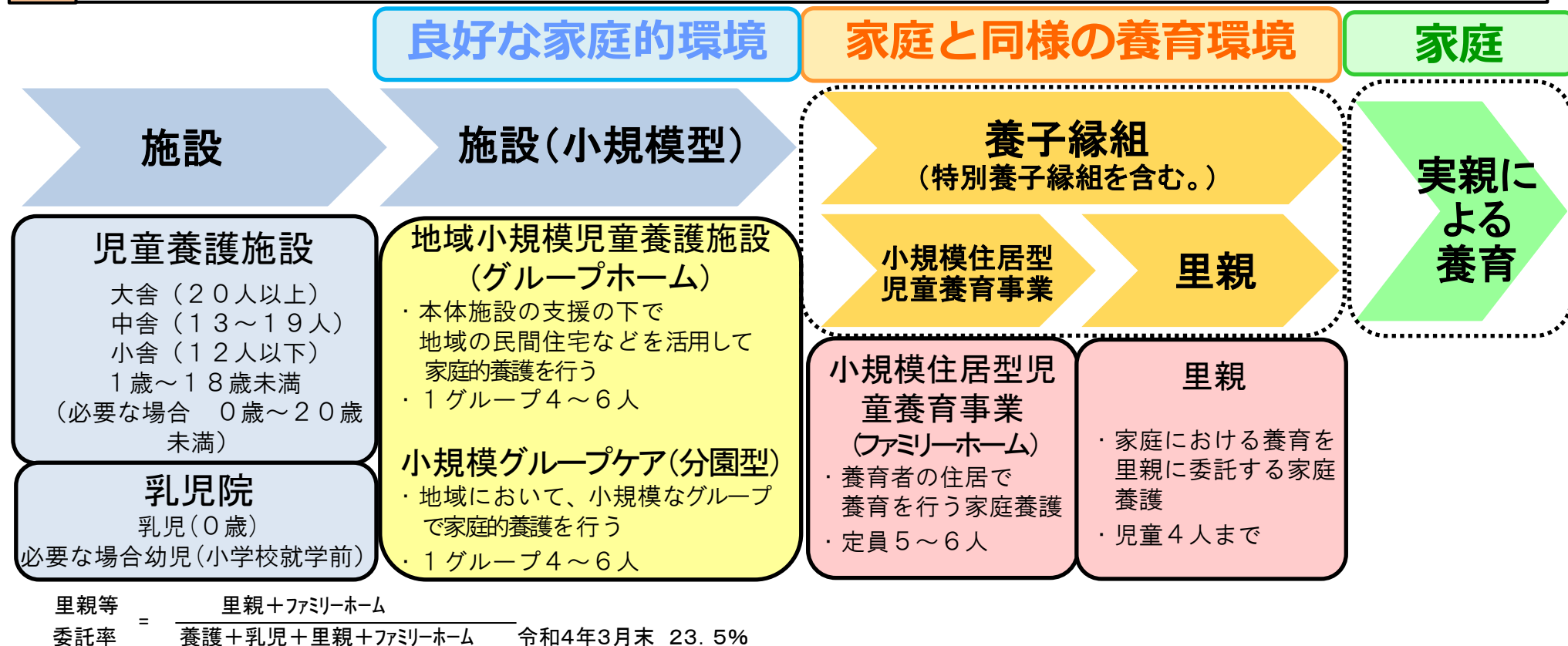
社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人のこどもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻ったこどもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

○ 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

2. 社会的養護の現状

○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームに入所しているこどもは、約4万2千人。

里 親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	6,080人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホーム数	446か所
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人		委託児童数	1,718人
		親族里親	631世帯	569世帯	819人			

施設	乳 児 院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自 立 援 助 ー ム
対 象 児 童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	317か所
定 員	3,827人	30,140人	2,016人	3,403人	4,441世帯	2,032人
現 員	2,351人	23,008人	1,343人	1,103人	3,135世帯 児童5,293人	1,061人
職員総数	5,519人	21,139人	1,512人	1,847人	2,070人	1,221人

小規模グループケア	2,394か所
地域小規模児童養護施設	607か所

（出典）
※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在）
※職員総数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和4年10月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

令和3年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 207,660件※1

一時保護 27,310件※2

施設入所等 4,421件※3、4



内訳

児童養護施設 2,360件				乳児院 685件				里親委託等 617件				その他施設 759件			
21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
2,456件	2,580件	2,697件	2,597件	643件	728件	713件	747件	312件	389件	439件	429件	620件	739件	650件	723件
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
2,571件	2,685件	2,536件	2,651件	715件	785件	753件	773件	390件	537件	464件	568件	789件	778件	817件	853件
29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度
2,396件	2,441件	2,595件	2,274件	800件	736件	850件	663件	593件	651件	735件	656件	790件	813件	849件	755件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は
東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和3年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和3年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和3年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,110件

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和3年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%)	31,430(15.3%)	2,245(1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度	49,241(23.7%) (▲794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

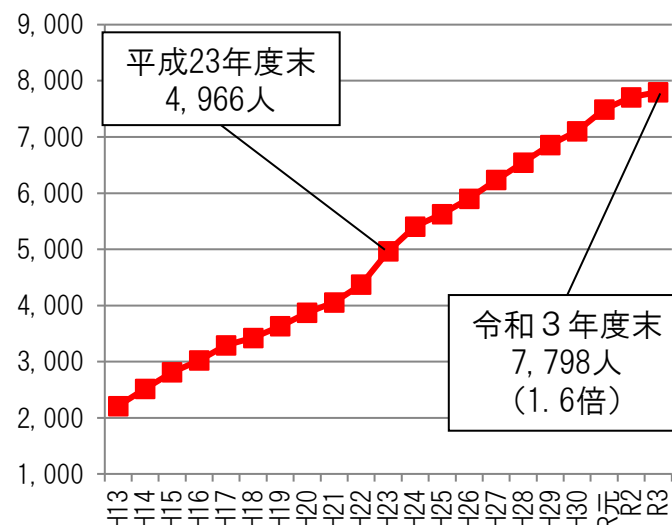
※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

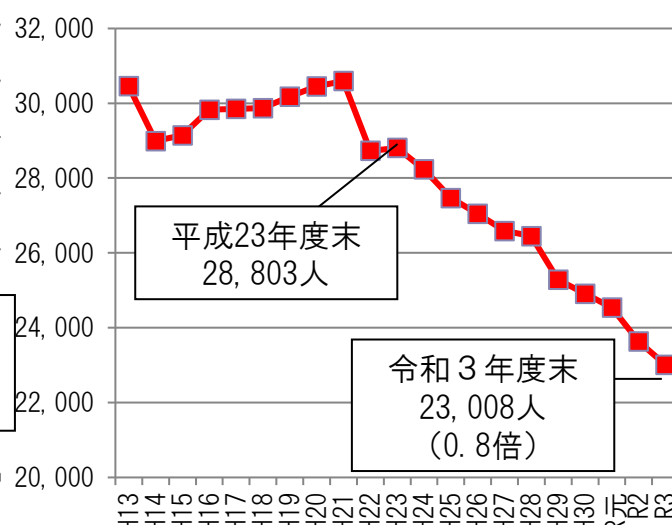
○要保護児童数（里親等・施設別）の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約1.6倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約2割減となっている。

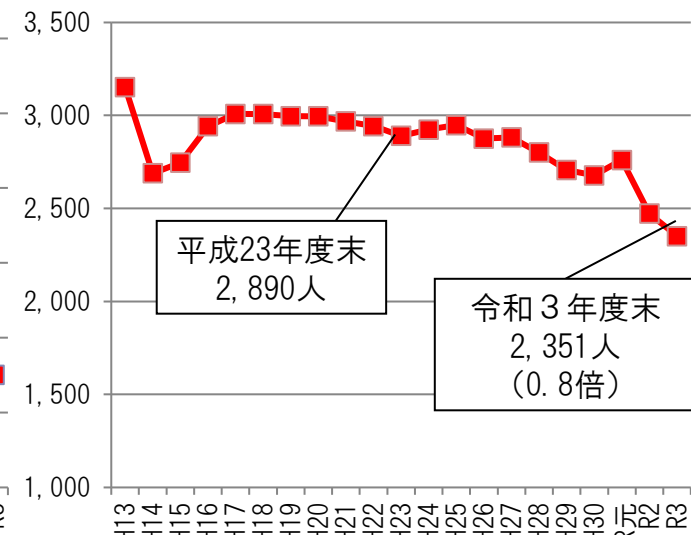
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



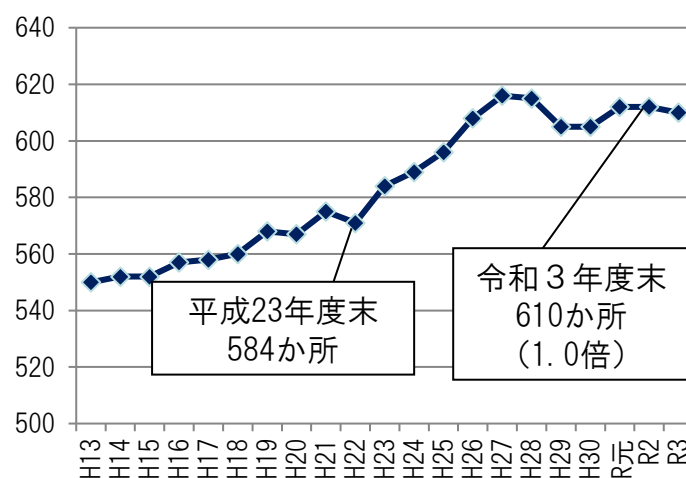
○ 児童養護施設の入所児童数



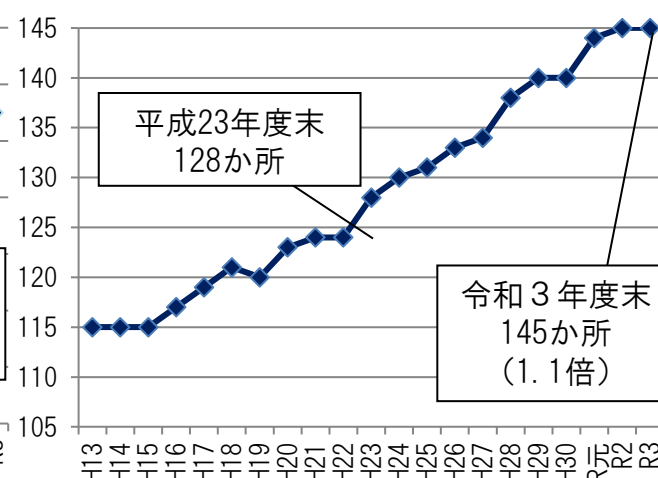
○ 乳児院の入所児童数



○ 児童養護施設の設置数

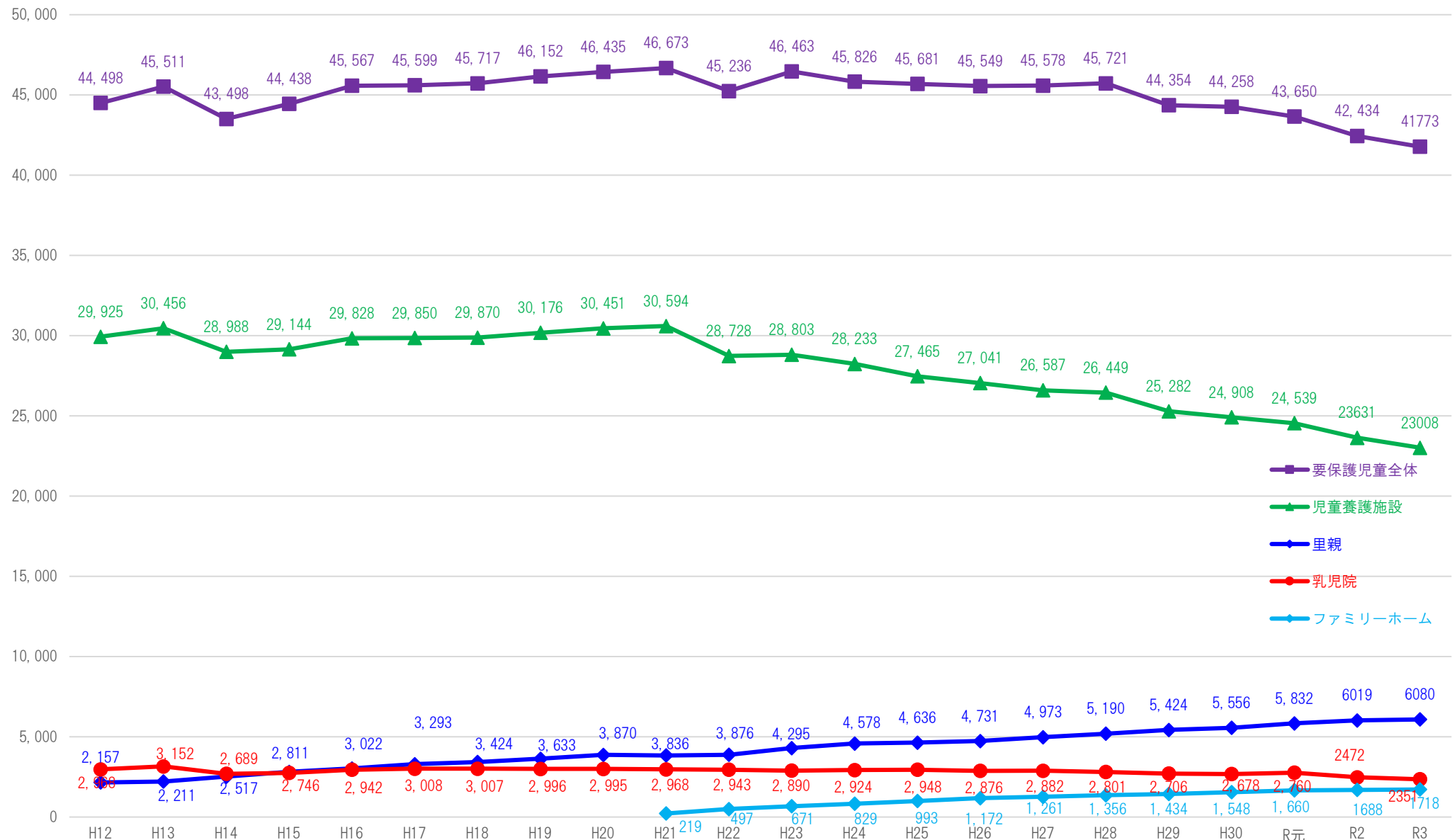


○ 乳児院の設置数



(注) 各年度3月末日現在 (福祉行政報告例)

○要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典)

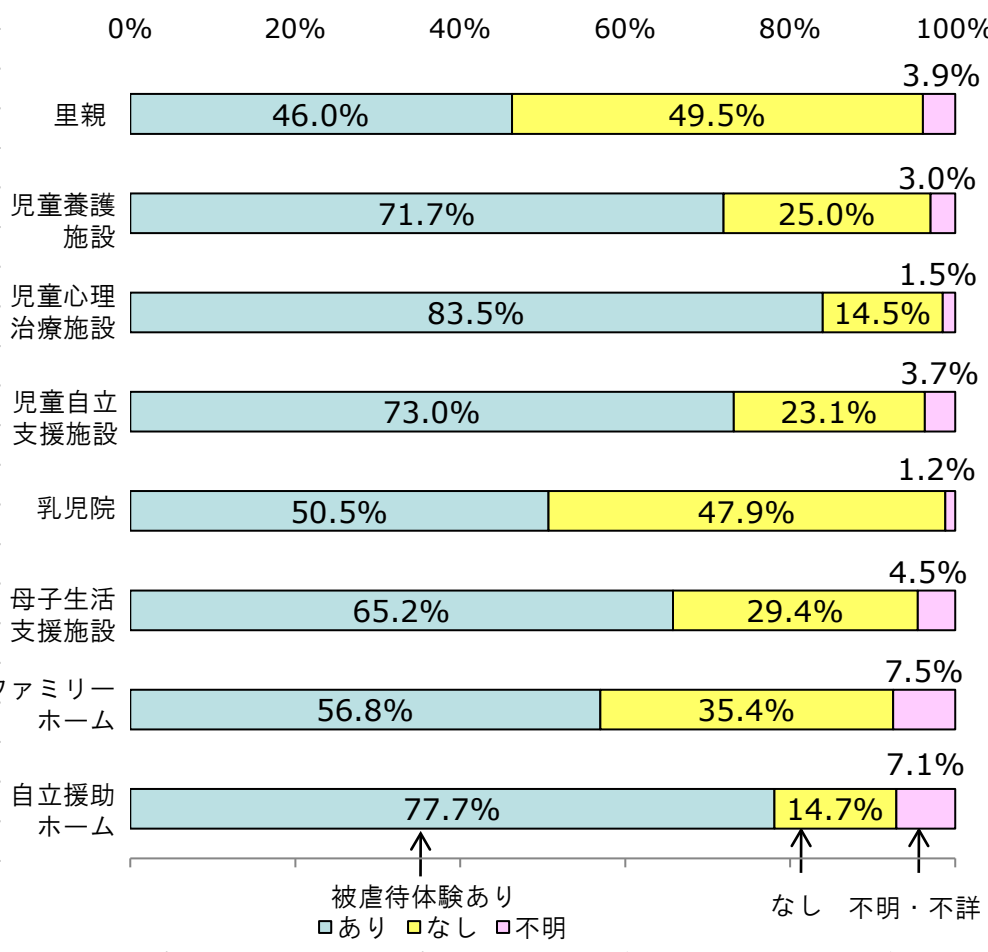
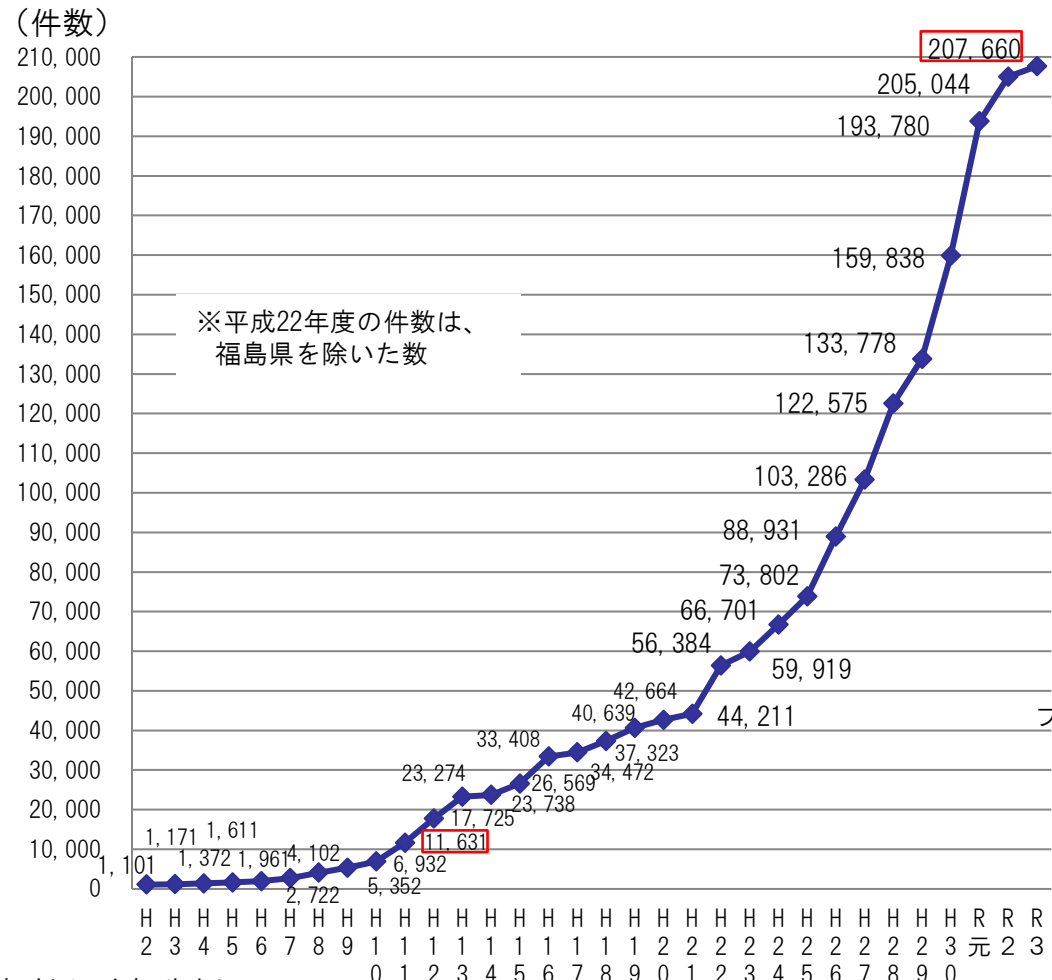
- ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
- ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
- ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

○虐待を受けたこどもの状況

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和3年度には約1.8倍に増加。

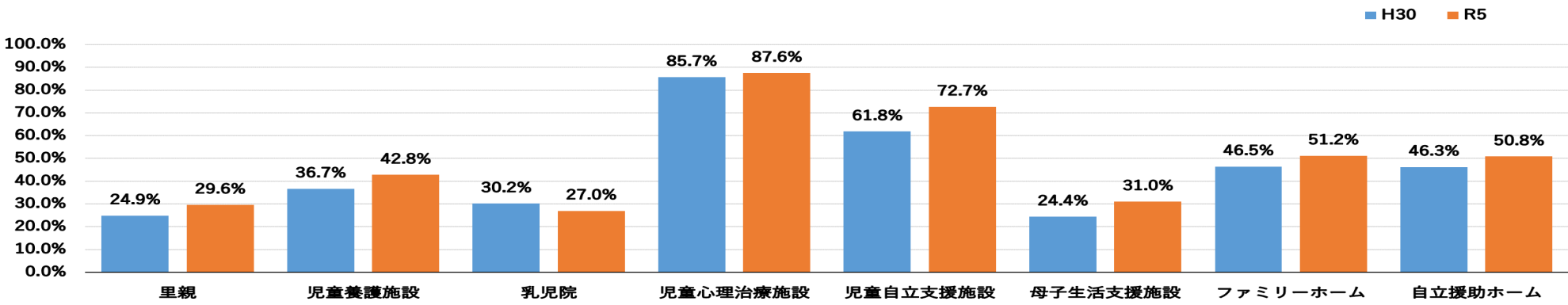
○ 里親に委託されているこどものうち約5割、乳児院に入所しているこどものうち約5割、児童養護施設に入所しているこどものうち約7割は、虐待を受けている。



○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,462	738	5,341	436	241	212	32	2,972	136
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%
H25	47,777	13,554	1,358	251			386		505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764					2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%			0.8%		1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%					4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300			417		618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%			0.9%		1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274			365		636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%			0.8%		1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

(※) 「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(各年2月1日現在)

3. 里親制度・各施設等の概要

里親制度の概要

○里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、

- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
- ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
- ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

○里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人まで（委託児童については4人まで）

なお専門里親については委託児童2人まで

※里親が行う養育に関する最低基準第17条第1項及び第2項

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	12,934世帯	728世帯	6,291世帯	631世帯
委託里親数	3,888世帯	168世帯	314世帯	569世帯
委託児童数	4,709人	204人	348人	819人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

里親に支給される手当等

里親手当
(月額) 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 64,120円、乳児以外 55,530円

※令和6年度単価

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

➤ **里親に支給される手当等の構造**

里親手当	養育里親	児童1人当たり月額	90,000円
	専門里親	児童1人当たり月額	141,000円

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ（43,000円→90,000円）

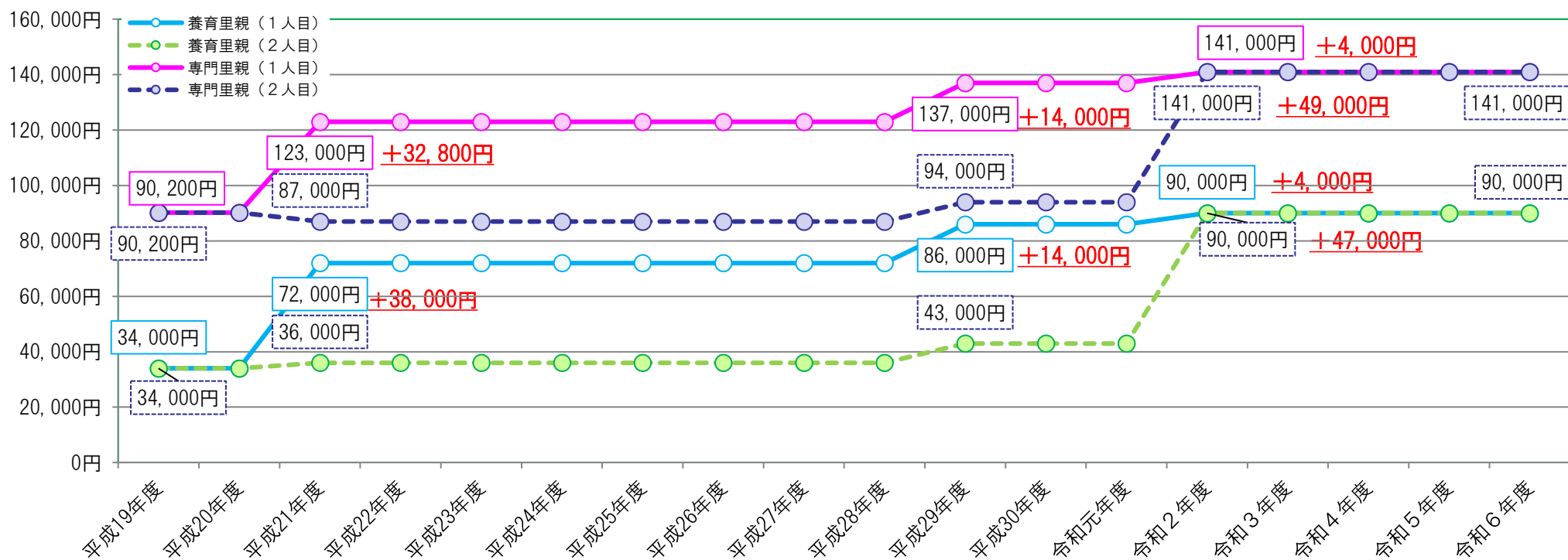
+

一般生活費（食費、被服費等）	乳児	1人当たり月額	64,120円
	乳児以外	1人当たり月額	55,530円

+

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）

▶ 里親手当額の推移



小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

個別対応職員1名（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：446か所、委託児童数：1,718人 ※福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・ 父母が養育を放棄している乳児
- ・ 父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
145か所	3,827人	2,351人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師又は嘱託医	必置	1人
看護師 保育士 児童指導員	（乳幼児10人以上の場合） 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 （乳幼児10人未満の場合） 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）	（乳幼児10人以上の場合） 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 ※高機能化された生活単位 乳幼児0.8人につき1人 （乳幼児10人未満の場合） 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	—	1～2人
栄養士	必置	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	乳幼児10人未満の施設の場合 1人 乳幼児10人以上30人未満の施設の場合 4人（30人定員以降、定員が10人増加するたびに1人加配）
事務職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数 （施設数：147施設）	配置人数
心理療法担当職員	100施設 （68.0%）	131人
里親支援専門相談員	127施設 （86.4%）	145人
家庭支援専門相談員	147施設 （100%）	208人

（※）家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、53施設61人は加配職員

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
610か所	30,140人	23,008人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童指導員 保育士	（本体施設） 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 児童（小学生以上） 5.5人につき1人 （地域小規模児童養護施設等） ー	（本体施設） 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 児童（小学生以上） 4.0～5.5人につき1人 ※高機能化された生活単位 児童1人につき1人 （地域小規模児童養護施設等） 4～6人
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	ー	1～2人
自立支援担当職員	ー	1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
栄養士	必置（ただし40人以下の施設の場合、配置しないことが可能）	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	児童90人未満の施設の場合4人（90人定員以降、定員が30人増加するたびに1人加配）
看護師	0～1歳児1.6人につき1人（ただし1人を下ることはできない）	同左

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：609施設）	配置人数
心理療法担当職員	546施設（89.7%）	833人
里親支援専門相談員	441施設（72.4%）	465人
家庭支援専門相談員	608施設（99.8%）	993人

（※）家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、341施設385人は加配職員

（参考）児童養護施設の形態例

大 舎 制 の 例

相談室		児童居室 （４人部屋）
ホール 兼食堂		児童居室 （４人部屋）
		児童居室 （４人部屋）
		児童居室 （４人部屋）
		児童居室 （４人部屋）
男子トイレ		児童居室 （４人部屋）
洗面所		児童居室 （４人部屋）
女子トイレ		
洗濯場		
脱衣場		
浴 室		児童居室（個室）
宿直室		児童居室（個室）
		児童居室（個室）

- ・ 児童数 20 名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 （２人部 屋）	児童居室 （個室）	児童居室 （個室）
児童居室 （個室）	リ ビ ン グ 兼 食 堂	
児童居室 （個室）		
洗濯機		
洗面所		
風 呂	キッチン トイレ 職員 宿直室	

- ・ 児童数 6 名
- ・ 原則個室、低年齢児は 2 人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

※ 「大舎」：1 養育単位当たり定員数が 20 人以上
「中舎」：同 13～19 人
「小舎」：同 12 人以下
「小規模グループケア」：6 名（令和 6 年度末までは 8 名となる場合がある）

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
(児童福祉法第43条の2) ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- ＜対象児の具体例＞ ・ 場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
＜保護者を含めたケア＞ ・ 虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施

※ 家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
53か所	2,016人	1,343人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師	必置	1人
心理療法担当職員	必置（児童10人につき1人）	児童7～10人につき1人
看護師	必置	1人
児童指導員、保育士	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：53施設）	配置人数
心理療法担当職員	53施設（100%）	328人
家庭支援専門相談員	53施設（100%）	78人

（※）家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、20施設25人は加配職員

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞

・窃盗を行った児童、浮浪・家出等の問題のある児童、性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
58か所	3,403人	1,103人

（※）家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
個別対応職員	必置	1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合又は定員10人につき心理療法担当職員を1人配置する場合に限る）	1～2人又は児童10人につき1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
自立支援担当職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：58施設）	配置人数
心理療法担当職員	49施設（68.0%）	85人
家庭支援専門相談員	58施設（100%）	64人

（※）家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、5施設6人は加配職員

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞

- ・経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
215か所	4, 441世帯	3, 135世帯	5, 293人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	1乳幼児30人につき 1人（ただし1人を下ることはできない） ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	1～2人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	1人

児童自立生活援助事業の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等（第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの
- ・ 満20歳以上の措置解除者等であって内閣府令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の内閣府令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 実施場所

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）

（2）児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

（3）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、里親の居宅

4. 設備

（1）児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型

- ・ 入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）
- ・ 入居者が日常生活を営む上で必要な設備
- ・ 食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

（2）児童自立生活援助事業所Ⅲ型

- ・ なし

5. 入居定員

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5人以上20人以下
(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 5人以下
(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホームの場合：6人以下（委託児童を含む。）
里親の場合：4人以下（委託児童を含む。）

6. 事業所数、定員、現員数

事業所数	定員	現員数
317か所	2,032人	1,061人

(※1) 家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在）
(※2) 令和4年の改正児童福祉法の施行前であるため、自立援助ホームの数値である。

7. 職員配置について

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の場合

管理者（指導員を兼ねることができる。以下同じ。）、指導員、自立支援担当職員（加算職員）、個別対応職員（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19～20人
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型の場合

管理者、指導員

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	2人まで	3～4人	5人
指導員数（補助員を含む）	1以上	2以上	3以上
必置指導員数	1以上	2以上	2以上

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合

なし

児童家庭支援センターの概要

1. 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条の2第1項）

※平成9年の児童福祉法改正で制度化（平成10年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 事業内容

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 職員配置について

児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

- ・ 相談・支援を担当する職員（2名）
- ・ 心理療法等を担当する職員（1名）

5. 施設数

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
か所数	9 9	1 0 3	1 0 8	1 1 4	1 2 1	1 3 0	1 4 4	1 5 4	1 6 4

※（出典）社会福祉施設等調査報告（10月1日現在）

里親支援センターの概要

1. 目的

里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。

※令和4年の児童福祉法改正で制度化（令和6年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 設備について

事務室、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等、その他、事業を実施するために必要な設備

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
センター長	必置	1人
里親制度等普及促進担当者 （里親リクルーター）	必置	1人
里親等支援員	必置	登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、 1人ずつ加配
里親研修等担当者 （里親トレーナー）	必置	1人

児童家庭支援センターの設置・運営状況

(1) 設置状況の推移(各年10月1日現在)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
か所数	99	103	108	114	121	130	144	154	164

※社会福祉施設等調査報告

(2) 都道府県別の設置状況(令和4年10月1日現在)

都道府県名	設置か所数
北海道	13
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
秋田県	0
山形県	2
福島県	3
茨城県	2
栃木県	1
群馬県	2
埼玉県	3
千葉県	15
東京都	0
神奈川県	24
新潟県	0
富山県	0

都道府県名	設置か所数
石川県	3
福井県	4
山梨県	1
長野県	6
岐阜県	5
静岡県	4
愛知県	1
三重県	6
滋賀県	1
京都府	2
大阪府	3
兵庫県	10
奈良県	2
和歌山県	1
鳥取県	3
島根県	0

都道府県名	設置か所数
岡山県	3
広島県	3
山口県	5
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	5
福岡県	5
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	8
大分県	4
宮崎県	1
鹿児島県	2
沖縄県	2

合計 164 か所

※ 社会福祉施設等調査

※ 各都道府県の設置か所数には、指定都市及び児童相談所設置市における設置か所数を含む。

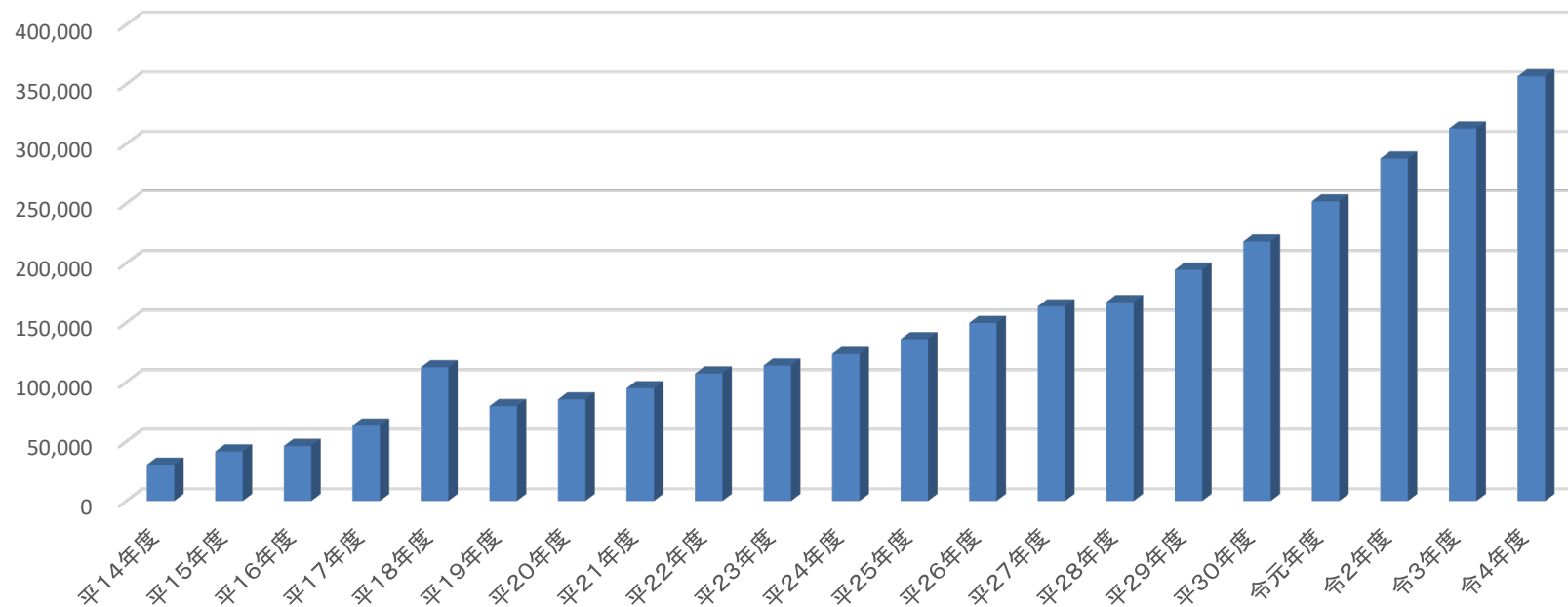
(3) 相談延件数の推移(平成15～令和2年度)

(件数)

H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
46,212	63,298	112,352	79,705	85,347	94,713	107,095	113,830	123,495

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
135,988	149,617	163,492	167,070	194,297	218,075	251,709	287,670	312,828	356,701

相談延べ件数の推移 (件数)



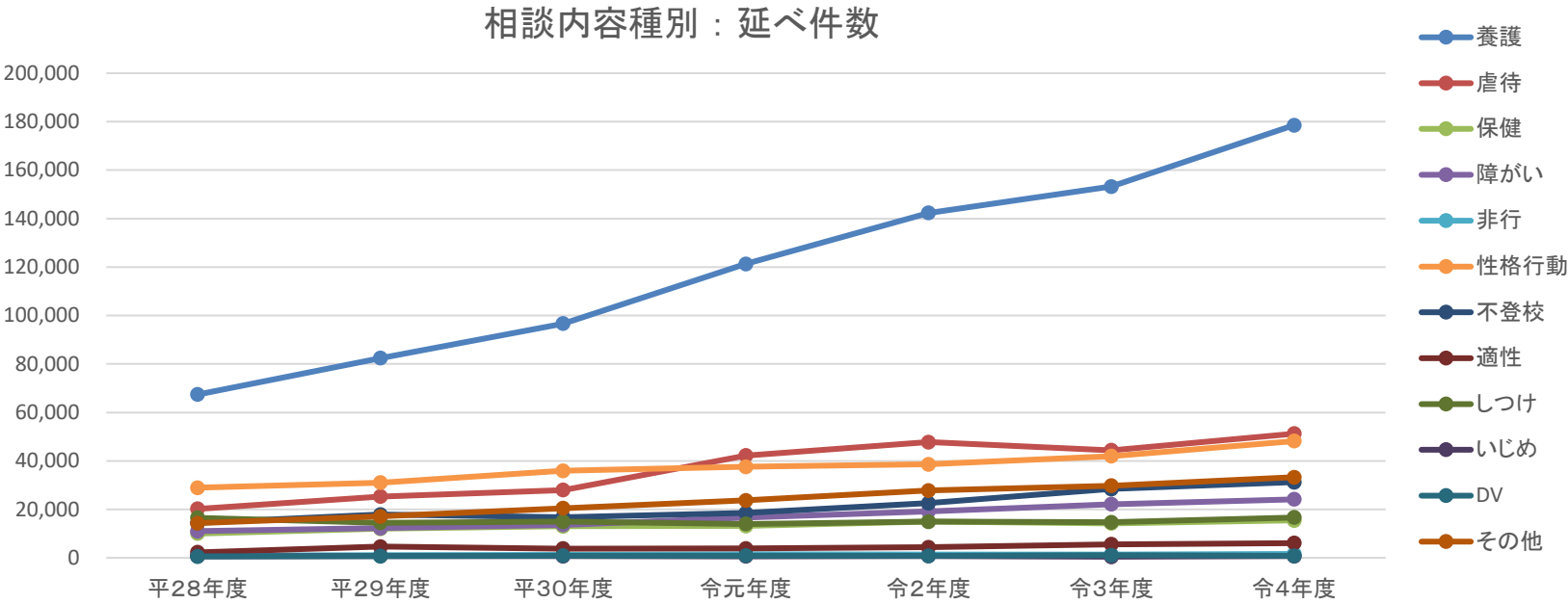
(出典) 令和3年度全国児童家庭支援センター協議会実績報告

(4)相談内容種別(平成29年度～令和3年度)

(単位:人)

	養護	(虐待)	保健	障害	非行	性格行動	不登校	適性	しつけ	いじめ	DV	その他
H29年度	82,416	25,291	11,994	12,261	1,143	31,008	17,837	4,642	14,506	749	673	17,068
H30年度	96,679	27,992	13,052	13,568	1,252	35,930	16,785	3,800	14,957	709	851	20,492
R元年度	121,282	42,248	13,184	16,674	1,531	37,555	18,492	3,844	13,951	630	881	23,685
R2年度	142,340	47,729	14,993	19,188	1,334	38,603	22,544	4,376	14,944	733	829	27,786
R3年度	153,229	44,390	14,248	22,092	1,357	41,945	28,446	5,589	14,668	423	1,062	29,769
R4年度	178,526	51,225	15,463	24,147	1,616	48,229	31,223	6,091	16,664	664	838	33,240

※ 虐待は養護の再掲



(出典) 令和3度全国児童家庭支援センター協議会実績報告

(参考) 統計表等

(1) 年齢別児童数

(単位：人、％)

	児 童 数								構成割合(％)							
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	4,538	1,713	958	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	3,111	12,008	766	812	1,306	2,338	923	421	51.4	52.1	57.4	71.5	54.3	51.5	53.9	43.9
女	2,926	10,801	546	303	1,082	2,181	773	529	48.3	46.9	40.9	26.7	45.0	48.1	45.1	55.2
0歳	181	6	0	0	473	112	6	-	3.0	0.0	-	-	19.7	2.5	0.4	-
1歳	181	8	0	0	727	269	18	-	3.0	0.0	-	-	30.2	5.9	1.1	-
2歳	250	101	0	0	688	306	22	-	4.1	0.4	-	-	28.6	6.7	1.3	-
3歳	328	440	2	0	352	341	45	-	5.4	1.9	0.1	-	14.6	7.5	2.6	-
4歳	371	757	3	0	117	355	53	-	6.1	3.3	0.2	-	4.9	7.8	3.1	-
5歳	333	896	5	0	40	361	61	-	5.5	3.9	0.4	-	1.7	8.0	3.6	-
6歳	351	1,080	8	0	6	339	76	-	5.8	4.7	0.6	-	0.2	7.5	4.4	-
7歳	306	1,159	25	0	-	308	93	-	5.1	5.0	1.9	-	-	6.8	5.4	-
8歳	308	1,262	46	2	-	288	85	-	5.1	5.5	3.4	0.2	-	6.3	5.0	-
9歳	302	1,373	84	8	-	306	105	-	5.0	6.0	6.3	0.7	-	6.7	6.1	-
10歳	291	1,486	129	17	-	273	101	-	4.8	6.4	9.7	1.5	-	6.0	5.9	-
11歳	297	1,585	159	46	-	245	97	-	4.9	6.9	11.9	4.1	-	5.4	5.7	-
12歳	287	1,684	169	104	-	233	131	-	4.7	7.3	12.7	9.2	-	5.1	7.6	-
13歳	279	1,708	145	187	-	190	95	-	4.6	7.4	10.9	16.5	-	4.2	5.5	-
14歳	327	1,921	209	339	-	180	117	-	5.4	8.3	15.7	29.9	-	4.0	6.8	-
15歳	341	1,963	148	344	-	177	135	16	5.6	8.5	11.1	30.3	-	3.9	7.9	1.7
16歳	365	1,910	79	55	-	108	136	164	6.0	8.3	5.9	4.8	-	2.4	7.9	17.1
17歳	367	1,815	54	20	-	83	154	247	6.1	7.9	4.0	1.8	-	1.8	9.0	25.8
18歳	385	1,575	48	9	-	38	111	251	6.4	6.8	3.6	0.8	-	0.8	6.5	26.2
19歳	194	249	18	1	-	14	60	191	3.2	1.1	1.3	0.1	-	0.3	3.5	19.9
20歳	-	-	-	-	-	-	-	61	-	-	-	-	-	-	-	6.4
21歳	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	1.9
22歳	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	0.9
平均年齢	9.9歳	11.8歳	12.7歳	13.9歳	1.6歳	7.6歳	11.8歳	17.8歳	・	・	・	・	・	・	・	・

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。
※総数には不詳を含み、平均には不詳を含まない。
※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(2) 委託時又は入所時の年齢別児童数

(単位：人、％)

	児 童 数							構成割合(％)						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	1,713	958	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0歳	816	68	0	0	1,729	92	－	13.5%	0.3%	0.0%	－	71.9%	5.4%	－
1歳	677	421	2	0	477	97	－	11.2%	1.8%	0.1%	－	19.8%	5.7%	－
2歳	836	3,824	3	0	148	138	－	13.8%	16.6%	0.2%	－	6.2%	8.1%	－
3歳	687	3,186	6	0	40	150	－	11.3%	13.8%	0.4%	－	1.7%	8.8%	－
4歳	409	2,007	3	0	5	112	－	6.8%	8.7%	0.2%	－	0.2%	6.5%	－
5歳	328	1,592	9	0	0	111	－	5.4%	6.9%	0.7%	－	0.0%	6.5%	－
6歳	330	1,663	75	0	0	123	－	5.4%	7.2%	5.6%	－	0.0%	7.2%	－
7歳	246	1,396	117	2	－	91	－	4.1%	6.1%	8.8%	0.2%	－	5.3%	－
8歳	197	1,318	156	11	－	107	－	3.3%	5.7%	11.7%	1.0%	－	6.2%	－
9歳	171	1,283	165	21	－	91	－	2.8%	5.6%	12.4%	1.9%	－	5.3%	－
10歳	186	1,164	184	48	－	77	－	3.1%	5.1%	13.8%	4.2%	－	4.5%	－
11歳	126	1,085	175	121	－	76	－	2.1%	4.7%	13.1%	10.7%	－	4.4%	－
12歳	183	1,052	155	202	－	78	－	3.0%	4.6%	11.6%	17.8%	－	4.6%	－
13歳	173	964	142	351	－	80	－	2.9%	4.2%	10.6%	30.9%	－	4.7%	－
14歳	183	853	82	276	－	86	－	3.0%	3.7%	6.1%	24.3%	－	5.0%	－
15歳	217	706	34	70	－	95	170	3.6%	3.1%	2.5%	6.2%	－	5.5%	17.7%
16歳	163	288	15	21	－	65	301	2.7%	1.2%	1.1%	1.9%	－	3.8%	31.4%
17歳	93	121	6	5	－	34	252	1.5%	0.5%	0.4%	0.4%	－	2.0%	26.3%
18歳	23	17	2	0	－	4	182	0.4%	0.1%	0.1%	－	－	0.2%	19.0%
19歳	3	0	0	0	－	0	35	－	－	－	－	－	－	3.7%
20歳	－	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	0.0%
21歳	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	0.1%
22歳	－	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	0.0%
平均年齢	5.4歳	6.7歳	10.2歳	12.8歳	0.4歳	7.5歳	16.6歳	・	・	・	・	・	・	・

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。
※総数には不詳を含み、平均には不詳を含まない。
※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(3) 委託・入所理由別児童数（令和4年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	88	5.2%	9	0.6%	57	1.5%
父母の行方不明	36	2.1%	13	0.9%	23	0.6%
父母の離婚	12	0.7%	24	1.7%	42	1.1%
父母の不和	13	0.8%	17	1.2%	36	0.9%
父母の拘禁	51	3.0%	46	3.2%	89	2.3%
父母の入院	54	3.2%	33	2.3%	100	2.5%
父母の就労	20	1.2%	31	2.1%	34	0.9%
父母の精神疾患等	173	10.2%	262	18.1%	322	8.2%
父母の放任怠惰	207	12.2%	172	11.9%	480	12.2%
父母の虐待	417	24.5%	369	25.5%	1,789	45.6%
棄児	3	0.2%	7	0.5%	6	0.2%
父母の養育拒否	218	12.8%	99	6.8%	152	3.9%
破産等の経済的理由	87	5.1%	100	6.9%	82	2.1%
児童の問題による監護困難	61	3.6%	—	—	280	7.1%
その他	259	15.2%	266	18.4%	431	11.0%
計	1,699	100.0%	1,448	100.0%	3,923	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（令和4年度入所世帯）

区 分		管内入所	広域入所		合 計
			県内	県外	
夫等の暴力	世帯数	191	185	264	640
	児童	339	336	527	1,202
入所前の家庭環境の不 適切	世帯数	74	16	3	93
	児童	109	29	3	141
母親の心身の不安定	世帯数	38	7	3	48
	児童	51	10	8	69
職業上の理由	世帯数	0	1	1	2
	児童	0	1	1	2
住宅事情	世帯数	148	21	4	173
	児童	204	26	9	239
経済的理由	世帯数	119	8	5	132
	児童	157	16	9	182
その他	世帯数	17	16	3	36
	児童	33	26	5	64
合 計	世帯数	587	254	283	1,124
	児童	893	444	562	1,899

※家庭福祉課調べ

※単位：世帯数は世帯、入所人員は人

(5) 委託期間又は在所期間別児童数

(単位：人、％)

	児 童 数							構成割合(％)						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	1,713	958	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	1,280	3,357	338	580	1,071	312	533	21.1	14.6	25.3	51.1	44.6	18.2	55.6
1年以上2年未満	905	3,151	338	407	733	274	247	14.9	13.7	25.3	35.9	30.5	16.0	25.8
2年以上3年未満	702	2,549	256	101	380	198	102	11.6	11.1	19.2	8.9	15.8	11.6	10.6
3年以上4年未満	585	2,372	166	33	153	210	40	9.7	10.3	12.4	2.9	6.4	12.3	4.2
4年以上5年未満	465	1,969	99	10	44	150	17	7.7	8.5	7.4	0.9	1.8	8.8	1.8
5年以上6年未満	368	1,594	56	-	16	116	3	6.1	6.9	4.2	-	0.7	6.8	0.3
6年以上7年未満	327	1,354	46	-	3	78	1	5.4	5.9	3.4	-	0.1	4.6	0.1
7年以上8年未満	243	1,228	11	-	-	87	-	4.0	5.3	0.8	-	-	5.1	-
8年以上9年未満	220	1,103	10	-	-	70	-	3.6	4.8	0.7	-	-	4.1	-
9年以上10年未満	172	914	8	-	-	61	-	2.8	4.0	0.6	-	-	3.6	-
10年以上11年未満	152	784	4	-	-	44	-	2.5	3.4	0.3	-	-	2.6	-
11年以上12年未満	157	657	1	-	-	40	-	2.6	2.9	0.1	-	-	2.3	-
12年以上	477	1,990	-	-	-	68	-	7.9	8.6	-	-	-	4.0	-
平均期間	4.5年	5.2年	2.5年	1.1年	1.4年	4.3年	1.2年	・	・	・	・		・	・

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。
※総数には不詳を含み、平均には不詳を含まない。
※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(6) 入所時の年齢別母子生活支援施設入所世帯数

(単位：人)

総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
2,780	40	346	498	559	597	402	226	76
100.0%	1.4%	12.4%	17.9%	20.1%	21.5%	14.5%	8.1%	2.7%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。
※総数には不詳を含む。
※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(7) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数（令和4年度）

(単位：世帯)

在所期間	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上	合計
世帯数	159	157	301	226	101	56	89	20	1,109

※家庭福祉課調べ

(8) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（令和4年度）

(単位：世帯)

区分	親・親 戚との 同居	成人し た子と の同居	元の配 偶者 （再婚 含む） と同居	元の配 偶者以 外と結 婚して 同居	単独の母子世帯				他の母 子生活 支援施 設	その 他・不 明	合計	
					公営 住宅	民間ア パート	社宅	本人宅				
世帯数	81	5	55	30	821	284	508	9	20	53	64	1,109

※家庭福祉課調べ

(9) 児童養護施設の入退所の状況（令和4年度中）

(単位：人)

令和4年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				令和4年度退所児童数										
				解除										変更
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
1,062	2,751	110	3,923	1,715	67	1,016	556	15	6	25	5	326	3,731	652

変更前の内訳							
乳児院	他の児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
478	185	86	124	18	114	38	19

変更後の内訳								
他の児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
165	35	103	103	25	7	96	87	31

(10) 乳児院の入退所の状況（令和4年度中）

(単位：人)

令和4年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
352	893	203	1,448

令和4年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
500	2	28	56	0	46	632	870

変更前の内訳					
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	医療機関	その他
63	11	34	4	235	5

変更後の内訳							
他の乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	障害児入所施設	その他
24	497	1	271	18	3	51	5

※家庭福祉課調べ

(11) 児童心理治療施設の入退所の状況（令和4年度中）

（単位：人）

令和4年度新規入所児童数 （新規又は措置変更）				令和4年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
88	338	30	456	105	116	21	5	0	1	1	0	34	283	168

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他	児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その 他
1	48	8	5	1	15	7	3	103	4	18	14	9	0	2	15	3

(12) 児童自立支援施設の入退所の状況（令和4年度中）

（単位：人）

令和4年度新規入所児童数 （新規又は措置変更）				令和4年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
179	546	15	740	62	431	19	3	0	0	8	0	66	589	237

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
0	101	15	33	0	8	11	11	128	5	23	11	11	0	35	16	8

※家庭福祉課調べ

(13) 自立援助ホームの入退居の状況（令和4年度中）

（単位：人）

令和4年度新規入居児童数 （新規又は措置変更）				令和4年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学（大学等）	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
244	433	47	724	74	43	172	36	0	0	43	3	136	507	57

	変更前の内訳							変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	他の自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
-	132	4	35	2	30	10	31	2	0	2	2	0	1	42	0	8

(14) 里親の委託・委託解除の状況（令和4年度中）

（単位：人）

令和4年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）				令和4年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学（大学等）	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
733	863	103	1,699	257	7	124	116	17	356	1	1	296	1,175	461

変更前の内訳								変更後の内訳									
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	他の里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
359	126	14	15	2	174	34	9	19	131	15	7	172	70	0	25	12	10

※家庭福祉課調べ

(15) ファミリーホーム委託・委託解除の状況（令和4年度中）

(単位：人)

令和4年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				令和4年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
162	235	20	417	89	9	54	22	0	3	6	1	83	267	108

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	その他
21	36	9	12	1	66	14	3

変更後の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
0	38	5	10	31	11	1	6	4	2

※家庭福祉課調べ

(16) 新生児等の措置先（令和4年度中）

(単位：人)

措置時の年齢	措置先				
	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリー ホーム	合計
0歳児（1か月未満）	383	10	96	5	494
0歳児（1か月以上）	592	5	230	10	837
1歳以上2歳未満	292	22	145	10	469
合計	1,267	37	471	25	1,800
割合	70.4%	2.1%	26.2%	1.4%	100.0%

※家庭福祉課調べ

(17) 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（令和4年度）

(単位：人)

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満
北海道	2	7	5	4	10	5
青森県	2	5	2	1	2	0
岩手県	0	6	3	0	1	0
宮城県	3	2	1	1	1	0
秋田県	6	2	0	0	2	0
山形県	9	1	3	0	5	0
福島県	1	4	0	6	4	1
茨城県	20	10	6	0	1	4
栃木県	11	25	7	1	5	9
群馬県	5	9	5	3	0	0
埼玉県	30	32	15	0	8	7
千葉県	8	7	8	2	8	10
東京都	68	52	26	0	13	12
神奈川県	9	26	7	0	3	1
新潟県	3	3	4	0	1	1
富山県	3	8	1	0	0	1
石川県	2	0	2	0	1	0
福井県	0	4	1	2	0	2
山梨県	2	4	1	0	4	1
長野県	3	12	10	3	6	7
岐阜県	2	7	2	5	3	2
静岡県	9	9	1	1	3	1
愛知県	10	20	10	9	11	2
三重県	4	9	4	2	5	3
滋賀県	2	1	1	3	1	1
京都府	3	7	5	0	0	0
大阪府	11	34	12	2	8	2
兵庫県	4	8	8	2	3	3
奈良県	4	5	4	1	0	0
和歌山県	0	1	3	1	0	0
鳥取県	3	3	3	0	1	0
島根県	2	5	1	1	1	3
岡山県	1	2	1	1	4	7
広島県	2	11	0	3	0	1
山口県	3	7	4	0	0	1
徳島県	3	2	1	2	0	1
香川県	0	4	6	3	1	0
愛媛県	1	3	2	7	4	1
高知県	5	1	1	0	2	0

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満	0歳児 （1か月未満）	0歳児 （1か月以上）	1歳以上 2歳未満
福岡県	2	6	8	5	4	2
佐賀県	0	3	0	4	0	1
長崎県	3	6	3	1	2	1
熊本県	0	4	4	0	1	1
大分県	17	0	0	3	5	4
宮崎県	2	9	6	0	0	0
鹿児島県	8	10	3	1	1	0
沖縄県	6	3	0	0	2	2
札幌市	6	8	1	2	6	4
仙台市	3	5	1	0	1	0
さいたま市	0	5	2	0	5	1
千葉市	0	5	2	0	1	2
横浜市	1	26	6	1	12	3
川崎市	5	9	4	0	7	2
相模原市	2	5	3	0	3	2
新潟市	0	3	1	2	1	1
静岡市	1	2	0	0	6	2
浜松市	2	1	2	0	10	2
名古屋市	0	25	14	3	8	5
京都市	1	7	4	1	1	1
大阪市	31	33	17	0	6	9
堺市	1	2	1	2	0	2
神戸市	5	15	7	2	0	0
岡山市	3	0	1	0	2	0
広島市	1	7	4	0	3	0
北九州市	2	6	6	0	1	2
福岡市	1	5	1	3	10	4
熊本市	7	4	3	0	7	0
横須賀市	0	2	3	0	0	0
金沢市	1	1	2	0	0	0
明石市	0	1	0	0	1	1
奈良市	3	1	0	0	0	0
世田谷区	2	1	1	0	1	0
江戸川区	4	5	3	0	0	0
荒川区	1	3	0	0	0	0
港区	1	2	0	0	0	0
中野区	3	1	0	0	1	2
板橋区	2	3	3	0	0	0
豊島区	0	0	0	0	0	0
合計	383	592	292	96	230	145

(18) 乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（令和4年度）

(単位：人、％)

	乳児院からの措置 解除児童数	乳児院からの措置変更児童数							乳児院からの措置 解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ				里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合					児童数	割合	児童数	割合	
北海道	10	10	4	40.0%	4	40.0%	2	福岡県	27	27	8	29.6%	17	63.0%	2
青森県	7	7	4	57.1%	3	42.9%	0	佐賀県	4	4	4	100.0%	0	0.0%	0
岩手県	7	7	1	14.3%	6	85.7%	0	長崎県	11	11	8	72.7%	3	27.3%	0
宮城県	2	2	2	100.0%	0	0.0%	0	熊本県	2	2	0	0.0%	2	100.0%	0
秋田県	6	6	3	50.0%	1	16.7%	2	大分県	6	6	5	83.3%	1	16.7%	0
山形県	11	11	5	45.5%	4	36.4%	2	宮崎県	16	16	1	6.3%	13	81.3%	2
福島県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0	鹿児島県	20	20	2	10.0%	15	75.0%	3
茨城県	22	22	8	36.4%	13	59.1%	1	沖縄県	0	0	0	－	0	－	0
栃木県	32	32	8	25.0%	23	71.9%	1	札幌市	13	13	9	69.2%	4	30.8%	0
群馬県	14	14	10	71.4%	2	14.3%	2	仙台市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	0
埼玉県	58	58	10	17.2%	44	75.9%	4	さいたま市	13	13	5	38.5%	7	53.8%	1
千葉県	25	25	3	12.0%	19	76.0%	3	千葉市	2	2	2	100.0%	0	0.0%	0
東京都	67	67	20	29.9%	40	59.7%	7	横浜市	22	22	3	13.6%	18	81.8%	1
神奈川県	21	21	10	47.6%	10	47.6%	1	川崎市	18	18	12	66.7%	4	22.2%	2
新潟県	12	12	8	66.7%	3	25.0%	1	相模原市	6	6	3	50.0%	2	33.3%	1
富山県	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0	新潟市	4	4	2	50.0%	2	50.0%	0
石川県	4	4	1	25.0%	3	75.0%	0	静岡市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	0
福井県	6	6	1	16.7%	4	66.7%	1	浜松市	2	2	0	0.0%	1	50.0%	1
山梨県	8	8	6	75.0%	1	12.5%	1	名古屋市	29	29	6	20.7%	20	69.0%	3
長野県	8	8	3	37.5%	4	50.0%	1	京都市	3	3	2	66.7%	1	33.3%	0
岐阜県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0	大阪市	41	41	9	22.0%	29	70.7%	3
静岡県	19	19	7	36.8%	8	42.1%	4	堺市	3	3	1	33.3%	1	33.3%	1
愛知県	23	23	7	30.4%	15	65.2%	1	神戸市	12	12	4	33.3%	7	58.3%	1
三重県	16	16	7	43.8%	7	43.8%	2	岡山市	6	6	3	50.0%	2	33.3%	1
滋賀県	7	7	4	57.1%	2	28.6%	1	広島市	10	10	2	20.0%	6	60.0%	2
京都府	4	4	1	25.0%	2	50.0%	1	北九州市	6	6	0	0.0%	6	100.0%	0
大阪府	47	47	9	19.1%	32	68.1%	6	福岡市	5	5	3	60.0%	1	20.0%	1
兵庫県	29	29	11	37.9%	15	51.7%	3	熊本市	11	11	3	27.3%	7	63.6%	1
奈良県	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0	横須賀市	2	2	0	0.0%	2	100.0%	0
和歌山県	8	8	2	25.0%	5	62.5%	1	金沢市	3	3	1	33.3%	2	66.7%	0
鳥取県	5	5	2	40.0%	2	40.0%	1	明石市	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0
島根県	10	10	5	50.0%	4	40.0%	1	奈良市	2	2	1	50.0%	1	50.0%	0
岡山県	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0	世田谷区	2	2	2	100.0%	0	0.0%	0
広島県	8	8	2	25.0%	3	37.5%	3	江戸川区	7	7	1	14.3%	5	71.4%	1
山口県	6	6	0	0.0%	5	83.3%	1	荒川区	2	2	0	0.0%	1	50.0%	1
徳島県	5	5	2	40.0%	3	60.0%	0	港区	0	0	0	－	0	－	0
香川県	4	4	1	25.0%	2	50.0%	1	中野区	4	4	1	25.0%	2	50.0%	1
愛媛県	6	6	1	16.7%	5	83.3%	0	板橋区	6	6	1	16.7%	5	83.3%	0
高知県	9	9	4	44.4%	5	55.6%	0	豊島区	0	0	0	－	0	－	0
合計									870	870	289	33.2%	497	57.1%	84

(19) 委託（入所）時の保護者の状況別児童数
(単位：人、%)

	総数	両親又は父母 のどちらかあり	両親ともいな い	両親とも不明
里親	6,057	5,215	708	106
	100.0%	86.1%	11.7%	1.8%
児童養護施設	23,043	21,990	767	222
	100.0%	95.4%	3.3%	1.0%
児童心理治療 施設	1,334	1,268	45	13
	100.0%	95.1%	3.4%	1.0%
児童自立支援 施設	1,135	1,088	29	10
	100.0%	95.9%	2.6%	0.9%
乳児院	2,404	2,382	10	9
	100.0%	99.1%	0.4%	0.4%
ファミリーホーム	1,713	1,536	107	51
	100.0%	89.7%	6.2%	3.0%
自立援助ホーム	958	859	73	22
	100.0%	89.7%	7.6%	2.3%

(20) 家族との交流関係別児童数
(単位：人、%)

	総数	交流あり			交流なし
		電話・メール・手 紙	面会	一時帰宅	
里親	6,057	351	1,447	346	3,870
	100.0%	5.8%	23.9%	5.7%	63.9%
児童養護施設	23,043	2,537	8,159	6,499	5,740
	100.0%	11.0%	35.4%	28.2%	24.9%
児童心理治療 施設	1,334	120	502	423	283
	100.0%	9.0%	37.6%	31.7%	21.2%
児童自立支援 施設	1,135	67	457	422	183
	100.0%	5.9%	40.3%	37.2%	16.1%
乳児院	2,404	155	1,430	188	625
	100.0%	6.4%	59.5%	7.8%	26.0%
ファミリーホーム	1,713	129	610	239	723
	100.0%	7.5%	35.6%	14.0%	42.2%
自立援助 ホーム	958	194	167	121	472
	100.0%	20.3%	17.4%	12.6%	49.3%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(2 1) 家族との交流頻度別児童数 ((2 0) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位:人、%)

	児 童 数							構成割合(%)						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
【電話・メール・手紙】														
総数	351	2,537	120	67	155	129	194	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
月1回以上	37	478	25	11	66	13	59	10.5%	18.8%	20.8%	16.4%	42.6%	10.1%	30.4%
年2回～11回	191	1,518	73	45	73	71	102	54.4%	59.8%	60.8%	67.2%	47.1%	55.0%	52.6%
年1回ぐらい	123	534	20	10	13	43	31	35.0%	21.0%	16.7%	14.9%	8.4%	33.3%	16.0%
【面会】														
総数	1,447	8,159	502	457	1,430	610	167	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
月1回以上	260	1,781	101	151	796	137	42	18.0%	21.8%	20.1%	33.0%	55.7%	22.5%	25.1%
年2回～11回	900	5,405	341	275	555	355	97	62.2%	66.2%	67.9%	60.2%	38.8%	58.2%	58.1%
年1回ぐらい	287	956	58	31	78	118	25	19.8%	11.7%	11.6%	6.8%	5.5%	19.3%	15.0%
【一時帰宅】														
総数	346	6,499	423	422	188	239	121	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
月1回以上	131	2,223	191	158	167	87	45	37.9%	34.2%	45.2%	37.4%	88.8%	36.4%	37.2%
年2回～11回	195	3,941	222	250	19	124	68	56.4%	60.6%	52.5%	59.2%	10.1%	51.9%	56.2%
年1回ぐらい	20	318	10	14	2	27	8	5.8%	4.9%	2.4%	3.3%	1.1%	11.3%	6.6%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果 (令和5年2月1日現在)

(22) 定員規模別児童福祉施設数（令和5年10月1日現在）

（単位：か所）

種別 認可定員	乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設 ※入所のみ		児童自立支援施設 ※入所のみ		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	147	100.0%	609	100.0%	53	100.0%	58	100.0%	207	100.0%
20人以下	73	49.7%	10	1.6%	5	9.4%	2	3.4%	169	81.6%
21 ～ 30	37	25.2%	104	17.1%	18	34.0%	10	17.2%	29	14.0%
31 ～ 40	26	17.7%	135	22.2%	16	30.2%	6	10.3%	4	1.9%
41 ～ 50	4	2.7%	170	27.9%	12	22.6%	13	22.4%	5	2.4%
51 ～ 60	3	2.0%	90	14.8%	2	3.8%	10	17.2%	-	-
61 ～ 70	3	2.0%	45	7.4%	-	-	4	6.9%	-	-
71 ～ 80	1	0.7%	24	3.9%	-	-	2	3.4%	-	-
81 ～ 90	-	-	11	1.8%	-	-	3	5.2%	-	-
91 ～ 100	-	-	8	1.3%	-	-	1	1.7%	-	-
101 ～ 110	-	-	4	0.7%	-	-	0	0%	-	-
111 ～ 120	-	-	4	0.7%	-	-	3	5.2%	-	-
121 ～ 150	-	-	4	0.7%	-	-	4	6.9%	-	-
151人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※家庭福祉課調べ

※母子生活支援施設の定員については世帯数

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

(23) 里親申込みの動機別里親家庭数

総数	児童福祉への 理解から	子どもを 育てたいから	養子を得 たいため	その他
4,815	2,395	1,258	563	556
100.00%	49.7%	26.1%	11.7%	11.5%

(24) 登録期間別里親家庭数

総数	5年未満	5年～9年	10年～14年	15年以上
4,815	2,114	1,306	809	574
100.00%	43.9%	27.1%	16.8%	11.9%

(25) 委託児童別里親家庭数

総数	1人	2人	3人	4人
4,815	3,789	793	174	33
100.00%	78.7%	16.5%	3.6%	0.7%

(26) 里親の年齢別里親家庭数

	総数	里親の年齢					いない
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
里父	4,815	12	240	1070	1,412	1,388	678
	100.0%	0.2%	5.0%	22.2%	29.3%	28.8%	14.1%
里母	4,815	31	257	1,342	1,735	1,334	101
	100.0%	0.6%	5.3%	27.9%	36.0%	27.7%	2.1%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(27) 仕事の種類別里親家庭数

	総数	里親の仕事の種類												いない
		社会福祉事業従事者	宗教家	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	その他の就業者	就業していない	
里父	4,815	247	465	140	784	189	595	197	127	254	327	413	374	678
	100.0%	5.1%	9.7%	2.9%	16.3%	3.9%	12.4%	4.1%	2.6%	5.3%	6.8%	8.6%	7.8%	14.1%
里母	4,815	476	309	124	366	58	443	133	69	44	361	494	1,812	101
	100.0%	9.9%	6.4%	2.6%	7.6%	1.2%	9.2%	2.8%	1.4%	0.9%	7.5%	10.3%	37.6%	2.1%

(28) 年間所得（税込）

	平均所得金額
里親家庭	601.1万円
一般家庭	545.7万円

(29) 住宅の所有状況別里親家庭数

総数	自家		借家		その他	不明
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅		
4,815	3,392	454	261	546	78	35
100.0%	70.4%	9.4%	5.4%	11.3%	1.6%	0.7%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。
※総数には不詳を含む。
※（29）一般家庭の平均所得金額は「令和4年国民生活基礎調査」
※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(30) 就業状況（令和5年3月1日現在）

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況		
5,140 (100%)	夫婦世帯 4,454 (86.7%)	共働き	2,529	49.2%
		一方が働いている	1,667	32.4%
		どちらも働いていない	258	5.0%
	ひとり親世帯 686 (13.3%)	働いている	484	9.4%
		働いていない	202	3.9%

※家庭福祉課調べ

(31) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（令和4年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	56	294	704
児童養護施設	199	1,211	3,120
里親	781	1,989	5,010
その他	61	221	637
合計	1,097	3,715	9,471

※レスパイト・ケアを利用した里親
世帯数・・・1,037世帯

※家庭福祉課調べ

(32) 里親養育支援児童福祉司の配置状況について（令和5年4月1日現在）（虐待防止対策課調べ）

北海道	9
青森県	6
岩手県	5
宮城県	4
秋田県	4
山形県	2
福島県	4
茨城県	7
栃木県	3
群馬県	7
埼玉県	4
千葉県	15
東京都	25
神奈川県	18
新潟県	8
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	1
長野県	8
岐阜県	5
静岡県	8
愛知県	16
三重県	3

滋賀県	4
京都府	5
大阪府	17
兵庫県	8
奈良県	3
和歌山県	3
鳥取県	3
島根県	3
岡山県	4
広島県	4
山口県	6
徳島県	2
香川県	2
愛媛県	3
高知県	2
福岡県	12
佐賀県	2
長崎県	2
熊本県	3
大分県	5
宮崎県	3
鹿児島県	4
沖縄県	6
合計	275

※1 板橋区は令和4年7月1日、豊島市は令和5年2月1日児童相談所開所。

※2 各都道府県には指定都市、児童相談所設置市の人数含む。

4. 里親等委託の推進

○里親等委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる。
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる。
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる。
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親等委託の推進

①里親等委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が23.5%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、福岡市では里親等への委託率が59.3%を占め、また、福岡市では過去10年間で27.9%から59.3%(+31.4%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・里親等委託率を増加させている自治体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が規定されたことを踏まえ、平成29年3月及び30年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

○里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等



里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

○里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）



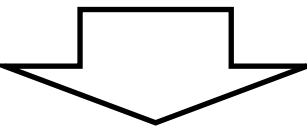
昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施



平成14年10月 里親制度改正

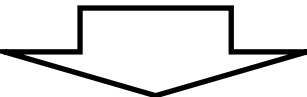
- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施



- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）



- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%を目標



平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）



平成28年児童福祉法改正

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（家庭養育優先原則）（公布日（平成28年6月3日）施行）
- ・一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）



平成28年児童福祉法改正を踏まえた取組

- ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標（※）が示された。（平成29年8月）
 - ※・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
 - ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。等
- ・「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定いただくよう依頼。（平成30年7月）
- ・質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定。（平成30年7月）



令和4年児童福祉法改正

- ・児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることとした。（令和6年4月1日施行）

○里親登録（認定）の要件

基本的な要件

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ②経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）。
- ③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。

※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。こどもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

都道府県児童福祉審議会の意見聴取

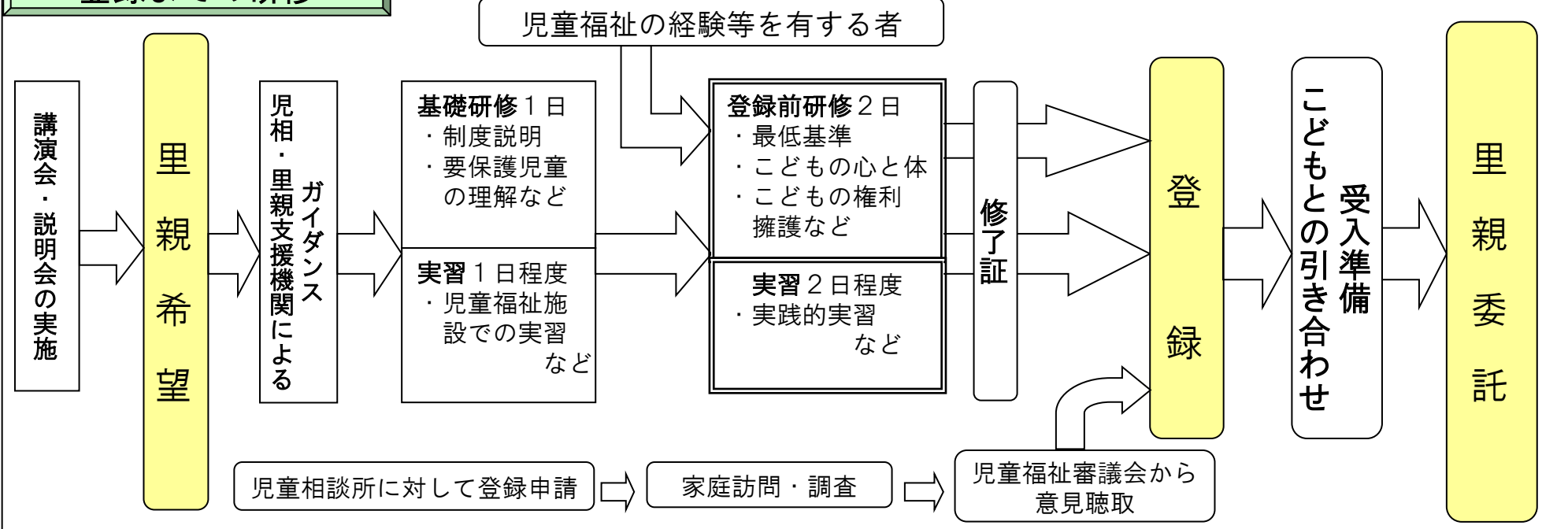
里親名簿への登録

親族里親の認定

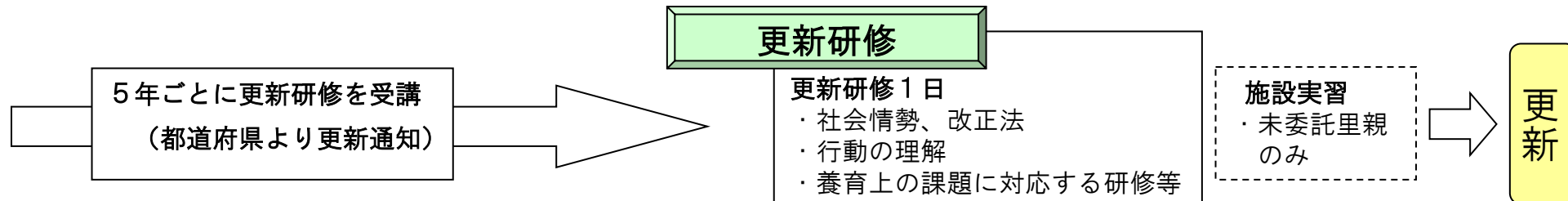
5年ごとの登録の更新（更新研修の受講） ※専門里親は2年ごと

○養育里親の里親研修と登録の流れ

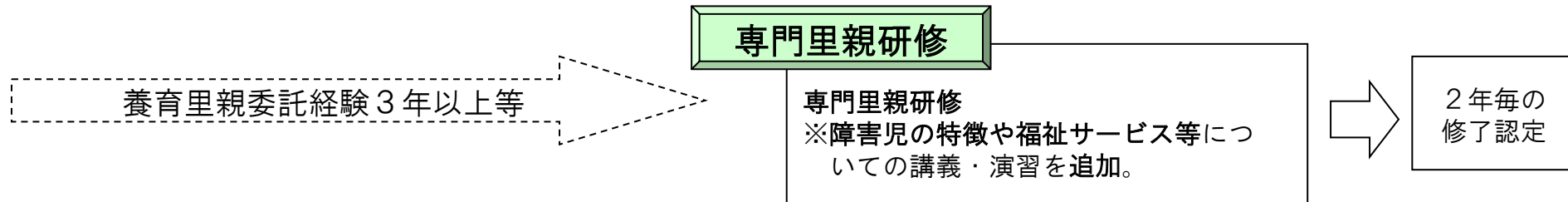
登録までの研修



更新研修



専門里親研修



○里親研修カリキュラム(例)

・ ・ ・ 実施機関は、都道府県（法人、NP0等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1 日 ＋ 実習 1 日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要するこどもの理解について（ex保護を要するこどもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 登録前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける	2 日 ＋ 実習 2 日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③こどもの心（こどもの発達と委託後の適応） ④こどもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後 5 年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1 日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1 日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex こどもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex こどもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成２３年度末の１３．５％から、令和３年度末には２３．５％に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成２３年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成２４年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成２５年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成２６年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成２７年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成２８年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成２９年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成３０年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和２年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和３年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100

※ 「里親等」は、平成２１年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で５～６人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和３年度末で４４６か所、委託児童１，７１８人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

里親等委託率

○里親等委託率の推移（年齢区分別）

- 令和3年度末現在、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっている。
- 全年齢区分において、里親等委託率は上昇している。

年度	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降		
	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)
令和2年度末	3,246	810	25.0	5,394	1,583	29.3	25,170	5,314	21.1
令和3年度末	2,884	729	25.3	5,341	1,650	30.9	24,932	5,419	21.7

※ 「代替養育必要児童数」とは、乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託児童数」とは、里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託率」とは、代替養育必要児童数に占める里親等委託児童数の割合をいう。

（出典）福祉行政報告例

○都道府県市別の里親等委託率の差

70都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

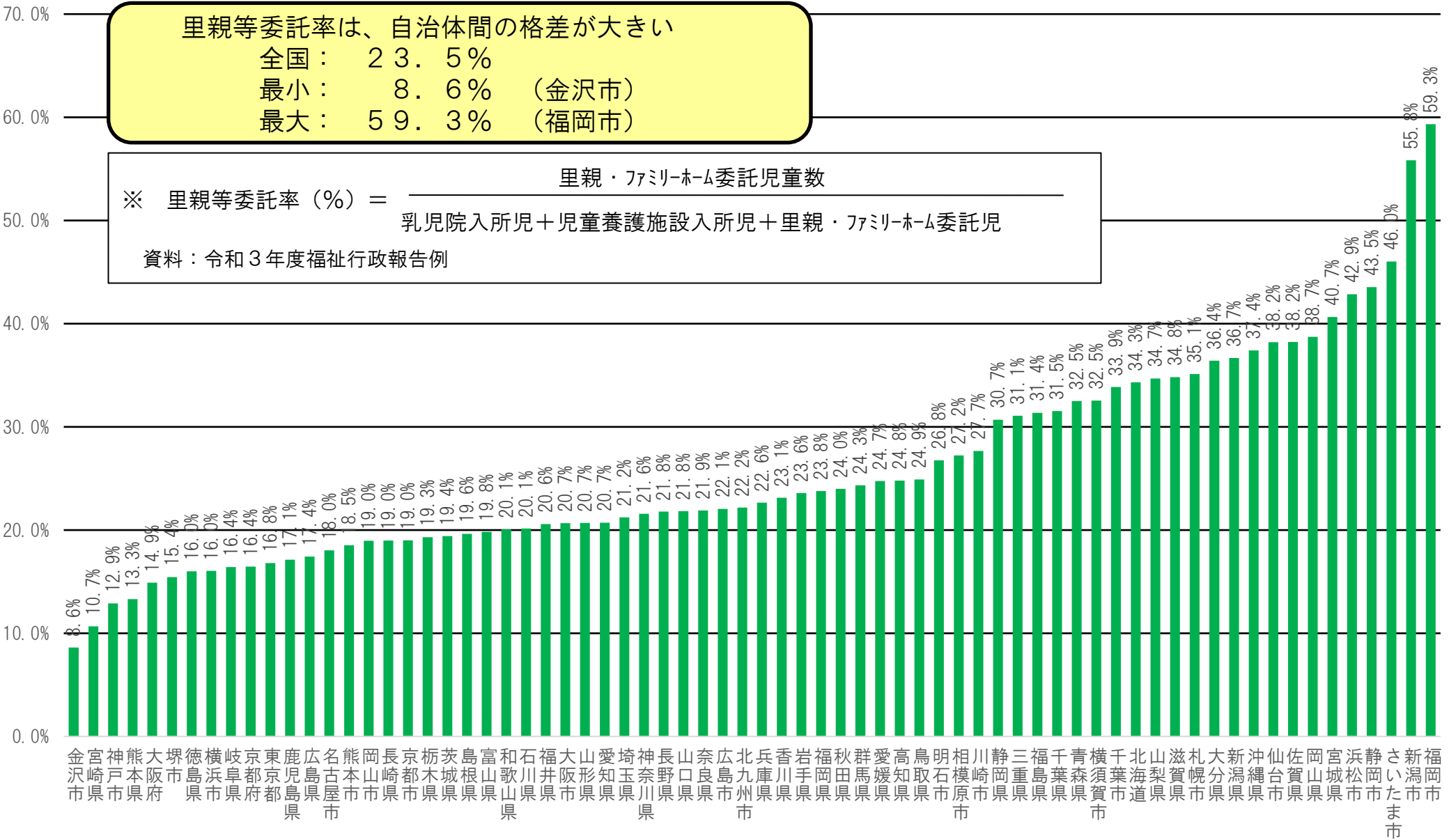
全国： 23.5%

最小： 8.6%（金沢市）

最大： 59.3%（福岡市）

※ 里親等委託率（%）＝ $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：令和3年度福祉行政報告例



〇都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	(1)/(7)	数(人)	率	数(人)	率	
	①	②		③	④	⑤	⑥	
					(3)/(7)		(5)/(7)	(1)+③+⑤
北海道	622人	34.6%	(9)	52人	2.9%	1,122人	62.5%	1,796人
青森県	104人	32.5%	(10)	18人	5.6%	198人	61.9%	320人
岩手県	75人	23.6%	(22)	24人	7.5%	219人	68.9%	318人
宮城県	181人	39.5%	(2)	40人	8.7%	237人	51.7%	458人
秋田県	48人	24.0%	(21)	18人	9.0%	134人	67.0%	200人
山形県	54人	20.7%	(28)	17人	6.5%	190人	72.8%	261人
福島県	117人	31.4%	(12)	9人	2.4%	247人	66.2%	373人
茨城県	138人	19.4%	(35)	61人	8.6%	512人	72.0%	711人
栃木県	118人	19.3%	(36)	67人	11.0%	426人	69.7%	611人
群馬県	111人	24.4%	(20)	30人	6.6%	314人	69.0%	455人
埼玉県	445人	25.1%	(16)	182人	10.3%	1,147人	64.7%	1,774人
千葉県	413人	31.9%	(11)	84人	6.5%	799人	61.7%	1,296人
東京都	618人	16.8%	(42)	294人	8.0%	2,766人	75.2%	3,678人
神奈川県	425人	22.0%	(24)	159人	8.2%	1,348人	69.8%	1,932人
新潟県	144人	43.6%	(1)	26人	7.9%	160人	48.5%	330人
富山県	22人	19.8%	(31)	8人	7.2%	81人	73.0%	111人
石川県	39人	15.1%	(46)	22人	8.5%	197人	76.4%	258人
福井県	42人	20.6%	(29)	21人	10.3%	141人	69.1%	204人
山梨県	94人	34.7%	(8)	22人	8.1%	155人	57.2%	271人
長野県	115人	21.8%	(27)	28人	5.3%	385人	72.9%	528人
岐阜県	84人	16.4%	(43)	30人	5.9%	398人	77.7%	512人
静岡県	228人	35.6%	(6)	51人	8.0%	362人	56.5%	641人
愛知県	353人	19.6%	(34)	100人	5.5%	1,350人	74.9%	1,803人
三重県	152人	31.1%	(13)	32人	6.5%	305人	62.4%	489人

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	(1)/(7)	数(人)	率	数(人)	率	
	①	②		③	④	⑤	⑥	
					(3)/(7)		(5)/(7)	(1)+③+⑤
滋賀県	94人	34.8%	(7)	29人	10.7%	147人	54.4%	270人
京都府	126人	17.9%	(39)	58人	8.2%	520人	73.9%	704人
大阪府	471人	17.3%	(40)	243人	8.9%	2,015人	73.8%	2,729人
兵庫県	302人	19.8%	(32)	123人	8.0%	1,103人	72.2%	1,528人
奈良県	69人	21.9%	(25)	16人	5.1%	230人	73.0%	315人
和歌山県	64人	20.1%	(30)	29人	9.1%	226人	70.8%	319人
鳥取県	58人	24.9%	(17)	29人	12.4%	146人	62.7%	233人
島根県	32人	19.6%	(33)	22人	13.5%	109人	66.9%	163人
岡山県	119人	28.7%	(15)	12人	2.9%	284人	68.4%	415人
広島県	131人	19.2%	(37)	26人	3.8%	525人	77.0%	682人
山口県	98人	21.8%	(26)	19人	4.2%	332人	73.9%	449人
徳島県	36人	16.0%	(44)	17人	7.6%	172人	76.4%	225人
香川県	43人	23.1%	(23)	18人	9.7%	125人	67.2%	186人
愛媛県	118人	24.7%	(19)	28人	5.9%	331人	69.4%	477人
高知県	91人	24.8%	(18)	21人	5.7%	255人	69.5%	367人
福岡県	435人	30.7%	(14)	104人	7.3%	877人	61.9%	1,416人
佐賀県	78人	38.2%	(3)	13人	6.4%	113人	55.4%	204人
長崎県	81人	19.0%	(38)	19人	4.4%	327人	76.6%	427人
熊本県	100人	15.6%	(45)	45人	7.0%	497人	77.4%	642人
大分県	162人	36.4%	(5)	10人	2.2%	273人	61.3%	445人
宮崎県	46人	10.7%	(47)	26人	6.0%	359人	83.3%	431人
鹿児島県	124人	17.1%	(41)	40人	5.5%	560人	77.3%	724人
沖縄県	178人	37.4%	(4)	9人	1.9%	289人	60.7%	476人
全国	7,798人	23.5%		2,351人	7.1%	23,008人	69.4%	33,157人

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。
(注2) 各都道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

年齢階層別の里親等委託率①(令和3年度末(実績))

○ 全国の合計では、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっている。

自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
北海道	75人	49人	65.3%	136人	65人	47.8%	873人	258人	29.6%	1,084人	372人	34.3%
青森県	27人	10人	37.0%	41人	21人	51.2%	252人	73人	29.0%	320人	104人	32.5%
岩手県	23人	7人	30.4%	51人	11人	21.6%	244人	57人	23.4%	318人	75人	23.6%
宮城県	20人	5人	25.0%	23人	12人	52.2%	203人	83人	40.9%	246人	100人	40.7%
秋田県	15人	3人	20.0%	29人	13人	44.8%	156人	32人	20.5%	200人	48人	24.0%
山形県	20人	4人	20.0%	51人	16人	31.4%	190人	34人	17.9%	261人	54人	20.7%
福島県	22人	13人	59.1%	63人	40人	63.5%	288人	64人	22.2%	373人	117人	31.4%
茨城県	74人	6人	8.1%	109人	38人	34.9%	528人	94人	17.8%	711人	138人	19.4%
栃木県	74人	14人	18.9%	91人	22人	24.2%	446人	82人	18.4%	611人	118人	19.3%
群馬県	44人	13人	29.5%	85人	37人	43.5%	326人	61人	18.7%	455人	111人	24.4%
埼玉県	162人	34人	21.0%	282人	77人	27.3%	1,054人	207人	19.6%	1,498人	318人	21.2%
千葉県	85人	35人	41.2%	192人	93人	48.4%	827人	220人	26.6%	1,104人	348人	31.5%
東京都	328人	57人	17.4%	566人	125人	22.1%	2,784人	436人	15.7%	3,678人	618人	16.8%
神奈川県	76人	9人	11.8%	117人	48人	41.0%	442人	80人	18.1%	635人	137人	21.6%
新潟県	25人	9人	36.0%	34人	14人	41.2%	151人	54人	35.8%	210人	77人	36.7%
富山県	11人	2人	18.2%	12人	2人	16.7%	88人	18人	20.5%	111人	22人	19.8%
石川県	12人	1人	8.3%	15人	2人	13.3%	115人	26人	22.6%	142人	29人	20.4%
福井県	19人	0人	0.0%	18人	6人	33.3%	167人	36人	21.6%	204人	42人	20.6%
山梨県	23人	9人	39.1%	47人	26人	55.3%	201人	59人	29.4%	271人	94人	34.7%
長野県	45人	14人	31.1%	78人	31人	39.7%	405人	70人	17.3%	528人	115人	21.8%
岐阜県	51人	21人	41.2%	89人	19人	21.3%	372人	44人	11.8%	512人	84人	16.4%
静岡県	45人	15人	33.3%	69人	29人	42.0%	277人	76人	27.4%	391人	120人	30.7%
愛知県	87人	25人	28.7%	196人	57人	29.1%	755人	133人	17.6%	1,038人	215人	20.7%
三重県	38人	10人	26.3%	89人	33人	37.1%	362人	109人	30.1%	489人	152人	31.1%
滋賀県	28人	5人	17.9%	25人	13人	52.0%	217人	76人	35.0%	270人	94人	34.8%
京都府	28人	4人	14.3%	42人	10人	23.8%	234人	36人	15.4%	304人	50人	16.4%
大阪府	125人	25人	20.0%	246人	55人	22.4%	992人	123人	12.4%	1,363人	203人	14.9%
兵庫県	62人	8人	12.9%	160人	36人	22.5%	754人	177人	23.5%	976人	221人	22.6%
奈良県	18人	3人	16.7%	46人	8人	17.4%	251人	58人	23.1%	315人	69人	21.9%
和歌山県	22人	1人	4.5%	66人	18人	27.3%	231人	45人	19.5%	319人	64人	20.1%
鳥取県	17人	1人	5.9%	38人	4人	10.5%	178人	53人	29.8%	233人	58人	24.9%
島根県	21人	1人	4.8%	27人	7人	25.9%	115人	24人	20.9%	163人	32人	19.6%
岡山県	19人	8人	42.1%	25人	14人	56.0%	160人	57人	35.6%	204人	79人	38.7%
広島県	29人	4人	13.8%	52人	8人	15.4%	338人	61人	18.0%	419人	73人	17.4%
山口県	29人	4人	13.8%	45人	10人	22.2%	375人	84人	22.4%	449人	98人	21.8%
徳島県	18人	6人	33.3%	39人	11人	28.2%	168人	19人	11.3%	225人	36人	16.0%
香川県	23人	7人	30.4%	29人	11人	37.9%	134人	25人	18.7%	186人	43人	23.1%

年齢階層別の里親等委託率②(令和3年度末(実績))

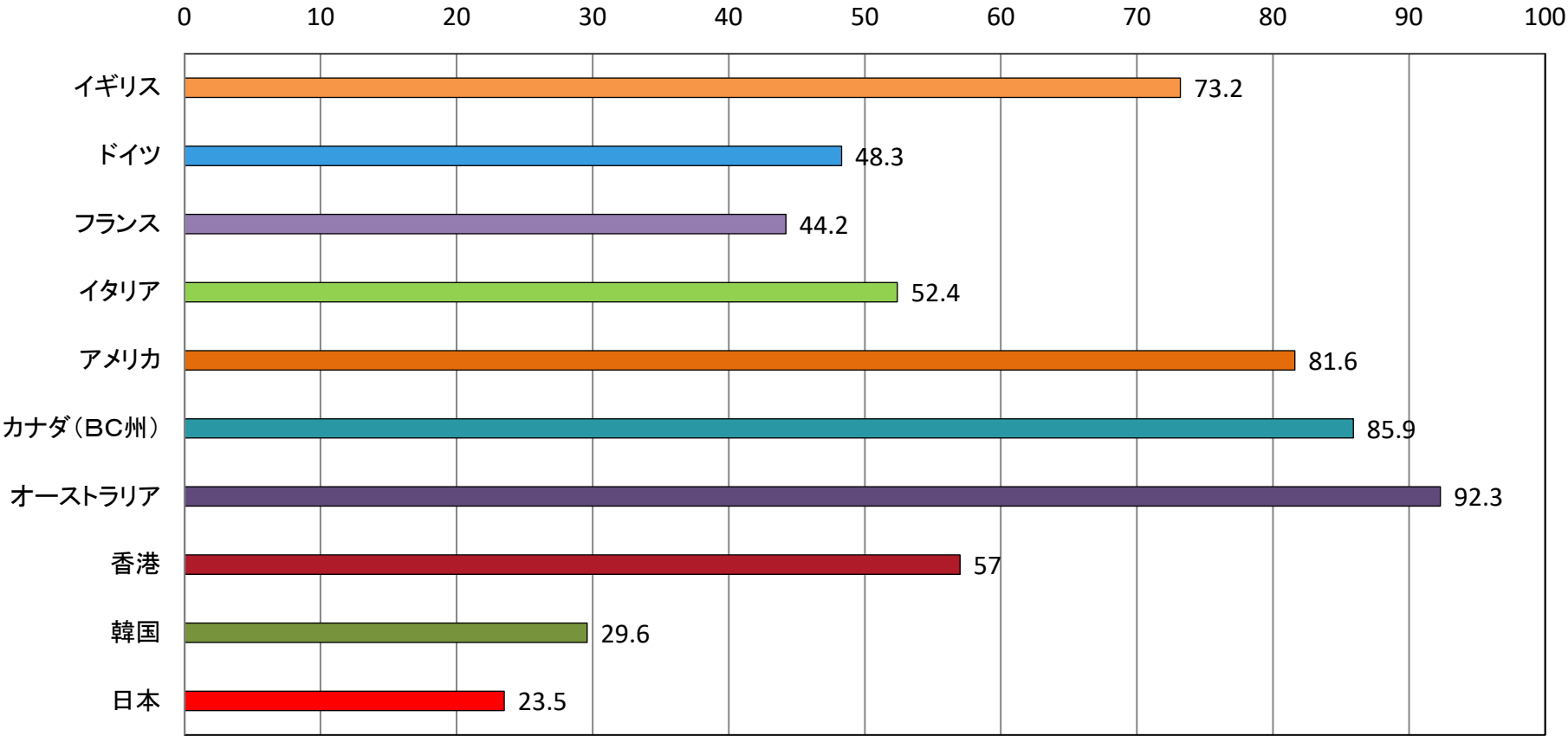
自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
愛媛県	35人	13人	37.1%	65人	15人	23.1%	377人	90人	23.9%	477人	118人	24.7%
高知県	25人	6人	24.0%	65人	26人	40.0%	277人	59人	21.3%	367人	91人	24.8%
福岡県	65人	10人	15.4%	133人	27人	20.3%	517人	133人	25.7%	715人	170人	23.8%
佐賀県	19人	6人	31.6%	33人	24人	72.7%	152人	48人	31.6%	204人	78人	38.2%
長崎県	29人	8人	27.6%	67人	8人	11.9%	331人	65人	19.6%	427人	81人	19.0%
熊本県	30人	3人	10.0%	57人	9人	15.8%	296人	40人	13.5%	383人	52人	13.6%
大分県	26人	13人	50.0%	73人	41人	56.2%	346人	108人	31.2%	445人	162人	36.4%
宮崎県	33人	3人	9.1%	78人	11人	14.1%	320人	32人	10.0%	431人	46人	10.7%
鹿児島県	58人	7人	12.1%	118人	12人	10.2%	548人	105人	19.2%	724人	124人	17.1%
沖縄県	34人	21人	61.8%	77人	46人	59.7%	365人	111人	30.4%	476人	178人	37.4%
札幌市	57人	31人	54.4%	122人	51人	41.8%	533人	168人	31.5%	712人	250人	35.1%
仙台市	20人	4人	20.0%	35人	15人	42.9%	157人	62人	39.5%	212人	81人	38.2%
さいたま市	31人	3人	9.7%	48人	27人	56.3%	197人	97人	49.2%	276人	127人	46.0%
千葉市	19人	7人	36.8%	27人	13人	48.1%	146人	45人	30.8%	192人	65人	33.9%
横浜市	63人	16人	25.4%	117人	19人	16.2%	487人	72人	14.8%	667人	107人	16.0%
川崎市	35人	13人	37.1%	53人	21人	39.6%	230人	54人	23.5%	318人	88人	27.7%
相模原市	18人	5人	27.8%	42人	20人	47.6%	131人	27人	20.6%	191人	52人	27.2%
新潟市	15人	11人	73.3%	16人	8人	50.0%	89人	48人	53.9%	120人	67人	55.8%
静岡市	11人	4人	36.4%	17人	7人	41.2%	96人	43人	44.8%	124人	54人	43.5%
浜松市	20人	17人	85.0%	18人	9人	50.0%	88人	28人	31.8%	126人	54人	42.9%
名古屋市	78人	27人	34.6%	130人	27人	20.8%	557人	84人	15.1%	765人	138人	18.0%
京都市	20人	2人	10.0%	64人	19人	29.7%	316人	55人	17.4%	400人	76人	19.0%
大阪市	119人	11人	9.2%	202人	48人	23.8%	773人	167人	21.6%	1,094人	226人	20.7%
堺市	24人	12人	50.0%	55人	10人	18.2%	193人	20人	10.4%	272人	42人	15.4%
神戸市	51人	5人	9.8%	43人	11人	25.6%	387人	46人	11.9%	481人	62人	12.9%
岡山市	14人	4人	28.6%	34人	7人	20.6%	163人	29人	17.8%	211人	40人	19.0%
広島市	15人	5人	33.3%	48人	10人	20.8%	200人	43人	21.5%	263人	58人	22.1%
北九州市	21人	2人	9.5%	68人	16人	23.5%	317人	72人	22.7%	406人	90人	22.2%
福岡市	18人	13人	72.2%	31人	29人	93.5%	246人	133人	54.1%	295人	175人	59.3%
熊本市	24人	4人	16.7%	29人	8人	27.6%	206人	36人	17.5%	259人	48人	18.5%
横須賀市	3人	0人	0.0%	21人	9人	42.9%	97人	32人	33.0%	121人	41人	33.9%
金沢市	10人	0人	0.0%	19人	3人	15.8%	87人	7人	8.0%	116人	10人	8.6%
明石市	4人	1人	25.0%	13人	2人	15.4%	54人	16人	29.6%	71人	19人	26.8%
合計	2,884人	729人	25.3%	5,341人	1,650人	30.9%	24,932人	5,419人	21.7%	33,157人	7,798人	23.5%
(参考) 令和2年度末	3,246人	810人	25.0%	5,394人	1,583人	29.3%	25,170人	5,314人	21.1%	33,810人	7,707人	22.8%

(出典) 令和3年度末：福祉行政報告例（令和4年3月末現在） 令和2年度末 福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

○諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）（％）



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」（令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業）
※ 日本の里親等委託率は、令和3年度末（2022年3月末）
※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ（BC州）、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合
※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

Ⅴ. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

Ⅵ. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

Ⅶ. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用

里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）
個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）
先駆的な取組を行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求める。
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、補助メニューの拡充等を図るとともに、
 - ii 集中取組期間における補助率の嵩上げ（1／2⇒2／3）を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。

里親委託加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

- 令和6年度の里親委託加速化プランを集計した結果、79自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）中、**41自治体**を財政支援の対象として採択した。
- 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、
①75%以上の自治体が**18自治体**（19自治体）、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が**23自治体**（22自治体）となっている。
（※）（）内は令和5年度採択自治体数

採択 の 可否	自治体名		令和元年度末 （実績）	令和2年度末 （実績）	令和3年度末 （実績）	令和4年度末（実績）			里親委託率 令和3年度と 4年度比較	令和5年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
			里親等委託率	里親等委託率	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率		代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
●	1	北海道	71.8%	52.3%	65.3%	65人	39人	60.0%	-5.3%	72人	58人	80.6%	72人	61人	84.7%
	2	青森県	23.3%	20.0%	37.0%	27人	9人	33.3%	-3.7%	27人	10人	37.0%	26人	10人	38.5%
●	3	岩手県	15.4%	24.1%	30.4%	19人	3人	15.8%	-14.6%	26人	8人	30.8%	44人	21人	47.7%
●	4	宮城県	0.0%	22.2%	25.0%	16人	2人	12.5%	-12.5%	26人	10人	38.5%	26人	10人	38.5%
●	5	秋田県	15.8%	17.6%	20.0%	15人	2人	13.3%	-6.7%	19人	10人	52.6%	19人	11人	57.9%
●	6	山形県	35.3%	9.5%	23.8%	23人	5人	21.7%	-2.1%	22人	13人	59.1%	21人	16人	76.2%
●	7	福島県	69.2%	67.6%	59.1%	23人	17人	73.9%	14.8%	37人	28人	75.7%	38人	29人	76.3%
●	8	茨城県	16.2%	9.2%	8.1%	70人	6人	8.6%	0.5%	60人	8人	13.3%	60人	40人	66.7%
●	9	栃木県	18.4%	16.7%	18.9%	76人	17人	22.4%	3.4%	82人	37人	45.1%	81人	43人	53.1%
	10	群馬県	29.7%	37.7%	29.5%	46人	9人	19.6%	-10.0%	76人	24人	31.6%	77人	26人	33.8%
	11	埼玉県	18.4%	16.5%	19.2%	191人	30人	15.7%	-3.5%	202人	66人	32.7%	199人	72人	36.2%
	12	千葉県	33.0%	41.7%	41.2%	69人	34人	49.3%	8.1%	114人	61人	53.5%	114人	65人	57.0%
	13	東京都	15.1%	17.6%	17.3%	317人	48人	15.1%	-2.2%	-	-	-	490人	69人	14.1%
●	14	神奈川県	12.4%	25.6%	11.8%	66人	11人	16.7%	4.8%	107人	35人	32.7%	106人	37人	34.9%
	15	新潟県	27.6%	33.3%	36.0%	19人	4人	21.1%	-14.9%	22人	8人	36.4%	22人	9人	40.9%
●	16	富山県	0.0%	36.4%	18.2%	15人	1人	6.7%	-11.5%	13人	5人	38.5%	13人	6人	46.2%
	17	石川県	22.7%	8.3%	5.0%	25人	2人	8.0%	3.0%	19人	7人	36.8%	18人	8人	44.4%
	18	福井県	10.0%	4.3%	0.0%	20人	4人	20.0%	20.0%	11人	3人	27.3%	12人	4人	33.3%
●	19	山梨県	50.0%	51.6%	39.1%	22人	11人	50.0%	10.9%	45人	32人	71.1%	46人	35人	76.1%
●	20	長野県	30.4%	41.7%	31.1%	51人	17人	33.3%	2.2%	46人	19人	41.3%	59人	45人	76.3%
●	21	岐阜県	38.5%	32.6%	41.2%	47人	23人	48.9%	7.8%	55人	39人	70.9%	54人	41人	75.9%
	22	静岡県	35.4%	32.1%	34.8%	40人	9人	22.5%	-12.3%	41人	17人	41.5%	40人	18人	45.0%
	23	愛知県	27.4%	25.5%	28.6%	82人	23人	28.0%	-0.5%	157人	-	-	158人	45人	28.5%
	24	三重県	28.3%	22.0%	26.3%	39人	14人	35.9%	9.6%	64人	30人	46.9%	64人	31人	48.4%
	25	滋賀県	45.5%	14.3%	21.7%	19人	8人	42.1%	20.4%	23人	11人	48.1%	23人	12人	52.5%
	26	京都府	13.6%	20.0%	14.3%	27人	4人	14.8%	0.5%	30人	6人	20.0%	30人	7人	23.3%
	27	大阪府	22.7%	20.1%	20.0%	118人	20人	16.9%	-3.1%	165人	-	-	165人	-	47.0%
	28	兵庫県	18.4%	18.0%	12.9%	60人	13人	21.7%	8.8%	104人	34人	32.7%	104人	39人	37.5%
	29	奈良県	17.9%	10.3%	14.3%	16人	2人	12.5%	-1.8%	33人	8人	24.2%	33人	9人	27.3%
●	30	和歌山県	10.7%	5.0%	4.5%	18人	2人	11.1%	6.6%	35人	10人	28.6%	35人	12人	34.3%
	31	鳥取県	4.5%	0.0%	5.9%	17人	1人	5.9%	0.0%	37人	4人	10.8%	36人	5人	13.9%
	32	島根県	32.0%	21.7%	4.8%	19人	6人	31.6%	26.8%	24人	7人	29.2%	25人	9人	36.0%
●	33	岡山県	35.0%	26.7%	36.4%	29人	14人	48.3%	11.9%	72人	48人	66.7%	70人	53人	75.7%
	34	広島県	12.6%	27.1%	20.5%	43人	11人	25.6%	5.1%	42人	18人	42.9%	41人	27人	65.9%
●	35	山口県	6.5%	16.1%	16.7%	27人	0人	0.0%	-16.7%	29人	9人	31.0%	29人	10人	34.5%
	36	徳島県	37.5%	36.4%	33.3%	18人	5人	27.8%	-5.6%	30人	16人	53.3%	30人	18人	60.0%
	37	香川県	26.1%	40.0%	30.4%	17人	5人	29.4%	-1.0%	26人	12人	46.2%	25人	13人	52.0%
●	38	愛媛県	11.6%	30.6%	37.1%	23人	10人	43.5%	6.3%	50人	21人	42.0%	50人	24人	48.0%
●	39	高知県	3.6%	10.0%	24.0%	22人	8人	36.4%	12.4%	46人	17人	37.0%	51人	21人	41.2%

採択の可否	自治体名	令和元年度末 (実績)	令和2年度末 (実績)	令和3年度末 (実績)	令和4年度末(実績)			里親委託率 令和3年度と 4年度比較	令和5年度末(見込)			令和6年度末(見込)		
		里親等委託率	里親等委託率	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率		代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
●	40 福岡県	15.1%	13.9%	15.4%	51人	13人	25.5%	10.1%	65人	30人	46.2%	63人	33人	52.4%
●	41 佐賀県	51.4%	42.3%	42.9%	9人	5人	55.6%	12.7%	28人	20人	71.4%	28人	21人	75.0%
	42 長崎県	32.1%	15.4%	30.0%	22人	8人	36.4%	6.4%	29人	16人	55.2%	29人	18人	62.1%
●	43 熊本県	0.0%	9.5%	10.0%	32人	3人	9.4%	-0.6%	29人	10人	34.5%	28人	13人	46.4%
●	44 大分県	54.3%	46.4%	50.0%	28人	18人	64.3%	14.3%	33人	23人	69.7%	33人	25人	75.8%
●	45 宮崎県	2.6%	6.3%	9.1%	33人	2人	6.1%	-3.0%	35人	12人	34.3%	34人	13人	38.2%
	46 鹿児島県	23.5%	14.3%	13.6%	55人	7人	12.7%	-0.8%	58人	20人	34.5%	58人	23人	39.7%
	47 沖縄県	60.5%	69.0%	61.8%	26人	10人	38.5%	-23.3%	47人	27人	57.4%	47人	27人	57.4%
●	48 札幌市	38.3%	50.9%	54.4%	39人	19人	48.7%	-5.7%	58人	42人	72.4%	58人	50人	86.2%
	49 仙台市	17.4%	32.0%	20.0%	19人	3人	15.8%	-4.2%	36人	12人	33.3%	36人	14人	38.9%
	50 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	51 千葉市	30.8%	31.6%	43.8%	16人	10人	62.5%	18.8%	19人	9人	47.4%	18人	10人	55.6%
	52 横浜市	20.9%	27.3%	25.4%	70人	26人	37.1%	11.7%	127人	40人	31.5%	130人	43人	33.1%
●	53 川崎市	23.7%	38.9%	37.1%	31人	19人	61.3%	24.1%	49人	35人	71.4%	51人	38人	74.5%
●	54 相模原市	30.8%	33.3%	27.8%	15人	7人	46.7%	18.9%	26人	15人	57.7%	24人	18人	75.0%
●	55 新潟市	68.8%	68.8%	73.3%	14人	8人	57.1%	-16.2%	12人	9人	75.0%	12人	9人	75.0%
	56 静岡市	56.3%	50.0%	36.4%	13人	8人	61.5%	25.2%	15人	8人	53.3%	15人	8人	53.3%
●	57 浜松市	63.2%	78.6%	85.0%	22人	17人	77.3%	-7.7%	17人	14人	82.4%	18人	15人	83.3%
●	58 名古屋市中区	17.2%	29.9%	34.6%	77人	28人	36.4%	1.7%	99人	40人	40.4%	100人	45人	45.0%
●	59 京都市	21.1%	29.0%	10.0%	18人	2人	11.1%	1.1%	36人	23人	63.8%	35人	26人	75.0%
●	60 大阪市	5.0%	8.3%	9.2%	143人	12人	8.4%	-0.9%	188人	30人	16.0%	188人	48人	25.5%
	61 堺市	33.3%	28.0%	47.8%	18人	10人	55.6%	7.7%	51人	0人	0.0%	42人	15人	35.7%
●	62 神戸市	14.9%	9.1%	9.8%	40人	4人	10.0%	0.2%	50人	15人	30.0%	51人	19人	37.3%
●	63 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	64 広島市	16.7%	29.2%	33.3%	20人	6人	30.0%	-3.3%	25人	4人	16.0%	25人	5人	20.0%
	65 北九州市	22.7%	18.8%	9.5%	28人	3人	10.7%	1.2%	36人	10人	27.8%	44人	17人	38.6%
●	66 福岡市	66.7%	71.4%	72.2%	25人	19人	76.0%	3.8%	35人	25人	71.4%	35人	27人	77.1%
●	67 熊本市	18.5%	10.7%	10.3%	26人	6人	23.1%	12.7%	26人	13人	50.0%	26人	15人	57.7%
	68 横須賀市	11.1%	0.0%	0.0%	6人	0人	0.0%	0.0%	13人	1人	7.7%	14人	1人	7.1%
	69 金沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
●	70 明石市	33.3%	66.7%	25.0%	3人	1人	33.3%	8.3%	7人	5人	71.4%	7人	6人	85.7%
●	71 奈良市	-	-	-	8人	0人	0.0%	-	10人	2人	20.0%	8人	6人	75.0%
●	72 世田谷区	-	33.3%	8.3%	10人	2人	20.0%	11.7%	24人	16人	66.7%	26人	20人	76.9%
●	73 江戸川区	12.5%	4.0%	11.1%	20人	2人	10.0%	-1.1%	30人	9人	30.0%	30人	12人	40.0%
	74 荒川区	-	9.1%	0.0%	5人	0人	0.0%	0.0%	13人	2人	15.4%	15人	3人	20.0%
●	75 港区	-	25.0%	0.0%	2人	0人	0.0%	0.0%	9人	6人	63.0%	12人	9人	75.0%
	76 豊島区	-	-	-	12人	5人	41.7%	-	9人	2人	22.2%	10人	3人	30.0%
	77 中野区	-	-	-	8人	2人	25.0%	-	9人	1人	11.1%	9人	1人	11.1%
●	78 板橋区	-	-	-	13人	0人	0.0%	-	11人	0人	0.0%	13人	1人	7.7%
	79 葛飾区	-	-	-	0人	0人	-	-	20人	4人	20.0%	28人	5人	17.9%

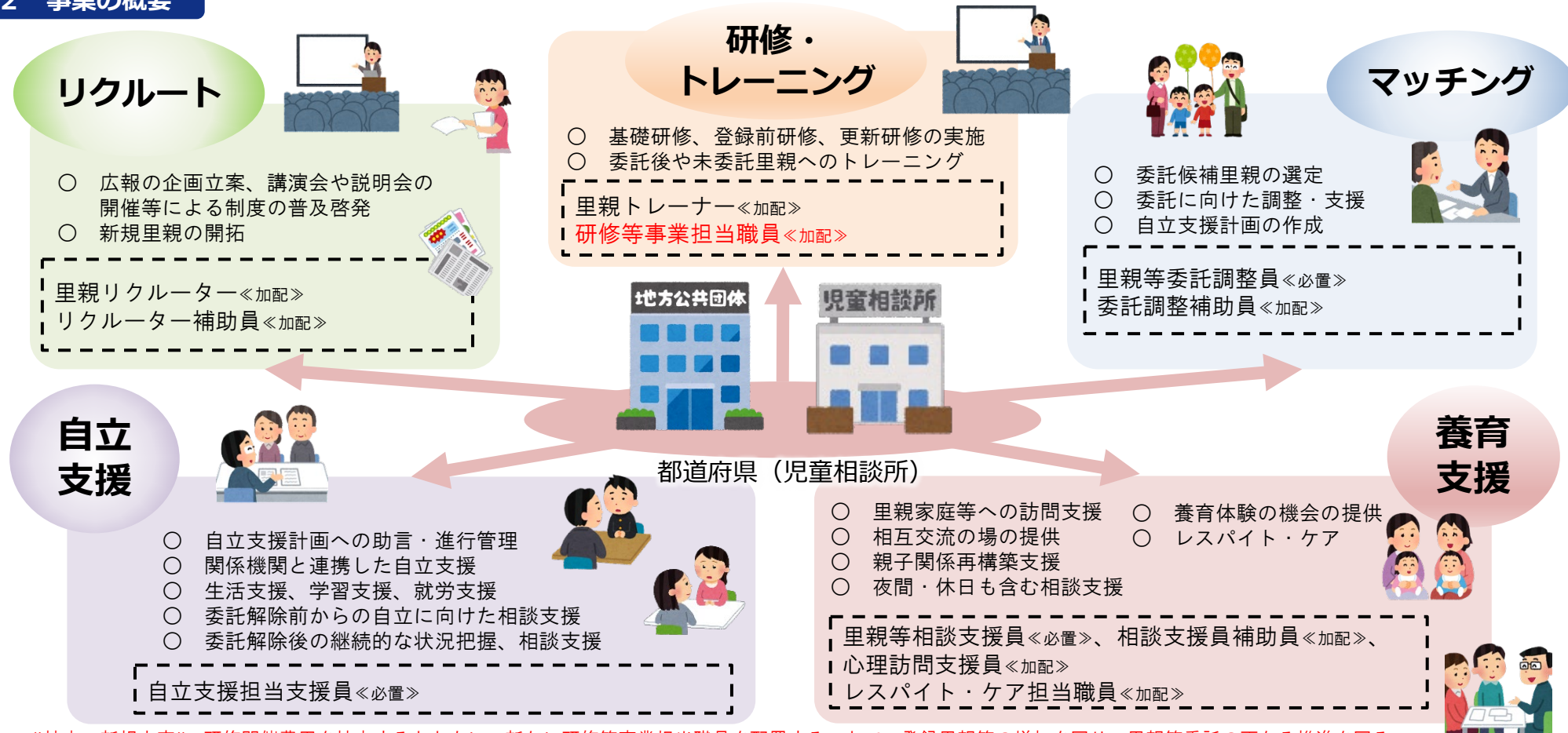
※さいたま市は埼玉県に、岡山市は岡山県に、金沢市は石川県に含む。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2（又は2／3、3／4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3、1／4）

○ 事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③こどもと里親家庭のマッチング、④こどもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。《拡充・新規》

（３）里親委託推進等事業

こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）共働き家庭里親委託促進事業

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

（７）障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

（８）里親等委託推進提案型事業

里親等委託推進に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の推進を図る。

（９）里親養育包括支援促進事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

（１０）里親支援センター体制強化事業 《新規》

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親研修等担当者（里親トレーナー）の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（１１）養子縁組包括支援事業 《新規》

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 ①～⑨、⑫の事業 国：1／2（又は2／3^{（※）}）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3）

⑪、⑬の事業 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

⑩の事業 国：3／4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／4

（※）令和6年度末までの「集中取組期間」において、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めるとともに、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、一定の要件を満たす場合には補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

【補助基準額】

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円	
②市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円	
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円	
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円	
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円	
新規里親登録件数			
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円	
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円	
35件以上	1 か所当たり	2,539千円	
④里親研修・トレーニング等事業			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円	《拡充》
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,735千円	《拡充》
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円	
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円	
研修受講促進費	1 人当たり	40千円	
研修等事業担当職員配置加算			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円	《新規》
委託して実施する場合	1 か所当たり	3,943千円	《新規》
⑤里親委託推進等事業	1 か所当たり	6,544千円	
新規里親委託件数			
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円	
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円	
45件以上	1 か所当たり	4,069千円	
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円	
里親等委託児童数			
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円	
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円	
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円	
80人以上	1 か所当たり	10,985千円	
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円	
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円	
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円	
夜間・土日相談対応強化加算			
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円	
上記以外	1 か所当たり	2,938千円	
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860円	
養育児童預かり支援			
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円	
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980円	
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500円	
⑦里親等委託児童自立支援事業			
アフターケア対象者10人以上かつ			
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円	
アフターケア対象者20人以上かつ			
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円	
⑧共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円	
⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1 か所当たり	2,200千円	
⑩里親等委託推進提案型事業	1 自治体当たり	10,000千円	
⑪里親養育包括支援促進事業			
都道府県等が実施する場合	1 か所当たり	32,734千円	
委託して実施する場合	1 か所当たり	29,463千円	
⑫里親支援センター体制強化事業 《新規》			
新規里親登録件数に応じて設定	1 か所当たり	最大2,939千円	
新規里親委託件数に応じて設定	1 か所当たり	最大4,069千円	
⑬養子縁組包括支援事業 《新規》			
i 養子縁組制度普及促進事業			
ア 基本分			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円	
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円	
イ 市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円	
ii 養親訪問等支援事業			
ア 基本分	1 か所当たり	9,931千円	
イ 養親相談支援員（補助員）加算			
里親等委託児童数			
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円	
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円	
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円	
80人以上	1 か所当たり	10,985千円	
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円	
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円	
エ 夜間・土日相談対応強化加算			
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円	
上記以外	1 か所当たり	2,938千円	

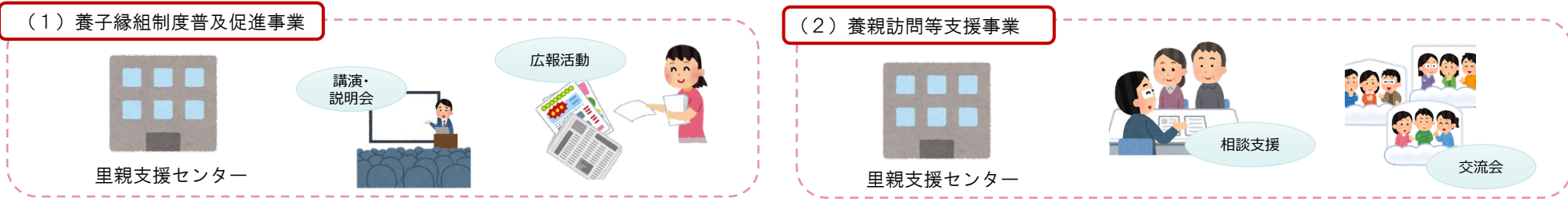
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組制度普及促進事業
- 養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。
- (2) 養親訪問等支援事業
- 養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。



3 実施主体等

【補助基準額】

(1) 養子縁組制度普及促進事業

ア 基本分	
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり 1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり 1,623千円
イ 市町村連携加算	1 か所当たり 5,800千円

(2) 養親訪問等支援事業

ア 基本分	1 か所当たり 9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算	
里親等委託児童数	
20人以上40人未満	1 か所当たり 2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり 4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり 8,144千円
80人以上	1 か所当たり 10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算	
常勤で配置する場合	1 か所当たり 5,166千円
非常勤で配置する場合	1 か所当たり 1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算	
24時間365日の場合	1 か所当たり 6,150千円
上記以外	1 か所当たり 2,938千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

概要

- 家庭で適切な養育を受けられないこども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

事業内容

- 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。
- このため、従前の補助事業にとらわれない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 定額（国：10／10相当）

<支援イメージ>

※ 地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでの
ファシリテーターと里親との様子】



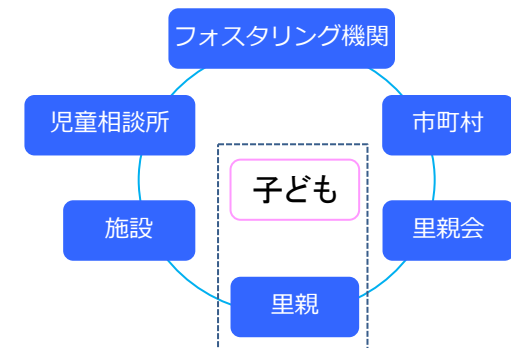
【ショッピングモールでの
制度説明会】



【里親サロンの様子】



【フォーラムの様子】



里親支援センターの設置状況(令和6年5月1日時点)

里親支援センターの令和6年5月1日時点における設置状況は以下のとおりであり、14自治体にて実施、15か所で設置となっている。

自治体名	実施	設置か所数	自治体名	実施	設置か所数	自治体名	実施	設置か所数	自治体名	実施	設置か所数
北海道			岐阜県			佐賀県			堺市		
青森県	○	1	静岡県			長崎県			神戸市		
岩手県			愛知県			熊本県	○	2	岡山市		
宮城県	○		三重県			大分県			広島市		
秋田県			滋賀県	○	1	宮崎県			北九州市		
山形県			京都府			鹿児島県			福岡市		
福島県			大阪府			沖縄県			熊本市	○	1
茨城県			兵庫県	○	2	札幌市			横須賀市		
栃木県			奈良県	○	1	仙台市	○	1	金沢市		
群馬県			和歌山県	○	1	さいたま市			明石市		
埼玉県	○	1	鳥取県	○	1	千葉市			奈良市		
千葉県			島根県			横浜市			世田谷区		
東京都			岡山県			川崎市			江戸川区		
神奈川県			広島県			相模原市			荒川区		
新潟県			山口県	○	1	新潟市			港区		
富山県			徳島県			静岡市	○	1	中野区		
石川県			香川県			浜松市			板橋区		
福井県			愛媛県			名古屋市			豊島区		
山梨県			高知県			京都市			葛飾区		
長野県	○	1	福岡県			大阪市			合計	14	15

※宮城県と仙台市は共同実施のため、設置か所数は仙台市のみに計上

里親支援センターの設置状況(令和6年5月1日時点)

自治体名	センター名	施設の形態					
		設置主体の種別		経営主体の種別		経営主体の法人が他に実施する 施設の状況	
						乳児院	児童養護 施設
		種別	その他	種別	その他		
青森県	里親支援センター弘前	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
埼玉県	愛泉里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
長野県	うえだ里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
滋賀県	里親支援センターしが	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
兵庫県	なごみ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
兵庫県	まんまる	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
奈良県	里親センターなら	社会福祉法人		社会福祉法人			○
和歌山県	里親支援センター「なでしこ」	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
鳥取県	里親家庭サポートセンターいろは	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
山口県	里親養育サポートセンターれりーふ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
熊本県	養育家庭支援センターきらきら	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
熊本県	県南里親支援センターゆうり	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
仙台市	みやぎ里親支援センターけやき	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
静岡市	静岡市里親家庭支援センター	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
熊本市	熊本市里親支援センター ゆうり	その他	NPO法人	その他	NPO法人		

都道府県別フオスタリング事業の実施状況（令和4年度）

「里親養育包括支援事業」（フオスタリング事業）による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。
（令和3年度（実績）：74自治体（74自治体中）、308か所（延べ））→ **令和4年度（実績）：78自治体（78自治体中）、327か所（＋19）（延べ）**）

自治体名	数				実施機関詳細								自治体名	数				実施機関詳細											
	公営	民間委託			実施機関名	①里親制度等普及促進・リンクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業	⑤里親等委託児童自立支援事業	⑥共働き家庭里親委託促進事業	⑦障害児里親等委託促進モデル事業		⑧里親等委託推進後援包括事業	公営	民間委託			実施機関名	①里親制度等普及促進・リンクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業	⑤里親等委託児童自立支援事業	⑥共働き家庭里親委託促進事業	⑦障害児里親等委託促進モデル事業	⑧里親等委託推進後援包括事業		
北海道	9か所	8か所	1か所	自治体	北海道中央児童相談所								千歳市	4か所	－	4か所	民間	特定非営利活動法人 子ども家庭サポートセンターちば		○									
					北海道旭川児童相談所				○									特定非営利活動法人 ちばこどもおうえんだん											
					北海道帯広児童相談所				○									千歳県里親会				○							
					北海道釧路児童相談所				○									社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会		○									
					北海道函館児童相談所				○									特定非営利活動法人 キーアセット		○		○	○						
					北海道北見児童相談所				○									一般社団法人 東京公認心理師協会		○		○	○						
					北海道岩見沢児童相談所				○									社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院		○		○	○						
					北海道宮城児童相談所				○									社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院（江東児相）		○		○	○	○					
青森県	11か所	6か所	5か所	自治体	一般社団法人 北海道里親会連合会							東京都	8か所	－	8か所	民間	社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院（多摩児相）		○										
					中央児童相談所				○									社会福祉法人 愛恵会乳児院（立川児相）		○		○	○						
					弘前児童相談所					○								養育家庭の会				○							
					八戸児童相談所													特定非営利活動法人 バディチーム				○							
					五所川原児童相談所													中央児童相談所		○		○							
					七戸児童相談所													平塚児童相談所		○		○							
					むつ児童相談所													鎌倉三浦地域児童相談所		○		○							
					社会福祉法人 藤室母園				○									小田原児童相談所		○		○							
岩手県	5か所	4か所	1か所	自治体	社会福祉法人 ひまわり乳児院					○		神奈川県	14か所	7か所	7か所	自治体	厚木児童相談所		○										
					社会福祉法人 弘前乳児院					○								大和緑地地域児童相談所		○		○							
					青森県里親連合会					○								子ども自立生活支援センター		○		○							
					社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会													里親センター		○		○							
					岩手県（本庁）													家庭養育支援センター（6箇所）		○									
					岩手県福祉総合相談センター					○								新潟県		○									
					岩手県一関児童相談所													長岡児童相談所		○									
					岩手県宮古児童相談所													社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会		○									
宮城県	5か所	3か所	2か所	民間	社会福祉法人 豊友隣保館					○		富山県	2か所	－	2か所	民間	社会福祉法人 新潟カリス会					○							
					中央児童相談所													日本赤十字社富山県支部				○	○						
					北部児童相談所													社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会											
					東部児童相談所													社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会											
					みやぎ里親支援センターけやき					○								自治体	中央児童相談所		○		○						
					恵陽財団母子愛育会													社会福祉法人 七尾児童相談所		○		○							
					自治体	社会福祉法人 三好福祉会												石川県	6か所	2か所	4か所	民間	社会福祉法人 梅光会						
					秋田県児童相談所（3箇所）及び主管課																		石川県里親会						
秋田県	9か所	4か所	5か所	民間	秋田赤十字乳児院					○		福井県	3か所	2か所	1か所	自治体	社会福祉法人 伊奈美園		○										
					鎌漕学園													社会福祉法人 茅城塾		○									
					感愛児童養育院													総合福祉相談所				○	○						
					聖園天候園													敦賀児童相談所				○	○						
					県立愛児園													福井県家庭養護推進ネットワーク				○	○						
					山形県													山梨県	2か所	1か所	1か所	自治体	中央児童相談所						
					民間	社会福祉法人 恵河江学園					○						○							社会福祉法人 子育て・発達の家				○	○
						社会福祉法人 恵陽財団済生会支助山形県済生会													長野県	7か所	5か所	2か所	自治体	中央児童相談所					○
福島県	4か所	4か所	－	自治体	中央児童相談所					○			松本児童相談所				○	○											
					県中央児童相談所								飯田児童相談所				○	○											
					会津児童相談所								諏訪児童相談所				○	○											
					高井児童相談所								佐久児童相談所				○	○											
					社会福祉法人 茨城県連心園								うすだみなみ乳児院				○	○											
					社会福祉法人 磐田会								松本赤十字乳児院				○	○											
					中央児童相談所								子ども家庭課				○												
					中央児童相談所								中央子ども相談センター				○	○											
茨城県	2か所	－	2か所	民間	南関東児童相談所								岐阜県	11か所	6か所	5か所	自治体	西濃子ども相談センター											
					県北児童相談所													中濃子ども相談センター				○	○						
					県木下児童相談所													東濃子ども相談センター				○	○						
					県木下児童相談所													飛騨子ども相談センター				○	○						
					県木下児童相談所													社会福祉法人 日本児童育成会				○	○						
					一般財団法人 岐阜県里親連合会													社会福祉法人 榎心会				○	○						
					社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会													社会福祉法人 梅友会				○	○						
					社会福祉法人 三晃福祉会													社会福祉法人 カトリック名古屋教区福音会				○	○						
群馬県	8か所	4か所	4か所	自治体	社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会								静岡県	8か所	5か所	3か所	民間	社会福祉法人 飛騨梅光会											
					中央児童相談所													夏茂児童相談所				○	○						
					中央児童相談所 北部支所													東部児童相談所				○	○						
					西部児童相談所													富士児童相談所				○	○						
					東部児童相談所													中央児童相談所				○	○						
					社会福祉法人 三晃福祉会													西部児童相談所				○	○						
					群馬県里親の会													恵明学園児童家庭支援センタースマイル				○	○						
					群馬県児童養護施設連絡協議会													試信会児童家庭支援センターパラソル				○	○						
埼玉県	9か所	7か所	2か所	自治体	社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会								愛知県	5か所	3か所	2か所	自治体	児童家庭支援センターはるかぜ											
					中央児童相談所													愛知県		○									
					南児童相談所													中央児童 障害者相談センター				○	○						
					川越児童相談所													西三河児童 障害者相談センター				○	○						
					所沢児童相談所													社会福祉法人 中日新聞社会事業部				○	○						
					熊谷児童相談所													社会福祉法人 愛知玉葉会				○	○						
					越谷児童相談所																								
					幕加児童相談所																								
民間	社会福祉法人 愛の森 愛さこども家庭センター																												
	一般社団法人 埼玉県里親会																												

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和6年度予算 74 百万円（ 0 円 ） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。
- 併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスティング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要

（1）里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（2）全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

（3）第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

（※） 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスティング）事業を実施する民間フォスティング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスティング）事業）により補助。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

2 事業の概要

（1）生活費等支援

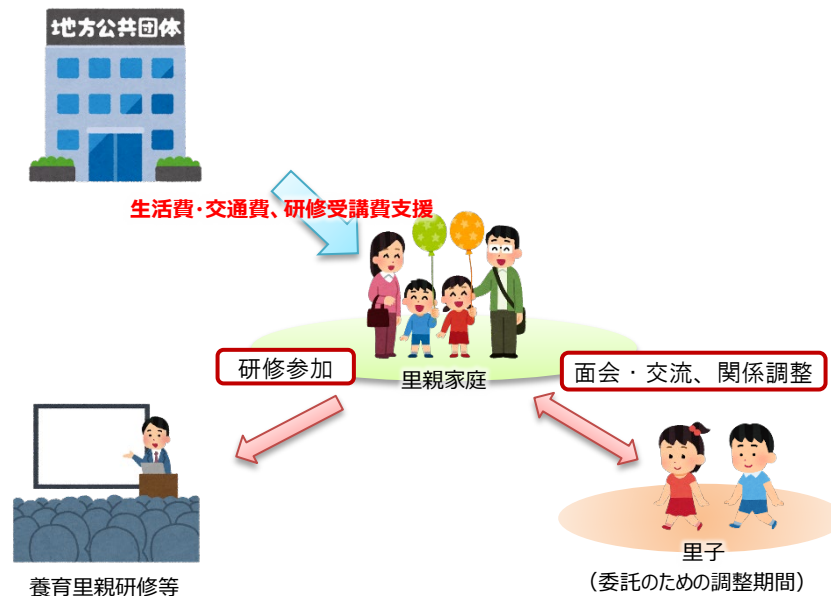
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（2）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （1）生活費等支援

1人当たり日額 5,300円

（2）研修受講支援

①研修受講旅費

ア 県内で行われる場合

1件当たり日額 3,490円

イ 県外で行われる場合

1件当たり 50,290円

②テキスト費用

1研修当たり 20,000円

③考査代

1研修当たり 9,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

概要

【令和5年度予算】 2. 1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

これまで里親制度等や特別養子縁組制度等について、社会全体の認知向上を図ってきたところであるが、今後については、里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する者(養親希望者)を増やすことを主眼に置いた広報啓発を実施する。

特に、特設サイトにて潜在的な担い手の関心のステージに応じて、里親や養親になることを具体的に検討し、里親登録や養親希望を後押しするような適切な情報提供を行うなど、特設サイトを主軸に戦略的に担い手の関心のステージごとに適したコンテンツの提供を行うほか、その他適切な広報媒体を補完的に活用した広報を展開する。

【実施主体】 民間団体(公募により選定)

【補助率】 国：定額(10/10相当)

令和5年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につなげるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを開設する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする公告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

- ・LINE広告(ダイジェストスポット含む)等のインターネット広告
- ・動画広告(YouTube、TVer等)
- ・SNS(Facebook、X(旧 Twitter)等)

等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

⑥ その他効果的な広報啓発活動

全国里親会、不妊に悩む女性を支援する産科医療機関、予期せぬ妊娠などの問題に関わるNPO団体等と連携した広報啓発 等

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

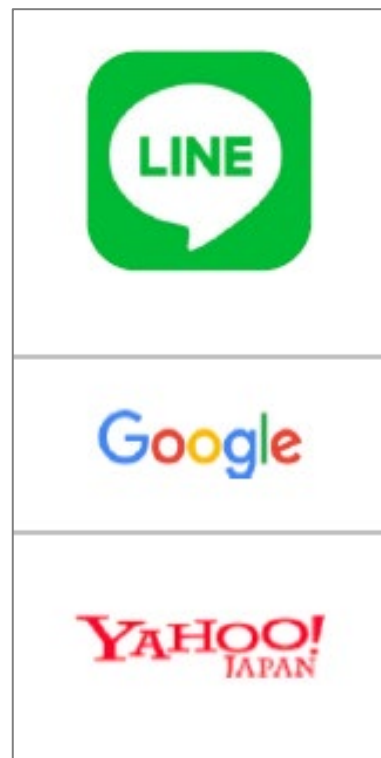
1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスティング機関の代表など）
4. デジタルポスター・リーフレット など

＜特設サイト＞ URL : <https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html>



広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!広告、meta広告、朝日新聞デジタル、YouTubeを活用して特設サイトにユーザーを誘導



広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

地上波（全国放送）にて佐藤浩市さんご夫妻らが出演するCM（30秒）などを放映。

<イメージ>



- エリア：全国放送
- 放送時期：
2023年10月～11月上旬
- 秒数：30秒
- 回数：全国放送7本（プライム帯含む）

<広告放映番組>

- ・ 日本テレビ系列 ヒルナンデス
- ・ テレビ朝日系列 ナニコレ珍百景 他

広報内容

10月1日に **全国紙（発行部数約690万部）朝刊に全面広告を掲載**。里親制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- サイズ：全15段 多色
- 掲載時期：2023年10月1日付
- 部数：約690万部

広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

山形県 宮崎県 茨城県 神奈川県 愛媛県 新潟市 奈良市 江戸川区 等

<内容（例）>

- ・里親PRキャラクター作成
- ・オリジナル動画制作
- ・絵本製作
- ・地元密着のバス広告 等

○ （参考）昨年度宮崎県で製作された絵本及びYouTube広告



広報内容

里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として、オンライン参加の座談会を開催。



＜内容＞

第1部：私たちの経験を語ろう

第2部：社会的養護が必要な子どもたちのためにできること



ポスター・リーフレットの配布・掲示 ※令和5年度実施内容

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設等にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>

<リーフレット>

いま、あなたを待っている子どもたちがいます。

「いつか」を 「いま」に。 いま、里親になろう！

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたち。
日本には約4万2千人います。
そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、
必要な生活費や教育に関する相談など、
さまざまなサポートを受けながら育てるのが
「里親制度」です。



インタビュー記事は下記サイトから

里親制度について知りたい

※登録希望の方については必ずしもこのページに掲載されている必要はありません。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】**広げよう「里親」の網**

独立行政法人青少年支援機構
<http://gake.sakai.go.jp/gake/kota/youthsupportcenter/foster.html>

里親になりたい

※このページの掲載内容はあくまでも参考情報であり、詳細な情報は各自治体のホームページをご覧ください。

【電話番号ダイヤル】 0120-**0000000000**

【インターネット】 [公益社団法人NPOネット](#)



こどもみんなが
こども家庭庁



あなたにできること、きっとある。

もっと知りたい、「里親」のこと

子どもを迎え入れるまでの4ステップ

STEP1
お問い合わせ

STEP2
資料請求・資料説明

STEP3
面接

STEP4
決定

お問い合わせは、
電話・メール・FAXでOKです。

資料請求は、
お申し込みのうえ、
郵送でお送りします。

面接は、
お申し込みのうえ、
ご自宅または当センターで実施します。

決定は、
お申し込みのうえ、
ご自宅または当センターで実施します。

いままも里親になることができます。

里親に必要な費用が支給されます

子どもを育てていただく必要となる生活費、医療費、教育費などが支給されますので、安心して子育てできます。

医療費
7人あたり

9万円/月 +
生活費

乳児
生活費

前6万円/月
乳児生活費 前5万2千円/月

里親
Q & A

Q 里親になるのが
必要なの？

A 児童福祉法（国）に基づき、
児童の福祉を確保するため、
児童の生活環境を整えることが
必要とされています。里親は、
児童の生活環境を整えるために
必要とされています。

Q 高齢者でも
大丈夫？

A 年齢は、里親になる
条件の一つですが、
年齢が高齢でも、
児童の生活環境を整える
ことができれば、
里親になることができます。

Q 子育てが
大変になる？

A 子育ては、里親になる
条件の一つですが、
子育てが
大変になることは、
ありません。

里親制度について知りたい
里親制度のしくみ
広げよう「里親」の輪

里親になろう！ 0120-118973

0120-118973

このままでも
大丈夫

このままでも
大丈夫

このままでも
大丈夫

このままでも
大丈夫

いま、あなたを持っていることもたがいます。

「いつか」を 「いま」に。

いま、里親になろう！

それぞれの事情で離れ離れで暮らす子どもたち。

自然には約4万3千人います。

そうしたことを自分の家庭に迎え入れ、

必要な生活費や教育費を支える里親さん。

さまざまなサポートを受けながら育てるものが

「里親制度」です。

インタビュー - 初体験で下野サイトへ

里親制度について知りたい

里親になろう！ 0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

0120-118973

<内容>

- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・インタビュー記事 など

[illegible]

5．特別養子縁組等の推進

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- 特別養子縁組は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあっせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：20歳以上

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子・養女」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し家裁の決定により成立

実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）

<要件>

養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）

配偶者がある者（夫婦双方とも養親）

養子：原則、15歳に達していない者
子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男・長女」と記載

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	平成 3 0 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
4 7 4	5 1 3	5 4 2	4 9 5	6 1 6	6 2 4	7 1 1	6 9 3	6 8 3	5 8 0

<参照条文>民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）（特別養子縁組関係抜粋）

- （特別養子縁組の成立）
第百十七條の二 家庭裁判所は、次条から第百十七條の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。
- 2 （略）
- （養親の夫婦共同縁組）
第百十七條の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。
- 2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。
- （養親となる者の年齢）
第百十七條の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。
- （養子となる者の年齢）
第百十七條の五 第百十七條の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。
- 2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第百十七條の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。
- 3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。
- （父母の同意）
第百十七條の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。
- （子の利益のための特別の必要性）
第百十七條の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。
- （監護の状況）
第百十七條の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。
- 2 前項の期間は、第百十七條の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。
- （実方との親族関係の終了）
第百十七條の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第百十七條の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
- ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
（これまで）第二種社会福祉事業の届出



（新法） 許可制度を導入

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）

四 児童の父母等の同意

〔 養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可） 〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 （厚生労働大臣が定める）指針

二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査

三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

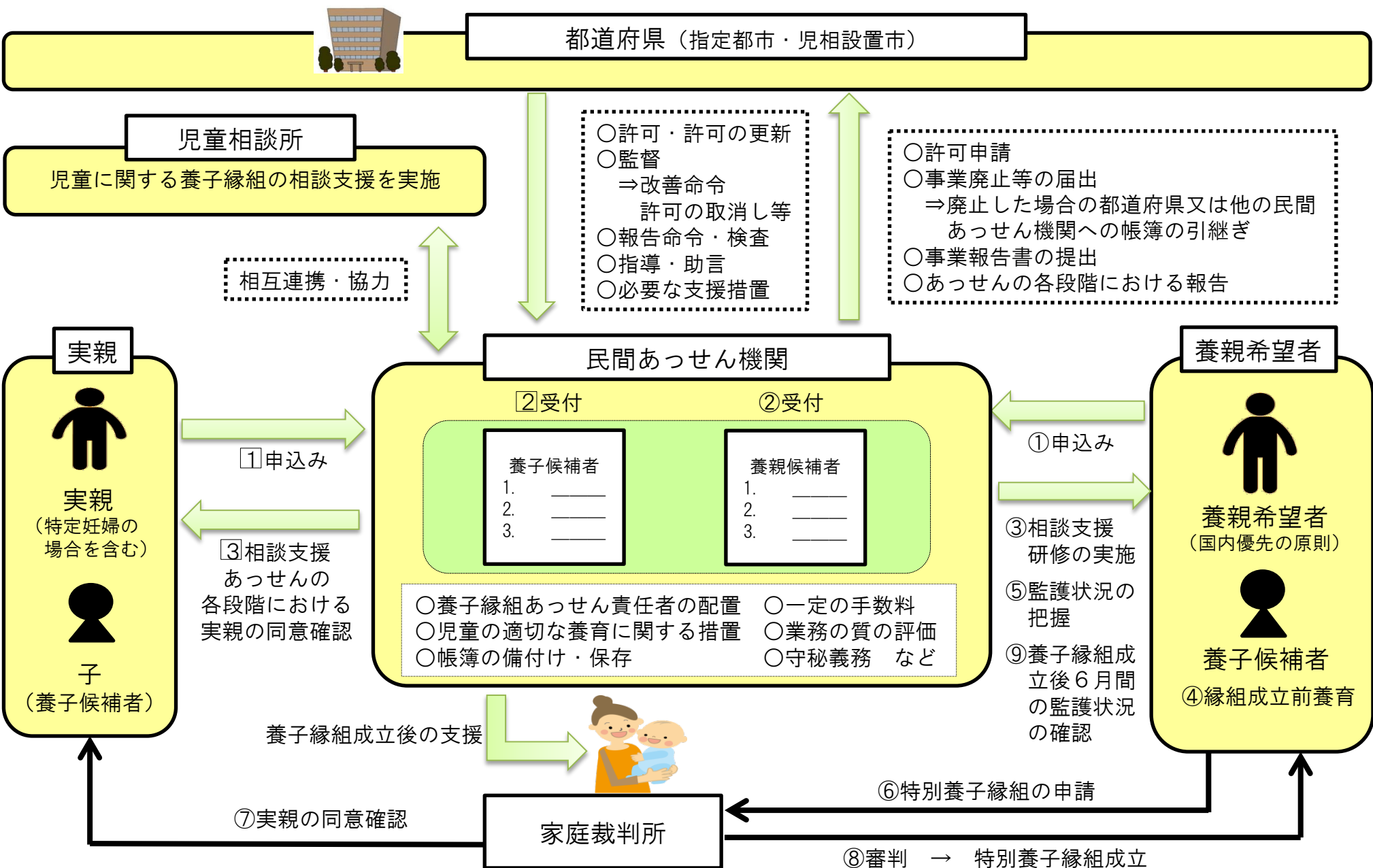
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（平成30年4月1日）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



養子縁組あっせん事業者一覧（令和6年4月1日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療法人社団弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 N P O B a b y ぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	和歌山県	特定非営利活動法人 ミダス&ストークサポート
11	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
12	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
13	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
14	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
15	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
16	大阪市	一般社団法人 まもりごと
17	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
18	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
19	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
20	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
21	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門
22	奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ

民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件(H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が**実質的な親子関係**を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、**必要性が明白な場合**に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ① 15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、② やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

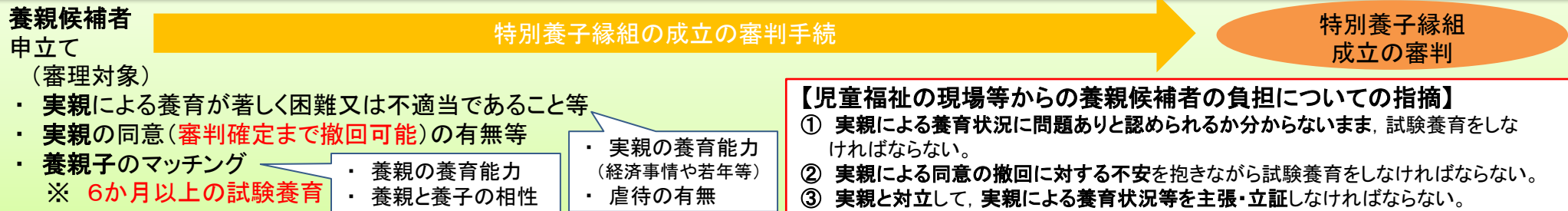
養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入（**新家事事件手続法第164条・第164条の2関係**）

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

（ア） 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判（特別養子適格の確認の審判）

（イ） 養親子のマッチングを判断する審判（特別養子縁組の成立の審判）

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる（上記①及び②）。

(2) 同意の撤回制限（**新家事事件手続法第164条の2第5項関係**）

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可（上記②）。

(3) 児童相談所長の関与（**新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3**）

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする（上記③）。

（イメージ図）

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の確認の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ **手続長期化の防止**

（審理対象）

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組成立の審判

（審理対象）・ 養親子のマッチング ※ **6か月以上の試験養育**

試験養育がうまくいかない場合には**却下**

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

2. 事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 56千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）・・・1か所当たり 10,978千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 3,214千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,238千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業・・・1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- ii 資質向上モデル事業・・・1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
- iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,238千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 400千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

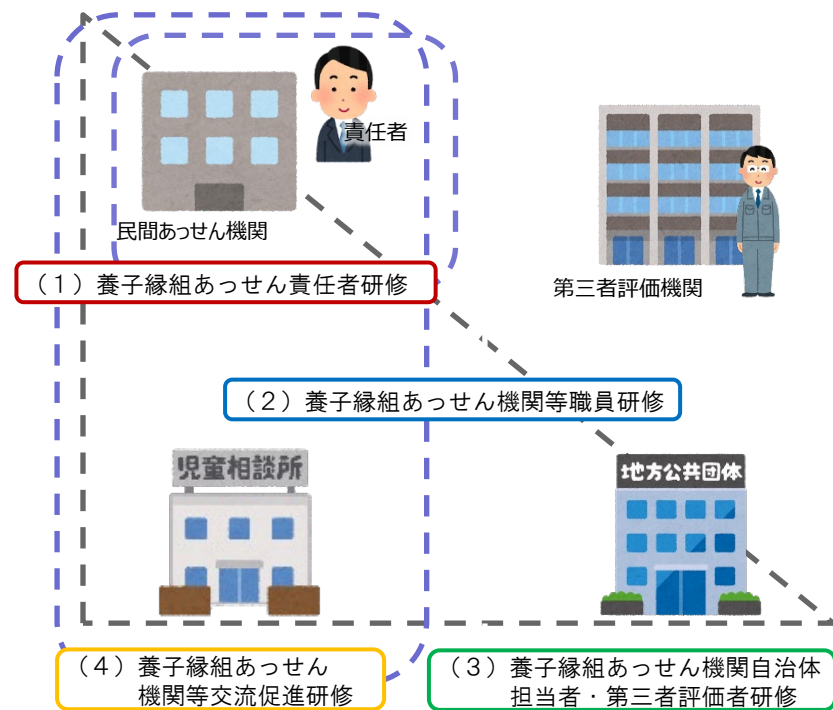
＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金＞ 令和6年度予算 45百万円（21百万円）※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

概要

【令和5年度予算】 2. 1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

これまで里親制度等や特別養子縁組制度等について、社会全体の認知向上を図ってきたところであるが、今後については、里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する者（養親希望者）を増やすことを主眼に置いた広報啓発を実施する。

特に、特設サイトにて潜在的な担い手の関心のステージに応じて、里親や養親になることを具体的に検討し、里親登録や養親希望を後押しするような適切な情報提供を行うなど、特設サイトを主軸に戦略的に担い手の関心のステージごとに適したコンテンツの提供を行うほか、その他適切な広報媒体を補完的に活用した広報を展開する。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

令和5年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につなげるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを開設する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする公告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

- ・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
- ・動画広告（YouTube、TVer等）
- ・SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）

等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

⑥ その他効果的な広報啓発活動

全国里親会、不妊に悩む女性を支援する産科医療機関、予期せぬ妊娠などの問題に関わるNPO団体等と連携した広報啓発 等

広報内容

特別養子縁組制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した**特設サイトを開設**。

<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

1. 特別養子縁組とは
2. 制度紹介コンテンツ
3. インタビュー記事（養親や養子、民間あっせん団体等）
4. 各種相談窓口の紹介 など



広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!広告、meta広告、朝日新聞デジタル、YouTubeを活用して
特設サイトにユーザーを誘導



広報内容

シンポジウムの告知も兼ねた新聞広告を実施。**全国紙（発行部数約457万部）朝刊の全面広告を掲載**。特別養子縁組制度シンポジウムQRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へとつなげる。

<掲載内容>

- ・ 特別養子縁組制度の案内
- ・ シンポジウムの案内

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- 掲載時期：2024年2月9日付
- 部数：約457万部

子どもを育てたいと願う人へ
特別養子縁組制度
子どもを育てたい。その想いが、子どもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により育みの親のもとでは暮らせない子どもを、自分のこととして迎入れる制度です。法的な親子関係を結ぶため、子どもが生涯にわたり安定した家庭を築くことができます。

特別養子縁組制度シンポジウムを開催

2/23 (木) 13:30~15:20
ぐりりホール
池田麻里奈さん
池田麻里奈さん、特別養子縁組制度について講演します。

2/25 (土) 13:30~15:20
神戸国際会館
岸野麻里奈さん
岸野麻里奈さん、特別養子縁組制度について講演します。

3/2 (土) 11:00~13:50
洞窟定期ホール 小ホール
石井孝紀さん
石井孝紀さん、特別養子縁組制度について講演します。

2月20日(火)23:59まで
特別養子縁組制度について詳しく、あなた自身も学びたい方は、
https://www.mhl.go.jp/entry/youkugumi/entry.html
から申し込みください。

子どもみんなの
ともだち ともだち

広報内容

特別養子縁組の当事者、有識者、民間あっせん団体職員等が登壇するシンポジウムを全国3か所にて開催。

企画・制作 新田新聞社メディア事業本部 広告特集

こどもを育てたいと願う人へ

特別養子縁組制度シンポジウム開催

こどもを育てたい。その思いが、こどもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度に関心のある方々におけるシンポジウムが仙台市、神戸市、東京・港区で開催されます。
シンポジウムでは、こどもを迎えた養親や養子の当事者、専門家が語り合います。特別養子縁組について知り、あたかな輪を広げませんか。

◎ 特別養子縁組とは ◎

さまざまな事情により生みの親のもとでは暮らせないこどもも、自分のこどもとして迎え入れる制度です。法から親子関係を結ぶため、こどもが生涯にわたり安定した家庭を得ることができます。

仙台

日時 2/23(金・祝)13:30～15:20

場所 ぐりりホール

登壇者 池田麻里奈さん
(養親当事者/不妊ピア・カウンセラー)

池田紀行さん
(養親当事者/株式会社トワイライトメディアハウス代表取締役社長)

福永清貴さん
(養親当事者/国士堂大学教授)

神戸

日時 2/25(日)13:30～15:30

場所 神戸国際会館

登壇者 平野隼人さん
(養子当事者、養育施設/戸塚)

米沢普子さん
(家庭環境促進協会神戸事務所主任ソーシャルワーカー)

白井千晶さん
(神戸大学教授)

東京

日時 3/2(土)11:00～13:50

場所 浜離宮朝日ホール 小ホール

登壇者 石井寿紀さん
(養子当事者/ファミリーホーム専任スタッフ)

武内由紀子さん(養親当事者/タレント、歌手)

千田真司さん(養親当事者/ダンサー、コレオグラファー、ダンススタジオ代表主理)

小川多鶴さん(アトリスジャパン代表理事)

星野寛美さん(連の会代表)

川松亮さん(明星大学客員教授)

お申し込み方法

下記URLまたは二次元コードからお申し込みください。
<https://dx-mice.jp/EZEntry/youshiengumi/Entry/Top>

締め切り

2月22日(木)23:59まで

(問い合わせ)
特別養子縁組制度シンポジウム運営事務局
(平日10:00～17:00)
asahi_event@mash-japan.com

特別養子縁組でこどもを迎え入られた人の声が載っています。

特別養子縁組制度についてもっと知りたい ▶「特別養子縁組」特設サイト <https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

特別養子縁組制度に興味がある ▶ 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (全府県共通ダイヤル) ☎ (養子縁組相談専用ダイヤル) ☎ (養子縁組相談専用ダイヤル) ☎

本事業は、「児童相談所及び特別養子縁組制度等に関する事業」として実施しています。(実施主体:新田新聞社・こども家庭庁)



広報内容

特別養子縁組制度の周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に養親を募る立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

山形県 宮崎県 茨城県 神奈川県 愛媛県 新潟市 奈良市 江戸川区 等

<内容（例）>

- ・里親PRキャラクター作成
- ・オリジナル動画制作
- ・絵本製作
- ・地元密着のバス広告 等

○ （参考）昨年度宮崎県で製作された絵本及びYouTube広告



広報内容

- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>

こどもを育てたいと願う人へ
こども家庭庁

特別養子縁組制度

こどもを育てたい。その想いが、こどもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度とは、国が定める法律に基づき、養親となる希望者が、養子として迎えることができる制度です。養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります。

特別養子縁組制度のメリット

- ・養子として迎えることができる
- ・養親となる希望者が、養子として迎えることができる
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度のデメリット

- ・養子として迎えることができない
- ・養親となる希望者が、養子として迎えることができない
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度の申請方法

- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度の問い合わせ先

- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度の問い合わせ先

- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

<リーフレット>

こどもを育てたいと願う人へ
こども家庭庁

特別養子縁組制度

こどもを育てたい。その想いが、こどもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度とは、国が定める法律に基づき、養親となる希望者が、養子として迎えることができる制度です。養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります。

特別養子縁組制度のメリット

- ・養子として迎えることができる
- ・養親となる希望者が、養子として迎えることができる
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度のデメリット

- ・養子として迎えることができない
- ・養親となる希望者が、養子として迎えることができない
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度の申請方法

- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度の問い合わせ先

- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

特別養子縁組制度の問い合わせ先

- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります
- ・養親となる希望者は、国が定める条件を満たす必要があります

<内容>

- ・特別養子縁組制度について
- ・民間あつせん機関掲載
- ・インタビュー記事

6. 児童養護施設等の運営

措置費とは

児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けたなど保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（「要保護児童」）等を都道府県等が児童福祉施設等に入所の措置を行い、これらに係る費用（施設職員の人件費、児童の養育に係る費用等）のこと。

児童福祉法 措置費関連条文

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五の三 （略）

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用

六の四 児童相談所長が第二十六条第一項第二号に規定する指導を委託した場合又は都道府県が第二十七条第一項第二号に規定する指導を委託した場合におけるこれらの指導に要する費用

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除き、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を含む。）

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助（満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 （略）

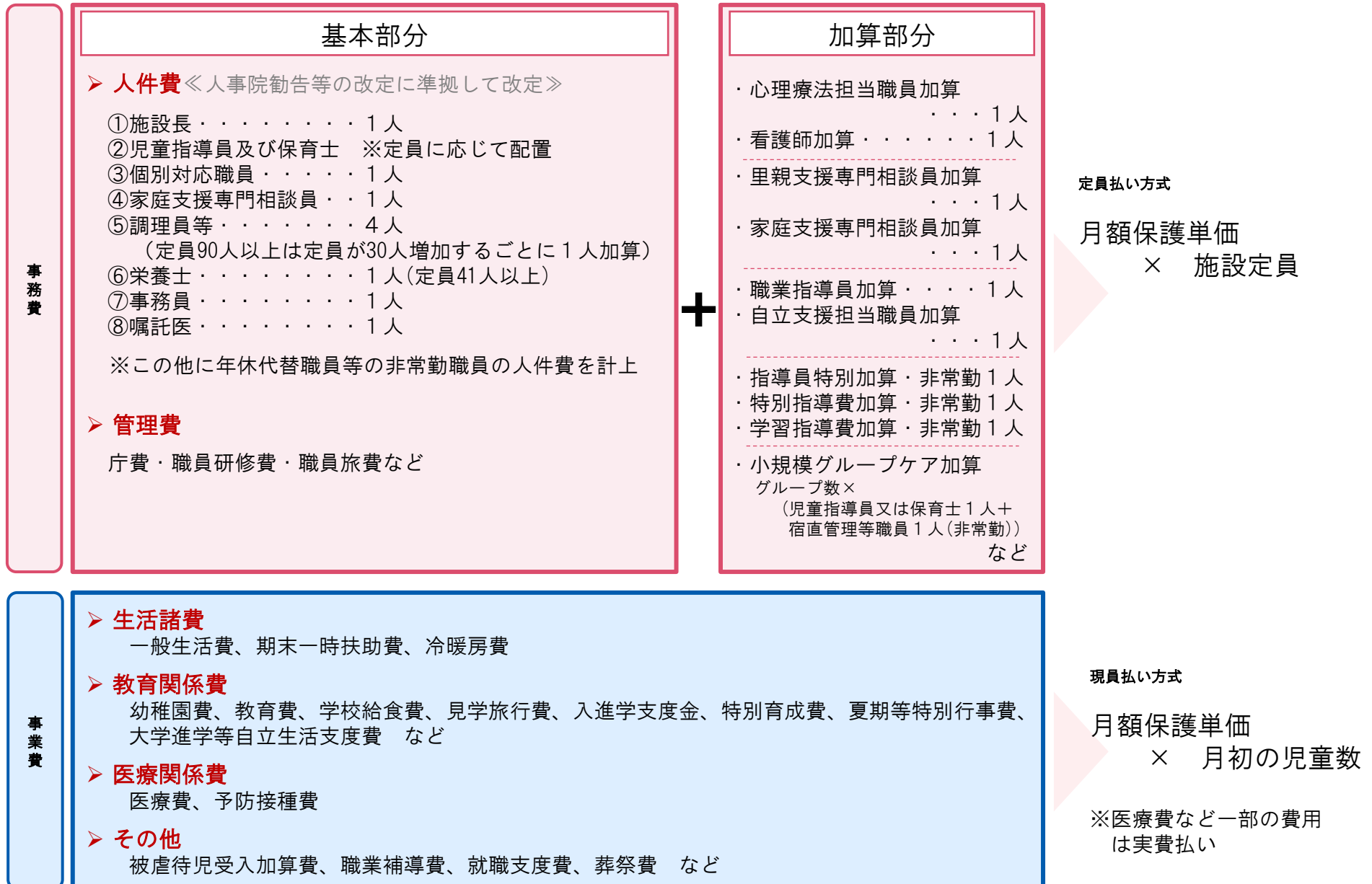
第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

○2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

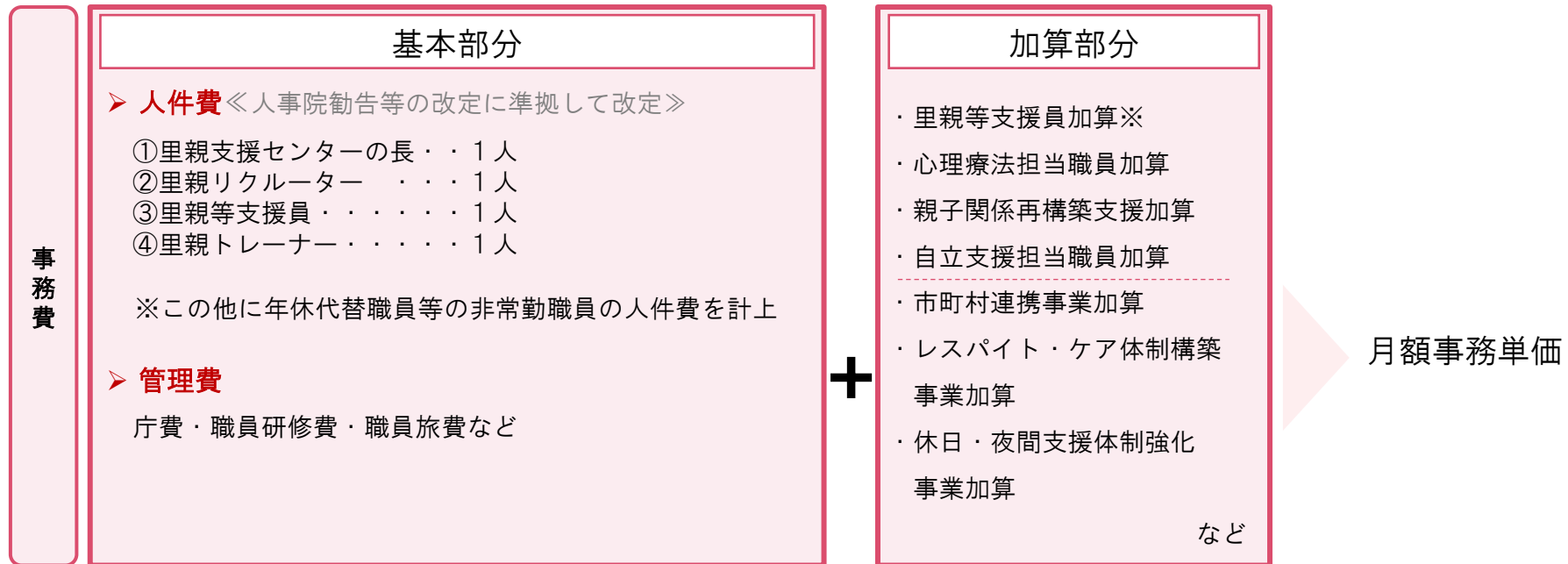
児童入所施設措置費の概要（保護単価）

措置費の構造（児童養護施設の場合）



児童入所施設措置費の概要（事務単価）

措置費の構造（里親支援センターの場合）



※里親等支援員加算については、登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。

児童入所施設措置費の概要

措置費の費用負担割合の構成

公費負担

国庫負担 1/2

・ 令和6年度予算額（国費ベース） 1, 485億円

・ 措置児童1人当たり年間コスト（公費ベース）

（児童養護施設・・・約580万円
乳児院・・・約1090万円
ファミリーホーム・・・約350万円
里親・・・約220万円）

地方負担 1/2

保護者負担 （応能負担）

A階層（生活保護受給世帯等）
・・・ 0円

B階層（市町村民税非課税世帯）
・・・ 2,200円

C階層（市町村民税課税世帯）
※所得割額のない世帯
・・・ 4,500円

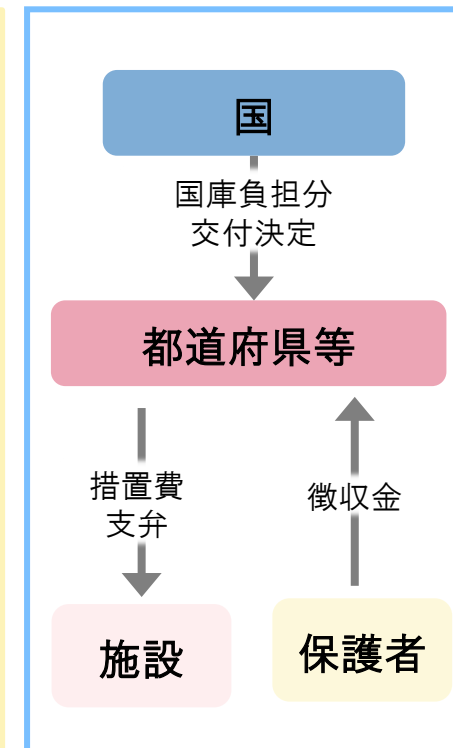
D階層（市町村民税課税世帯）
※所得割額のある世帯
・・・ 6,600円～
支弁額全額

※上記は国庫負担金の精算基準であり、
実際の階層区分は各都道府県が条例で
定めているため、都道府県ごとに区分
の仕方が異なる。

※毎年7月に世帯構成や所得（課税状況）
を確認し、階層区分の見直しを行う。

※令和元年6月以前は、市町村民税では
なく、所得税で階層区分を設定。

措置費の執行の流れ



<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>

令和6年度予算：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算

令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用（令和6年度単価 158,000円）を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,270円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費のPersonnel費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

- 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、平成27年度予算において、児童養護施設等の職員配置の改善(5. 5:1→4:1等)に必要な経費を計上。

① 児童養護施設

人員配置

基 本 部 分		加 算 部 分
・施設長 1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下) ・栄養士 1人(定員41人以上) ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算) ・事務員 1人 ・管理宿直専門員(非常勤、1人) ・医師1人(嘱託)	+ 【児童指導員、保育士】 ・0・1歳児 1. 6:1 (1. 5:1、1. 4:1、1. 3:1) ・2歳児 2:1 ・年少児(3歳～) 4:1 (3. 5:1、3:1) ・少年(就学～) 5. 5:1 (5:1、4. 5:1、4:1) ※ () 内は加算にて対応。	+ ・里親支援専門相談員加算 1人 ・心理療法担当職員加算 2人 ・家庭支援専門相談員加算 2人 ・看護師加算 1人 ・自立支援担当職員加算 1人 ・小規模グループケア加算 グループ数×(常勤1人+宿直 管理等職員(非常勤) 1人) 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度(施設の人員配置基準)	27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士 0歳児: 1. 7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: 5. 5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1. 3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置（乳幼児を10人以上入所させる乳児院）

基 本 部 分		加 算 部 分
・施設長1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・定員20人以下加算 1人 ・栄養士 1人 ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算） ・事務員 1人 ・管理宿直専門員（非常勤、1人） ・医師1人（嘱託）	+	【児童指導員、保育士、看護師】 ・0・1歳児 1.6:1（1.5:1、1.4:1、1.3:1） ・2歳児 2:1 ・年少児（3歳～） 4:1（3.5:1、3:1） ※（）内は加算にて対応。
	+	・里親支援専門相談員加算 1人 ・家庭支援専門相談員加算 2人 ・心理療法担当職員加算 2人 ・定員35人以下指導員特別加算（非常勤 1人） ・小規模グループケア加算 グループ数×（常勤1人+宿直管理等職員（非常勤）1人） 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当

③ 児童心理治療施設等の人員配置改善の推移

児童心理治療施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 $\frac{4.5}{10} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{10}{10} : 1$	児童指導員・保育士 $\frac{3}{7} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{7}{7} : 1$

児童自立支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 $\frac{4.5}{10} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{10}{10} : 1$	児童指導員・保育士 $\frac{3}{7} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{7}{7} : 1$

母子生活支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 $\frac{20}{20}$ 世帯未満 1人 $\frac{20}{20}$ 世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人 少年指導員 $\frac{10}{10}$ 世帯未満 1人 $\frac{10}{10}$ 世帯以上 2人 $\frac{20}{20}$ 世帯以上 3人 $\frac{30}{30}$ 世帯以上 4人

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

≪児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置≫

（１）分園型小規模グループケア

～平成30年度	
定員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人员配置（4：1）→	常勤1.5人
小規模グループケア加算 →	常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度～	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人员配置（4：1）→	常勤1.5人
小規模グループケア加算 →	常勤1人、非常勤1人加配
小規模かつ地域分散化加算 →	常勤1人加配

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
 ➤小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

（２）地域小規模児童養護施設

～平成30年度	
定員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置 →	常勤2人、非常勤2人



令和元年度～	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
人員配置 →	常勤2人、非常勤2人
小規模かつ地域分散化加算 →	常勤1人加配

Ⅱ 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度
定 員 6～8人*
配置基準 概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合
基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配
*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



令和元年度～
定 員： <u>4人</u> 《新設》
配置基準： <u>概ね4：4（＝1：1）</u>
人員配置 → 常勤3、非常勤2人
※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策② 医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実
➤ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度
定 員：4～6人
配置基準：概ね4：4（＝1：1）
※定員4人（0・1歳児）の場合
基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度～
定 員：4人
配置基準：概ね <u>4：5（＝0.8：1）</u>
人員配置 → 常勤5人、非常勤1人
※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実
➤ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

児童養護施設の小規模化への職員配置の強化について

	① 施設内小規模グループケア	② 分園型小規模グループケア	③ 地域小規模児童養護施設
定員	6人 (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1) (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1)
配置職員 (基本)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	・児童指導員、保育士 (常勤、2人) ・その他職員 (常勤又は非常勤、1人)
加算職員	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人)	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人) <u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))	<u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))
職員配置基準 (加算あり)	(児童6人の場合) 概ね 6 : 3	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>

※1 都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、令和3年度より、②分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の定員の下限を4人まで引き下げた。

※2 定員4人の場合は最大1名加配、定員5名の場合は最大2名加配

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)
→ 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)
→ 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令



- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
→ 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
(a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
(b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ

+6%等の処遇改善



- ⑤ +3%→+2%等→**+1%**=**合計+6%等の処遇改善**を実施する。

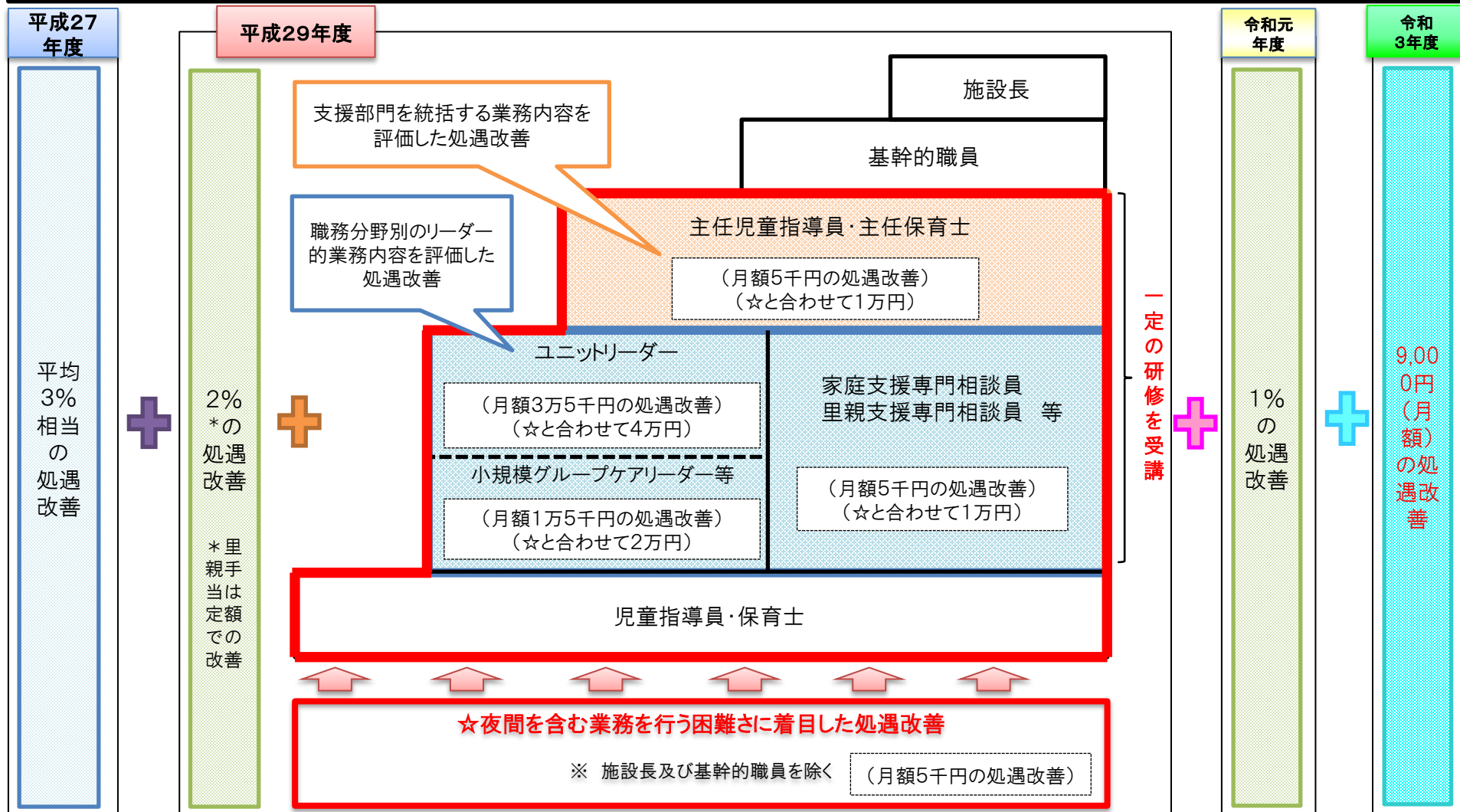
+9,000円(月額)の処遇改善



- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対応が必要な中、勤務している児童養護施設等の職員を対象に**月額9,000円の処遇改善**を実施する。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

- 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容の評価した処遇改善を実施。令和元年度予算においてさらに1%の処遇改善を行う。令和3年度補正予算及び令和4年度予算において、さらに9,000円(月額)の処遇改善を行う。



社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

令和4年度予算：1,360億円の内数（児童入所施設措置費等国庫負担金）

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

（※）本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

（参考）「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

（※）施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】（処遇改善部分）

・ 月額10,900円（※1）× 延べ人数（各月の常勤換算従事者数の合計（※2））

（※1）9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

（※2）常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出（その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出）

【算出式2】（国家公務員給与改定対応部分）※令和3年人事院勧告（期末手当▲0.15月（年収換算▲0.9%））に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2（令和4年4月から9月までの6か月分）

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む。）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

（※）都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助（令和3年度補正予算）

4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
 - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
 - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
 - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに
 応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あ
 わせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 事業の概要

（1）児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

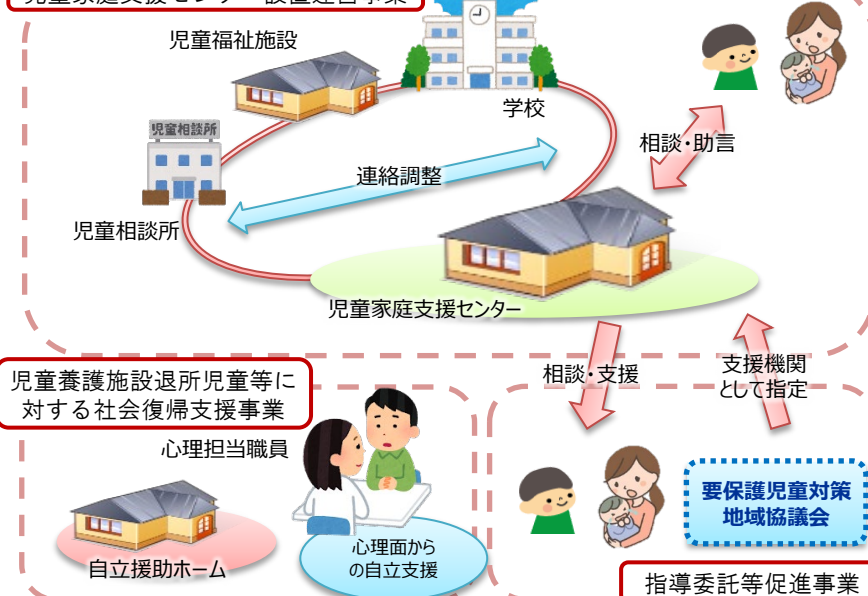
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

（3）指導委託等促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

（※）令和5年度まで（3）の一部として実施していた児童家庭支援センター等に指導を委託した場合の補助は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、義務的経費とされたため、令和6年度以降は、児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁。

児童家庭支援センター設置運営事業



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】（1）児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,990千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,988千円	
③法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
④児童相談所0B等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069千円

（3）指導委託等促進事業 1 件当たり（月額） 109千円

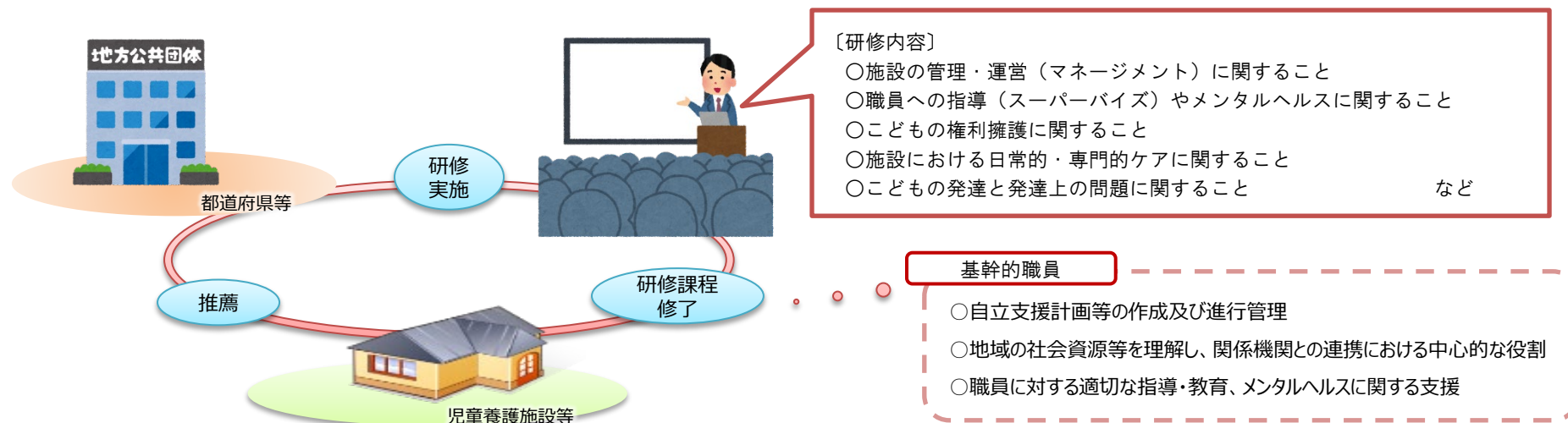
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

施設に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

2. 事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：492,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

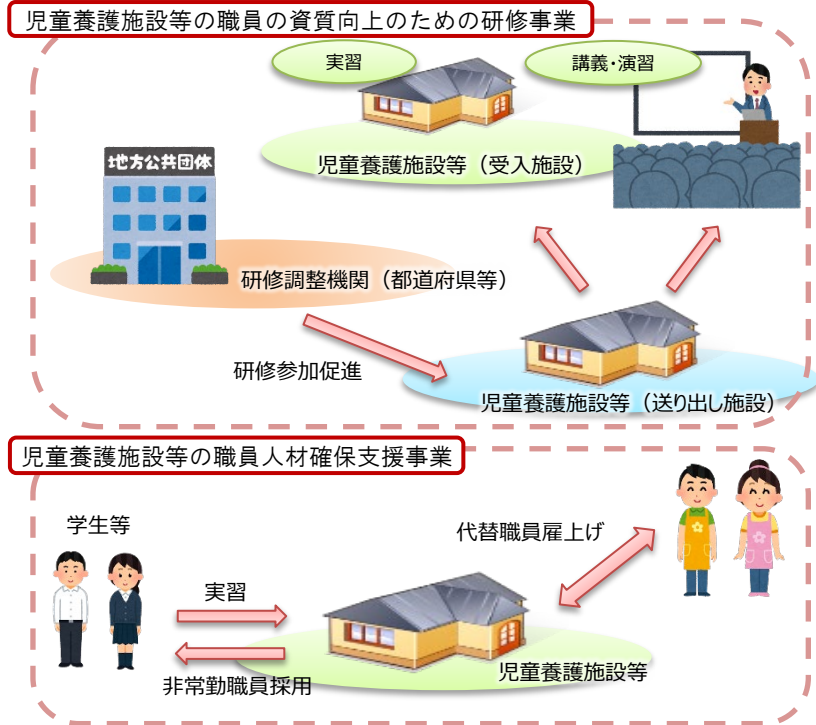
2. 事業の概要

(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修
一定期間(1～3か月程度)、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(民間団体等に委託して実施することも可)

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) ①	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②	送り出し施設	1人当たり	1,054,000円
	受入施設(他施設職員受入)	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
③ 1自治体当たり(各施設種別単位)			
(2)	受入施設(実習生受入)	実習1回当たり	86,200円
	受入施設(実習生等就職促進)	1日当たり	3,760円

- 【対象施設】
- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、都道府県等が適当と認める施設(※)
 - (※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
 - (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,320千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,320千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,336千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム
- （2）及び（3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
- ※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】

- 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
- 国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。
令和5年度補正予算：4.2億円

1 事業の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2 事業の概要

（1）児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

＜令和5年度補正予算＞

- ・令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3 実施主体等

【実施主体】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 : 都道府県、市町村

(参考) 対象施設・事業所

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業 : 市町村

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 : 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1 か所当たり：800万円（里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター：100万円）

(※) 児童家庭支援センター開設支援事業の場合

1 か所当たり：300万円（既存建物を借り上げて新設する場合に支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）に係る経費）

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

1 か所当たり：800万円

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

1 か所当たり：800万円

【補助率】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

国：1/2（2/3（※））（都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4（1/6）、市町村：1/4（1/6））

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

(※) 里親支援センターの開設準備経費：国：3/4 <令和5年度補正予算分>（令和6年度へ繰越）

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

国：1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞ 令和6年度予算

20 百万円

〔 20 百万円 〕※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

2. 施策の内容

（１）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等への広報啓発を行う。

（２）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（３）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

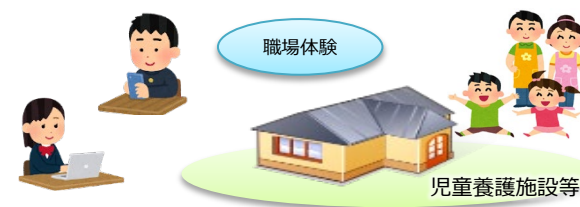
＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験等の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 20,094千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

7. 施設の小規模かつ地域分散化、 高機能化及び多機能化・機能転換の推進

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスティング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

○小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。



小規模化を推進する取り組み例

- 職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- 小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- 1施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- 施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- 非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数＊		敷地内		敷地外	
		大・中・小舎	小規模グループケア			地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型	
児 童 養 護 施 設	28, 976人 [100%]	12, 601人 [43. 5%]	8, 976人 [31. 0%]	2, 000人 [6. 9%]	1, 837人 [6. 3%]	3, 562人 [12. 3%]
乳 児 院	3, 785人 [100%]	1, 971人 [52. 1%]	1, 593人 [42. 1%]	173人 [4. 6%]	48人 [1. 3%]	—

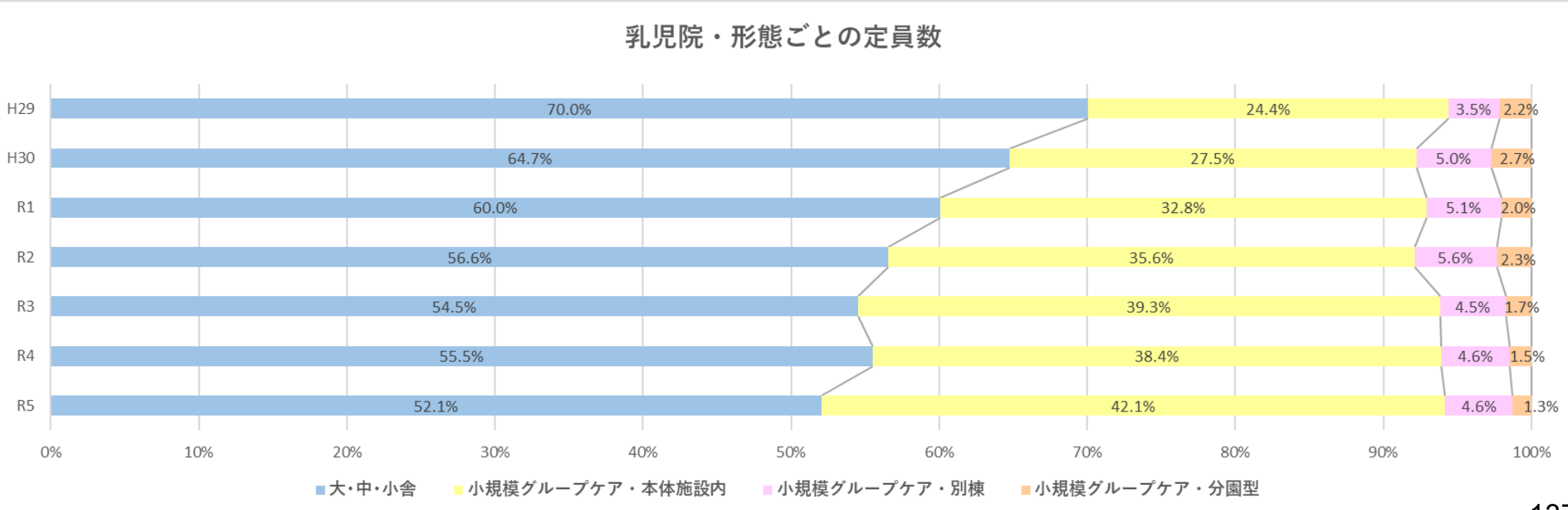
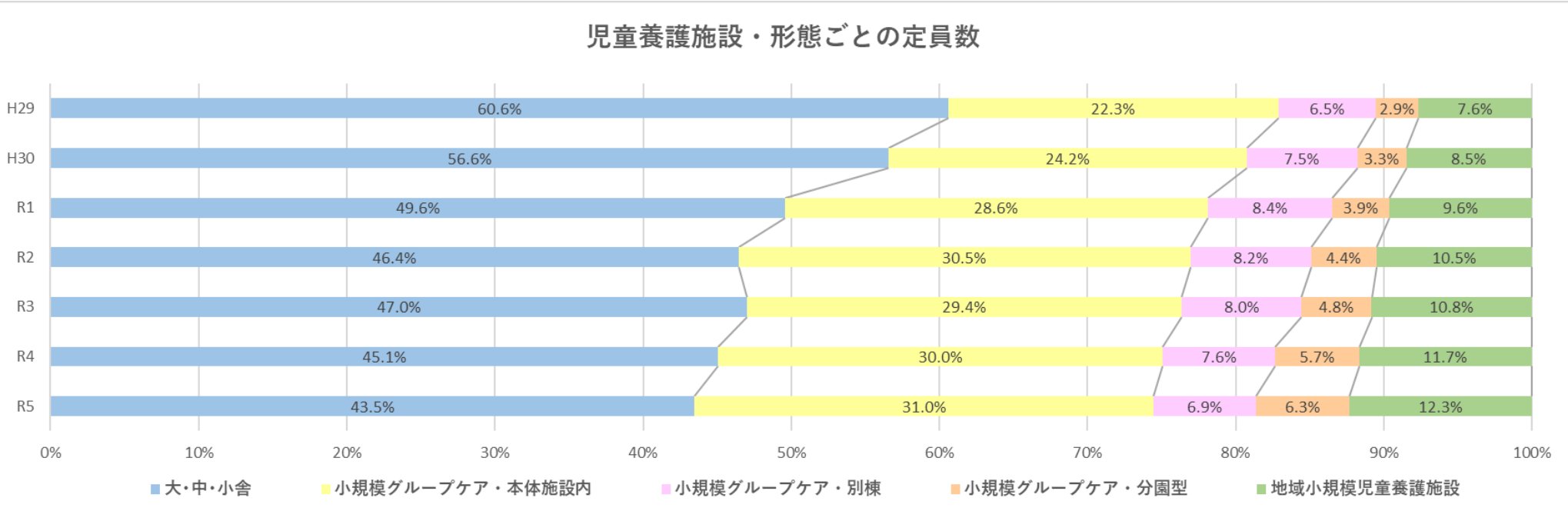
（参考）形態ごとの入所児童数

	入所児童 総数		敷地内		敷地外	
		大・中・小舎	小規模グループケア			地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型	
児 童 養 護 施 設	23, 111人 [100%]	8, 659人 [37. 5%]	7, 832人 [33. 9%]	1, 755人 [7. 6%]	1, 643人 [7. 1%]	3, 222人 [13. 9%]
乳 児 院	2, 440人 [100%]	1, 082人 [44. 3%]	1, 169人 [47. 9%]	152人 [6. 2%]	37人 [1. 5%]	—

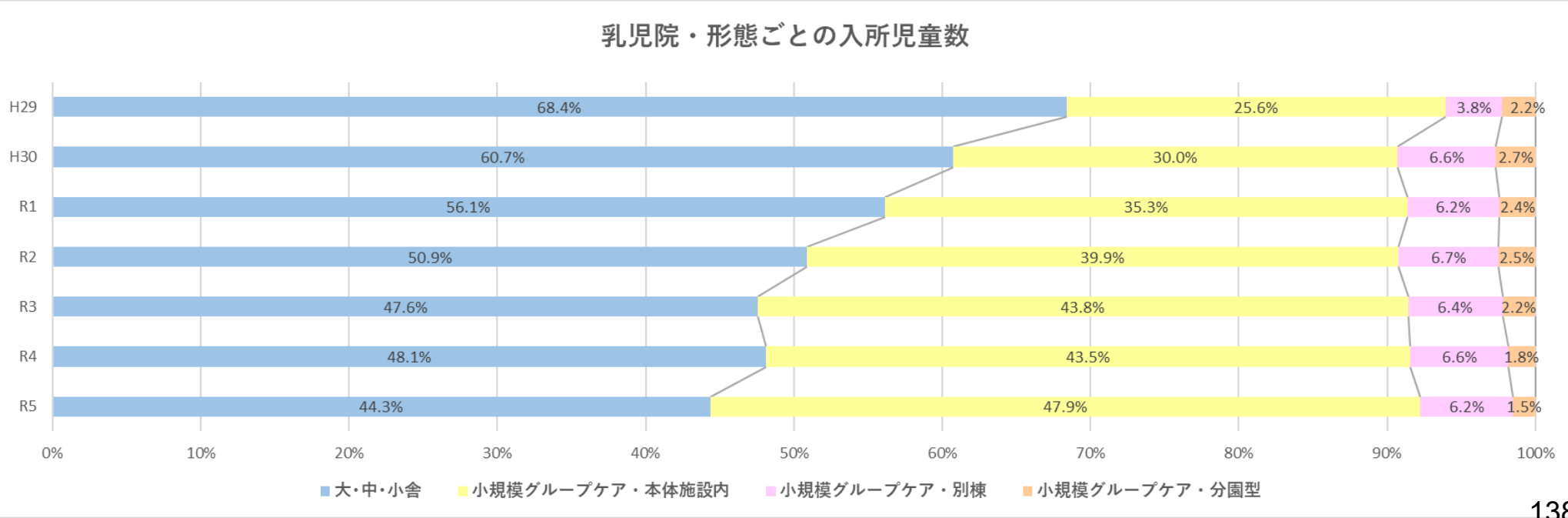
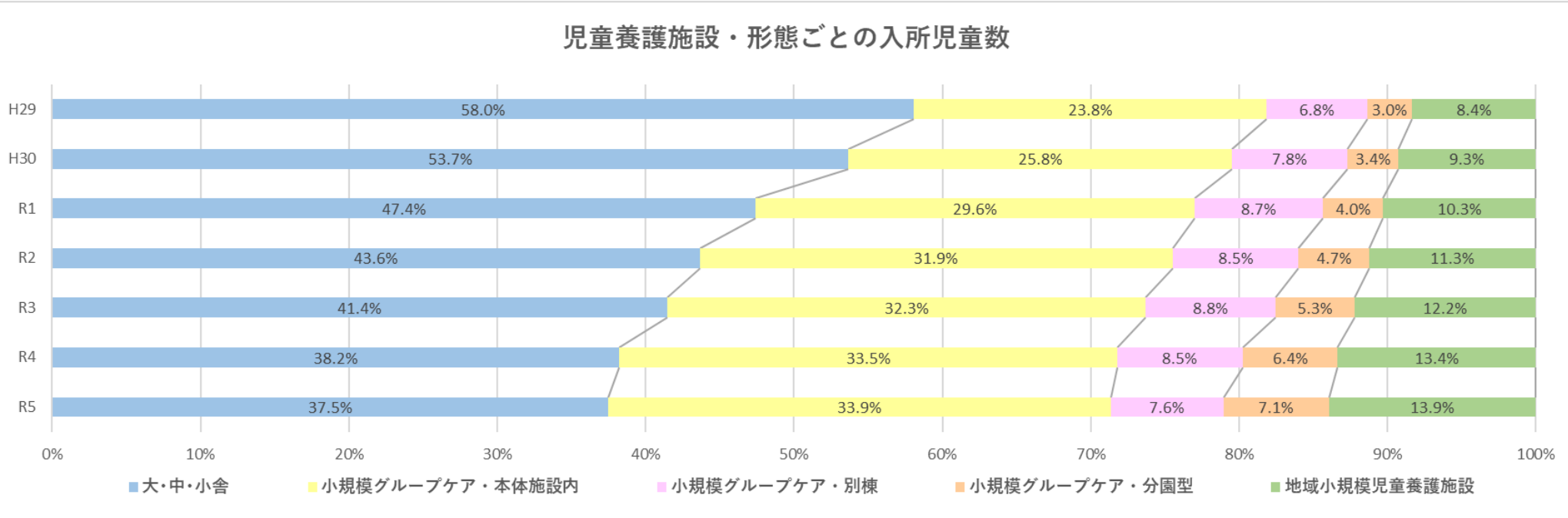
※令和5年10月1日現在（家庭福祉課調べ）（施設数：児童養護施設609か所、乳児院147か所）

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）の推移



○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの入所児童数）の推移



○地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施か所数の推移

①地域小規模児童養護施設の推移

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	264	391	278	423	293	456	309	494	311	527	321	581	330	607
1か所実施	158	158	158	158	168	168	169	169	154	154	149	149	152	152
2か所実施	92	184	105	210	101	202	109	218	116	232	119	238	116	232
3か所以上実施	14	49	15	55	24	86	31	107	41	141	53	194	62	223

②小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	456	1,352	468	1,461	479	1,583	481	1,706	494	1,803	512	1,904	517	1,955
1か所実施	110	110	106	106	100	100	88	88	88	88	85	85	72	72
2か所実施	156	312	143	286	124	248	109	218	97	194	100	200	100	200
3か所実施	35	105	38	114	39	117	43	129	46	138	50	150	52	156
4か所実施	45	180	55	220	68	272	73	292	76	304	80	320	91	364
5か所実施	46	230	50	250	66	330	72	360	82	410	83	415	96	480
6か所以上実施	64	415	76	485	82	516	96	619	105	669	114	734	106	683

③小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	85	210	86	202	99	265	103	285	109	322	111	323	111	345
1か所実施	22	22	19	19	21	21	22	22	21	21	22	22	19	19
2か所実施	33	66	38	76	35	70	37	74	33	66	34	68	32	64
3か所実施	15	45	16	48	21	63	19	57	24	72	22	66	21	63
4か所実施	4	16	7	28	7	28	9	36	12	48	15	60	14	56
5か所実施	5	25	5	25	7	35	5	25	6	30	6	30	10	50
6か所以上実施	6	36	7	42	8	48	11	71	13	85	12	77	15	93

（資料）家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
 （※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

2. 事業の概要

①育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

②医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

③障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

（※）令和5年度まで本事業の一部として実施していた「産前・産後母子支援事業」は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、「妊産婦等生活援助事業」として実施。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 ①育児指導機能強化事業 5,052千円
 ②医療機関等連携強化事業 i 連絡調整を担う職員 1,929千円
 ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 1か所当たり最大6,415千円 （※）医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定
 ③障害児等受入体制等強化事業 1か所当たり最大6,080千円 （※）障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
 国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

2. 事業の概要

○事業の概要

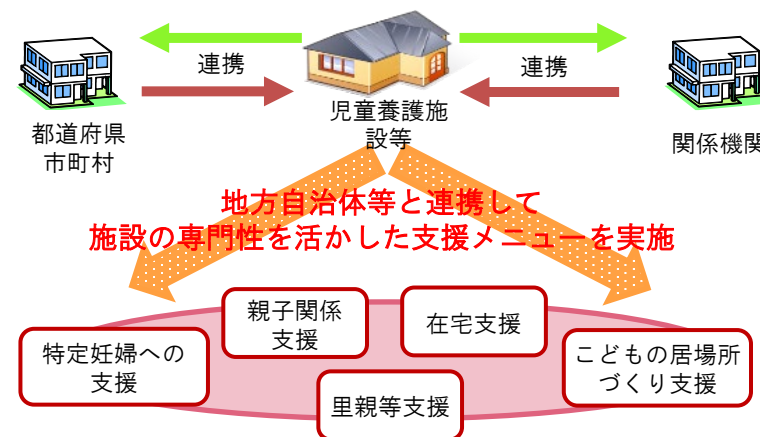
児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- ・児童養護施設等の専門性を高めたうえで、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- ・児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等

といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。

○対象施設等

・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 等



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）
(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 定額（国：10／10相当）、事業実施2年目の自治体は、国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

2. 事業の概要

(1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援

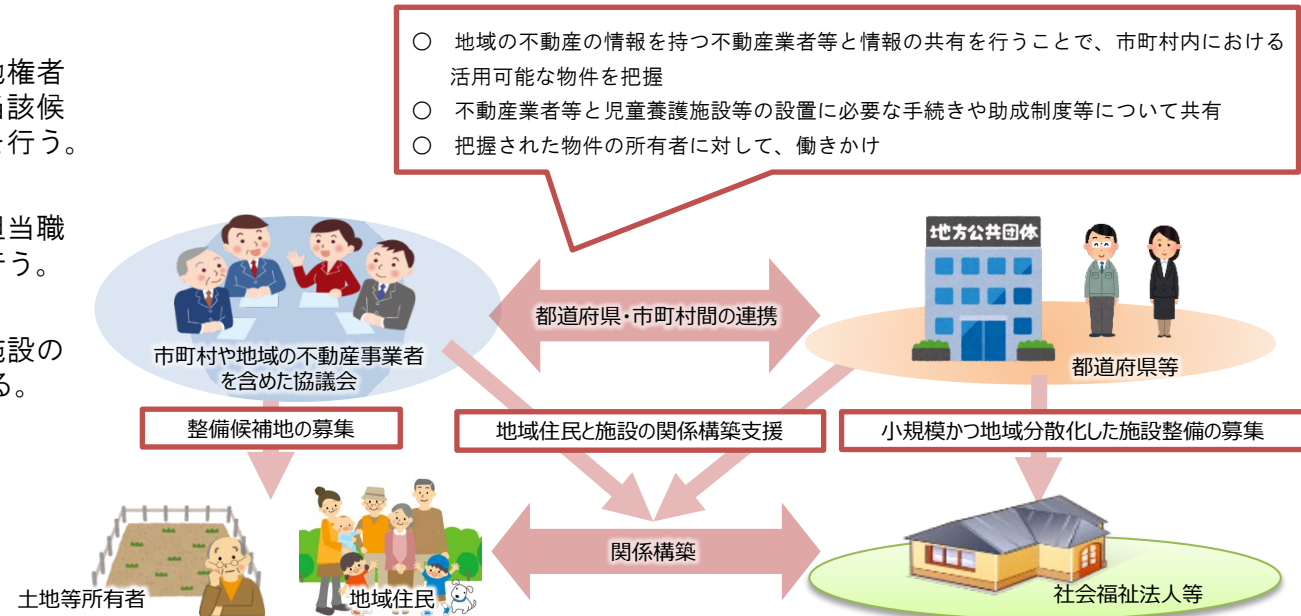
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 (1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援 1 自治体当たり 6,200千円

(2) 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり 4,800千円

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援 1 自治体当たり 4,700千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

8. 自立支援の推進

○ 1 8 歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H24：263人（16.2%）→H25：231人（13.4%）→H26：293人（16.3%）→H27：275人（15.1%）
→H28：278人（15.2%）→H29：292人（17.3%）→H30：324人（18.9%）→R 元：333人（19.0%）
→R 2：356人（20.3%）→R 3：357人（20.0%）→R 4：384人（21.6%）→R 5：397人（23.4%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

○進学、就職の状況

高校等への進学率については、全中卒者と同程度であるが、大学等への進学率については、全高卒者と比較し低い状況である。

① 中学校卒業後の進路（令和4年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和5年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,079人	1,971人	94.8%	47人	2.3%	30人	1.4%	31人	1.5%
（参考）全中卒者 1,103千人	1,089千人	98.7%	4千人	0.4%	2千人	0.2%	8千人	0.8%

② 高等学校等卒業後の進路（令和4年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和5年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,697人	354人	20.9%	305人	18.0%	875人	51.6%	163人	9.6%
うち在籍児 397人	117人	29.5%	89人	22.4%	116人	29.2%	75人	18.9%
うち退所児 1,300人	237人	18.2%	216人	16.6%	759人	58.4%	88人	6.8%
（参考）全高卒者 1,065千人	607千人	57.0%	215千人	20.2%	161千人	15.1%	82千人	7.7%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
131人	129人	137人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（令和5年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成3 0 年度 （R元. 5. 1）		令和元年度 （R 2. 5. 1）		令和 2 年度 （R 3. 5. 1）		令和 3 年度 （R 4. 5. 1）		令和 4 年度 （R 5. 5. 1）	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			2, 306人	100. 0%	2, 231人	100. 0%	2, 164人	100. 0%	2, 105人	100. 0%	2, 079人	100. 0%
	進 学	高校等	2, 175人	94. 3%	2, 117人	94. 9%	2, 065人	95. 4%	2, 017人	95. 8%	1, 971人	94. 8%
		専修学校等	43人	1. 9%	33人	1. 5%	40人	1. 8%	41人	1. 9%	47人	2. 3%
	就職		43人	1. 9%	50人	2. 2%	26人	1. 2%	12人	0. 6%	30人	1. 4%
	その他		45人	2. 0%	31人	1. 4%	33人	1. 5%	35人	1. 7%	31人	1. 5%
	里親委託児（単位：人）			343人	100. 0%	390人	100. 0%	343人	100. 0%	322人	100. 0%	381人
	進 学	高校等	333人	97. 1%	379人	97. 2%	325人	94. 8%	313人	97. 2%	372人	97. 6%
		専修学校等	3人	0. 9%	7人	1. 8%	11人	3. 2%	3人	0. 9%	5人	1. 3%
	就職		2人	0. 6%	2人	0. 5%	2人	0. 6%	0人	0. 0%	2人	0. 5%
	その他		5人	1. 5%	2人	0. 5%	5人	1. 5%	6人	1. 9%	2人	0. 5%
	（参考）全中卒者（単位：千人）			1, 131千人	100. 0%	1, 108千人	100. 0%	1, 073千人	100. 0%	1, 101千人	100. 0%	1, 103千人
	進 学	高校等	1, 118千人	98. 8%	1, 095千人	98. 8%	1, 061千人	98. 9%	1, 088千人	98. 8%	1, 089千人	98. 7%
		専修学校等	2千人	0. 2%	3千人	0. 3%	4千人	0. 3%	4千人	0. 4%	4千人	0. 4%
	就職		2千人	0. 2%	2千人	0. 2%	2千人	0. 2%	2千人	0. 1%	2千人	0. 2%
	その他		7千人	0. 7%	7千人	0. 7%	7千人	0. 6%	7千人	0. 7%	8千人	0. 8%

（※）家庭福祉課調べ。 全中卒者は学校基本調査。
（※）「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校
（※）「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成30年度 (R元. 5. 1)		令和元年度 (R2. 5. 1)		令和2年度 (R3. 5. 1)		令和3年度 (R4. 5. 1)		令和4年度 (R5. 5. 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			1,752人	100.0%	1,752人	100.0%	1,784人	100.0%	1,780人	100.0%	1,697人	100.0%
	進学	大学等	245人	14.0%	311人	17.8%	364人	20.4%	402人	22.6%	354人	20.9%
		専修学校等	251人	14.3%	268人	15.3%	286人	16.0%	284人	16.0%	305人	18.0%
	就職		1,102人	62.9%	1,031人	58.8%	989人	55.4%	958人	53.8%	875人	51.6%
	その他		154人	8.8%	142人	8.1%	145人	8.1%	136人	7.6%	163人	9.6%
	里親委託児（単位：人）			375人	100.0%	390人	100.0%	362人	100.0%	388人	100.0%	383人
	進学	大学等	102人	27.2%	118人	30.3%	110人	30.4%	150人	38.7%	131人	34.2%
		専修学校等	81人	21.6%	110人	28.2%	81人	22.4%	85人	21.9%	91人	23.8%
	就職		169人	45.1%	130人	33.3%	133人	36.7%	114人	29.4%	119人	31.1%
	その他		23人	6.1%	32人	8.2%	38人	10.5%	39人	10.1%	42人	11.0%
	（参考）全高卒者（単位：千人）			1,134千人	100.0%	1,126千人	100.0%	1,104千人	100.0%	1,087千人	100.0%	1,065千人
	進学	大学等	589千人	51.9%	594千人	52.7%	598千人	54.2%	610千人	56.1%	607千人	57.0%
		専修学校等	246千人	21.7%	243千人	21.5%	242千人	21.9%	228千人	21.0%	215千人	20.2%
	就職		203千人	17.9%	206千人	18.3%	183千人	16.6%	170千人	15.6%	161千人	15.1%
	その他		96千人	8.5%	83千人	7.4%	81千人	7.3%	80千人	7.3%	82千人	7.7%

(※) 家庭福祉課調べ。 全高卒者は学校基本調査。
(※) 「大学等」：大学、短期大学、高等専門学校第4学年
(※) 「専修学校等」：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実を行った。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度に特別育成費のうち資格取得等のための特別加算の対象に義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していない児童も追加した。
- 平成27年度に特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設した。
- 令和元年度に高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費の増額を行った。
- 令和2年度に教育費の対象に特別支援学校高等部に通う自立援助ホームの児童を追加するとともに、入進学支度金等の増額を行った。
- 令和4年度に見学旅行費の対象に自立援助ホームの児童を追加した。
- 令和6年度に大学受験費を創設、就職・大学進学等支度費特別基準の増額、教育費・特別育成費の対象に習い事やスマートフォンの購入・利用に係る費用を追加・明確化するとともに、単価の増額を行った。

		支弁される額（令和6年度）	
幼稚園費		実費	
入進学支度費		小学校1年生： 64,300円（年額/1人）	中学校1年生： 81,000円（年額/1人）
教育費	学用品費等	小学校： 7,210円（月額/1人）	中学校： 9,380円（月額/1人）
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費（中学生を対象）	
	部活動費	実費	
特別育成費		公立高校： 28,330円（月額/1人） 私立高校： 39,540円（月額/1人） 通学費： 実費 高等学校第1学年の入学時特別加算： 86,300円（年額/1人） 資格取得等のための特別加算（高校3年生）： 57,620円（年額/1人） 補習費（学習塾費等）： 20,000円（高校3年生は+5,000円）（月額/1人） 補習費特別保護単価（個別学習支援）： 25,000円（月額/1人） 大学受験費保護単価： 158,000円（1人1回）	
学校給食費		実費（小学生及び中学生を対象）	
見学旅行費		小学校6年生： 22,690円（年額/1人） 中学校3年生： 60,910円（年額/1人） 高等学校3年生： 111,290円（年額/1人）	
就職・大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費： 82,760円（1人1回） 特別基準（親の経済的援助が見込めない場合の加算）： 413,340円	合計496,100円

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

改正前

児童自立生活援助事業

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者

補

就学者自立生活援助事業
(20歳～22歳年度末まで)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者

- ・学生であって、満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助事業を利用していた者

補

社会的養護自立支援事業
(18歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・母子生活支援施設における保護を解除された者
- ・児童自立生活援助事業を利用していた者

措：児童入所施設措置費等国庫負担金（義務的経費）

補：児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（裁量の経費）

改正後（令和6年度以降）

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～年齢制限なし)
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事が必要と認めた者

(20歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者

- ・措置等の解除後、各施設等（※）により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

（※）児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所、里親支援センター、里親支援事業の委託を受けた者（民間フォostリング機関等）

- ・やむを得ない事情（※）に該当する者

（※）①就学中（入学予定）、②試用期間中、③就学・就労に向けた活動中、④疾病又は負傷により③を行うことが困難な状態

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

政府令の規定内容

○ 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」（対象者の範囲）について、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者
- ② 母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者
- ④ 児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者

（※）④について内閣府令で定める内容は以下のとおり。

- i 児童相談所
- ii 里親支援センター
- iii 法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第1項第2号トに規定する業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者

○ 「政令で定めるやむを得ない事情」（対象理由）について、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 高校・大学等に在学する生徒・学生又は入学が予定されている者であること
- ② 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること
- ③ 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること
- ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

（※）②、③について内閣府令で定める内容は以下のとおり。

- ・ ②について：
 - i 試みの使用期間の満了後間がない者
 - ii その他就職後間がない者
- ・ ③について：
 - i 社会的養護自立支援拠点事業の利用
 - ii 公共職業安定所における就職に関する相談
 - iii 求人者との面接
 - iv i～iiiに掲げる活動に準ずる活動

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の実施状況(令和6年5月1日時点)

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の令和6年5月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、Ⅰ型においては、69自治体、348か所で実施、Ⅱ型においては、13自治体、19か所で実施、Ⅲ型においては、23自治体、103か所で実施となっている。

児童自立生活援助事業Ⅰ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	14	福岡県	○	17
青森県	○	2	佐賀県	○	2
岩手県	○	4	長崎県	○	5
宮城県	○	8	熊本県	○	4
秋田県	○	3	大分県	○	1
山形県	○	1	宮崎県	○	3
福島県	○	4	鹿児島県	○	5
茨城県	○	7	沖縄県	○	4
栃木県	○	9	札幌市	○	15
群馬県	○	3	仙台市	○	2
埼玉県	○	13	さいたま市	○	9
千葉県	○	19	千葉市	○	4
東京都	○	18	横浜市	○	8
神奈川県	○	4	川崎市	○	2
新潟県			相模原市	○	3
富山県	○	1	新潟市	○	5
石川県	○	1	静岡市		
福井県	○	1	浜松市	○	3
山梨県	○	1	名古屋市	○	3
長野県	○	2	京都市	○	5
岐阜県	○	4	大阪市	○	5
静岡県	○	7	堺市	○	1
愛知県	○	10	神戸市	○	1
三重県	○	2	岡山市	○	3
滋賀県	○	7	広島市	○	4
京都府			北九州市	○	4
大阪府	○	6	福岡市	○	3
兵庫県	○	5	熊本市	○	8
奈良県			横須賀市	○	1
和歌山県	○	12	金沢市		
鳥取県	○	4	明石市	○	2
島根県	○	1	奈良市	○	3
岡山県	○	4	世田谷区	○	3
広島県	○	4	江戸川区	○	2
山口県	○	7	荒川区	○	1
徳島県	○	2	港区		
香川県	○	6	中野区		
愛媛県	○	8	板橋区		
高知県	○	3	豊島区		
			葛飾区		
			合計	69	348

児童自立生活援助事業Ⅱ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道			福岡県		
青森県			佐賀県		
岩手県			長崎県		
宮城県			熊本県		
秋田県			大分県		
山形県			宮崎県		
福島県			鹿児島県		
茨城県			沖縄県		
栃木県			札幌市		
群馬県			仙台市		
埼玉県			さいたま市		
千葉県			千葉市		
東京都			横浜市	○	2
神奈川県			川崎市	○	1
新潟県			相模原市		
富山県			新潟市		
石川県			静岡市	○	1
福井県			浜松市	○	2
山梨県			名古屋市	○	1
長野県			京都市		
岐阜県			大阪市	○	2
静岡県			堺市		
愛知県			神戸市		
三重県			岡山市		
滋賀県			広島市		
京都府			北九州市		
大阪府			福岡市		
兵庫県	○	2	熊本市		
奈良県	○	1	横須賀市		
和歌山県			金沢市		
鳥取県			明石市		
島根県			奈良市		
岡山県			世田谷区		
広島県	○	2	江戸川区		
山口県	○	2	荒川区		
徳島県	○	1	港区		
香川県			中野区		
愛媛県	○	1	板橋区		
高知県	○	1	豊島区		
			葛飾区		
			合計	13	19

児童自立生活援助事業Ⅲ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道			福岡県		
青森県			佐賀県		
岩手県			長崎県		
宮城県			熊本県		
秋田県			大分県		
山形県			宮崎県		
福島県			鹿児島県		
茨城県			沖縄県		
栃木県	○	2	札幌市		
群馬県			仙台市	○	6
埼玉県			さいたま市		
千葉県	○	16	千葉市	○	6
東京都			横浜市	○	4
神奈川県			川崎市	○	5
新潟県			相模原市	○	3
富山県			新潟市	○	5
石川県			静岡市	○	5
福井県			浜松市		
山梨県			名古屋市	○	4
長野県			京都市		
岐阜県			大阪市	○	7
静岡県			堺市		
愛知県			神戸市		
三重県	○	5	岡山市		
滋賀県			広島市	○	4
京都府			北九州市	○	1
大阪府			福岡市		
兵庫県	○	7	熊本市		
奈良県	○	2	横須賀市		
和歌山県			金沢市		
鳥取県	○	3	明石市		
島根県			奈良市		
岡山県	○	2	世田谷区		
広島県	○	2	江戸川区		
山口県	○	1	荒川区		
徳島県	○	2	港区		
香川県			中野区		
愛媛県	○	6	板橋区		
高知県	○	5	豊島区		
			葛飾区		
			合計	23	103

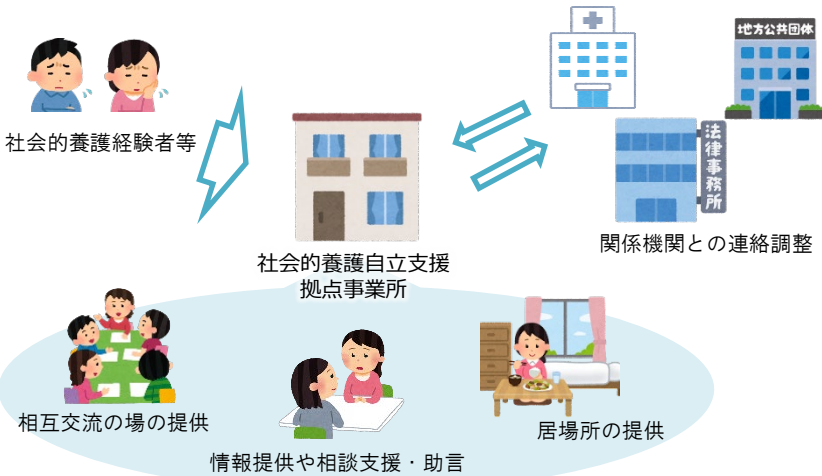
＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 相互交流の場の提供
- 社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。
- (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
- 社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。
- (3) 関係機関との連絡調整
- 他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。
- (4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供
- 社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
- ※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】				エ 就労相談支援の回数に応じた加算			
ア 基本分		1 か所当たり	23,794千円	・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	
・ 支援コーディネーター	1 人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円	
・ 生活相談支援員	1 人			オ 心理療法担当職員加算			
・ 就労相談支援員	1 人			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円	
・ 相互交流費用				・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円	
・ 関係機関連携費用				カ 法律相談対応準備加算			
イ 生活相談支援員配置加算					1 か所当たり	2,113千円	
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円		キ 開設準備経費加算			
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算					1 か所当たり	4,000千円	
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円		ク 賃借料加算			
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円			1 か所当たり	3,000千円	
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助				ケ 自立生活支援加算			
					1 か所当たり	2,599千円	

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

152

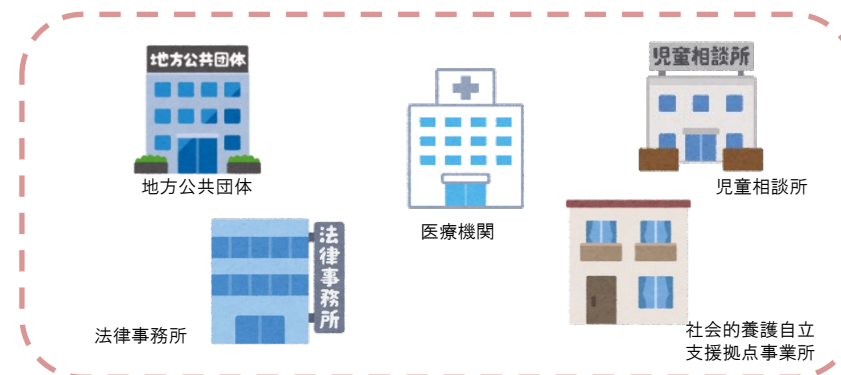
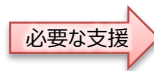
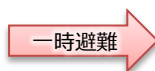
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

2. 事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

《見直し》

⇒「社会的養護自立支援事業等」の事業内容の一部であったが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」を廃止とするため、単独事業化。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

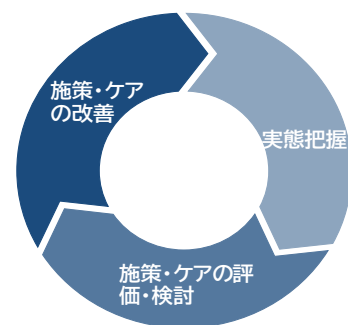
社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

2. 事業の概要

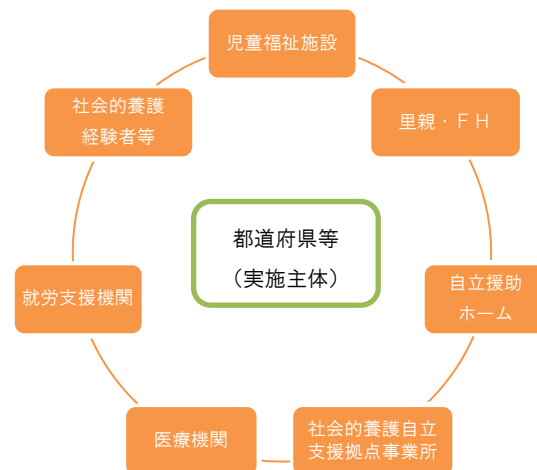
社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

（※）令和5年度まで安心こども基金により補助していたが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により補助。

《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 自治体当たり 3,000千円

【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和6年5月1日時点)

社会的養護自立支援拠点事業の令和6年5月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
51自治体、56か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	1	岐阜県	○	1	佐賀県	○	1	堺市	○	
青森県	○	1	静岡県			長崎県	○	1	神戸市		
岩手県	○	1	愛知県	○	2	熊本県	○	1	岡山市	○	1
宮城県	○	1	三重県			大分県	○	1	広島市	○	1
秋田県			滋賀県	○	1	宮崎県	○	1	北九州市		
山形県			京都府	○	1	鹿児島県			福岡市		
福島県			大阪府	○	1	沖縄県	○	1	熊本市	○	
茨城県	○	1	兵庫県	○	1	札幌市			横須賀市		
栃木県	○	1	奈良県	○	1	仙台市	○	1	金沢市		
群馬県	○	1	和歌山県	○	1	さいたま市	○		明石市		
埼玉県	○	3	鳥取県	○	2	千葉市	○	1	奈良市	○	2
千葉県	○	1	島根県			横浜市	○	1	世田谷区	○	1
東京都	○	3	岡山県	○	1	川崎市	○	1	江戸川区	○	1
神奈川県	○	1	広島県	○	1	相模原市	○	1	荒川区		
新潟県			山口県	○	1	新潟市			港区		
富山県			徳島県	○	1	静岡市			中野区		
石川県	○	3	香川県	○	1	浜松市			板橋区		
福井県	○	1	愛媛県			名古屋市			豊島区	○	1
山梨県	○	1	高知県	○	1	京都市			葛飾区		
長野県			福岡県	○	1	大阪市	○		合計	51	56

※埼玉県、さいたま市は2か所共同実施のため、埼玉県のみ共同実施か所数を含めた3を計上

※大阪府、大阪市、堺市は共同実施のため、大阪府のみ実施か所数に1を計上

※熊本県、熊本市は共同実施のため、熊本県のみ実施か所数に1を計上

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和6年5月1日時点)

自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	心理療法支援	法律相談支援	一時避難的かつ短期間の居場所の提供
北海道	ブリッジフォースマイル	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○	○	○
青森県	社会的養護自立支援拠点事業つなぐ	児童養護施設	社会福祉法人弘前愛成会			
岩手県	NPO法人もりおかユースポート	民間法人等	NPO法人もりおかユースポート			
宮城県	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ	民間法人等	NPO法人チャイルドラインみやぎ	○	○	
茨城県	社会福祉法人同仁会	民間法人等	社会福祉法人同仁会			
栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	栃木県			
群馬県	ヤング・アシストいっば	民間法人等	一般社団法人ヤング・アシスト	○	○	
埼玉県	クローバーハウス	民間法人等	一般社団法人コンパスナビ			
埼玉県	希望の家	民間法人等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会			
埼玉県	埼玉県社会福祉士会社会的養護交流拠点	民間法人等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会			
千葉県	ちばアフターケアネットワークステーション (CANS)	民間法人等	社会福祉法人生活クラブ		○	
東京都	ゆずりは	民間法人等	社会福祉法人子供の家	○	○	
東京都	日向ぼっこ	民間法人等	NPO法人日向ぼっこ	○	○	
東京都	&youあきば	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○	○	
神奈川県	あすなろサポートステーション	児童養護施設	社会福祉法人白十字会林間学校	○	○	○
石川県	育松園	児童養護施設	社会福祉法人松寿園 育松園			
石川県	伊奈美園	児童養護施設	社会福祉法人伊奈美園 伊奈美園			
石川県	あすなろ学園	児童養護施設	社会福祉法人北伸福祉会 あすなろ学園			
福井県	親子関係支援センターやまりす	民間法人等	NPO法人親子関係支援センターやまりす			
山梨県	若者自立サポートセンターいっば	児童自立生活援助事業所 (I型)	自立援助ホームM I R A I			
岐阜県	Lalaの部屋	民間法人等	社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会 Lalaの部屋	○	○	○
愛知県	中央児童・障害者相談センター	その他	児童相談所			
愛知県	西三河児童・障害者相談センター	その他	児童相談所			
滋賀県	つながり若者センター	民間法人等	滋賀県社会福祉協議会			
京都府	京都府家庭支援総合センター	その他	京都府家庭支援総合センター			
大阪府	アフターケア事業部	民間法人等	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会	○	○	
兵庫県	ひょうご自立支援相談・交流拠点	民間法人等	一般社団法人 兵庫県児童養護連絡協議会			
奈良県	自立サポートセンターwith	民間法人等	NPO法人おかえり		○	○

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和6年5月1日時点)

自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	心理療法支援	法律相談支援	一時避難的かつ短期間の居場所の提供
和歌山県	社会的養護自立支援拠点事業所すずらん	民間法人等	社会福祉法人和歌山県社会施設事業会			
鳥取県	ひだまり	民間法人等	一般社団法人ひだまり			○
鳥取県	米子みその らいと	児童養護施設	社会福祉法人みその児童福祉会			
岡山県	灯（あかり）	民間法人等	NPO法人未来へ			
広島県	退所児童等アフターケア事業所「カモミール」	民間法人等	NPO法人どおりいむスイッチ			
山口県	DaBeRi場in「つむぎ」	児童養護施設	社会福祉法人山口育児院			○
徳島県	ほななホーム	民間法人等	NPO法人山の薬剤師たち			○
香川県	アフターケア事業所わっかっか	民間法人等	NPO法人 丸亀街づくり研究所			○
高知県	にじいろステーション	民間法人等	社会福祉法人みその児童福祉会児童家庭支援センター高知ふれんど	○		
福岡県	そだちの樹	民間法人等	NPO法人そだちの樹	○		
佐賀県	さがこんね	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
長崎県	NPO法人心澄	民間法人等	NPO法人心澄			
熊本県	ブリッジフォースマイル	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○		
大分県	児童アフターケアセンターおおいた	民間法人等	NPO法人おおいた子ども支援ネット	○		○
宮崎県	社会的養護自立支援拠点事業所クオーラ	民間法人等	NPO法人青少年の自立を支援する会宮崎			○
沖縄県	にじのしずく	民間法人等	一般社団法人ある			○
仙台市	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ	民間法人等	NPO法人チャイルドラインみやぎ			
千葉市	社会的養護アフターケア相談事業所CANS	民間法人等	社会福祉法人生活クラブ風の村		○	
横浜市	よこはまPortFor	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○		
川崎市	株式会社パソナ パソナ・横浜	民間法人等	株式会社パソナ			
相模原市	あすなろサポートステーション	民間法人等	社会福祉法人白十字会林間学校			
岡山市	NPO法人子どもシェルターモモ	民間法人等	NPO法人子どもシェルターモモ			
広島市	アフターケアひかり	児童養護施設	社会福祉法人広島修道院	○	○	○
奈良市	奈良市子どもセンター	その他	奈良市子ども支援課			
奈良市	おかえり	民間法人等	NPO法人おかえり			
世田谷区	せたエール	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
江戸川区	江戸川区児童相談所	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
豊島区	豊島区社会的養護自立支援拠点事業所	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			

都道府県別社会的養護自立支援事業の実施状況（令和4年度）

「社会的養護自立支援事業」による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

（令和3年度（実績）：68自治体（74自治体中） → 令和4年度（実績）：72自治体（78自治体中））

自治体名		支援 コーディネーター	居住費 支援	生活費 支援	学習費 支援	自立後生活 体験支援	生活相談 支援	医療連携 支援	法律相談 支援	就労相談 支援
北海道	○	○	○	○	○	○	○			○
青森県	○	○	○	○	○					
岩手県	○	○	○	○	○		○			
宮城県	○	○	○	○			○			○
秋田県										
山形県										
福島県	○	○	○	○			○			
茨城県	○	○	○	○	○		○			
栃木県	○	○	○	○	○		○			○
群馬県	○	○	○	○			○			○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○			○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○			
東京都	○		○	○	○	○	○			○
神奈川県	○	○	○	○		○	○	○	○	○
新潟県	○		○	○						
富山県										
石川県	○		○	○			○			
福井県	○	○	○	○						
山梨県	○	○					○			
長野県										
岐阜県	○		○	○	○	○	○	○		
静岡県	○	○	○	○	○	○				○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○			○
三重県	○		○	○						
滋賀県	○	○	○	○			○			
京都府	○	○	○	○			○			○
大阪府	○	○	○	○			○			○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○			
奈良県	○		○	○	○		○			
和歌山県	○		○	○	○					
鳥取県	○		○	○	○		○			○
島根県	○		○	○			○			
岡山県	○						○			
広島県	○		○	○			○			
山口県	○		○	○	○					
徳島県	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	○	○	○	○	○		○			○
愛媛県	○		○	○	○					
高知県	○	○	○	○		○	○			
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		

自治体名		支援 コーディネーター	居住費 支援	生活費 支援	学習費 支援	自立後生活 体験支援	生活相談 支援	医療連携 支援	法律相談 支援	就労相談 支援
佐賀県	○	○	○	○	○		○			○
長崎県	○		○	○	○					
熊本県	○	○	○	○			○	○		○
大分県	○	○		○			○			
宮崎県	○	○		○			○			
鹿児島県	○		○	○	○					
沖縄県	○	○	○	○			○			○
札幌市	○	○	○	○	○	○	○			○
仙台市	○	○	○	○	○		○			○
さいたま市	○		○	○			○			○
千葉市	○		○	○						
横浜市	○		○	○	○		○			○
川崎市	○	○	○	○		○	○			○
相模原市	○	○	○	○	○		○			○
新潟市	○	○	○	○	○					
静岡市	○	○	○	○			○			
浜松市	○						○			
名古屋市	○		○	○	○					
京都市	○		○	○	○		○			
大阪市	○	○	○	○	○		○			○
堺市	○	○		○			○			○
神戸市	○		○	○	○					
岡山市	○	○					○			
広島市	○	○	○	○	○	○	○		○	
北九州市	○		○	○	○		○		○	
福岡市	○	○	○	○	○					
熊本市	○		○	○						
横須賀市	○	○		○	○					
金沢市	○						○	○		
明石市	○		○	○			○			
奈良市	○	○					○			
世田谷区	○		○	○						
江戸川区	○	○	○	○	○	○				
荒川区										
港区	○		○	○	○					
中野区										
板橋区	○			○						
豊島区	○			○						
実施自治体数	72	43	60	66	38	16	51	5	4	24

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和4年度実績ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2 事業の概要

(1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

(2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

(3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

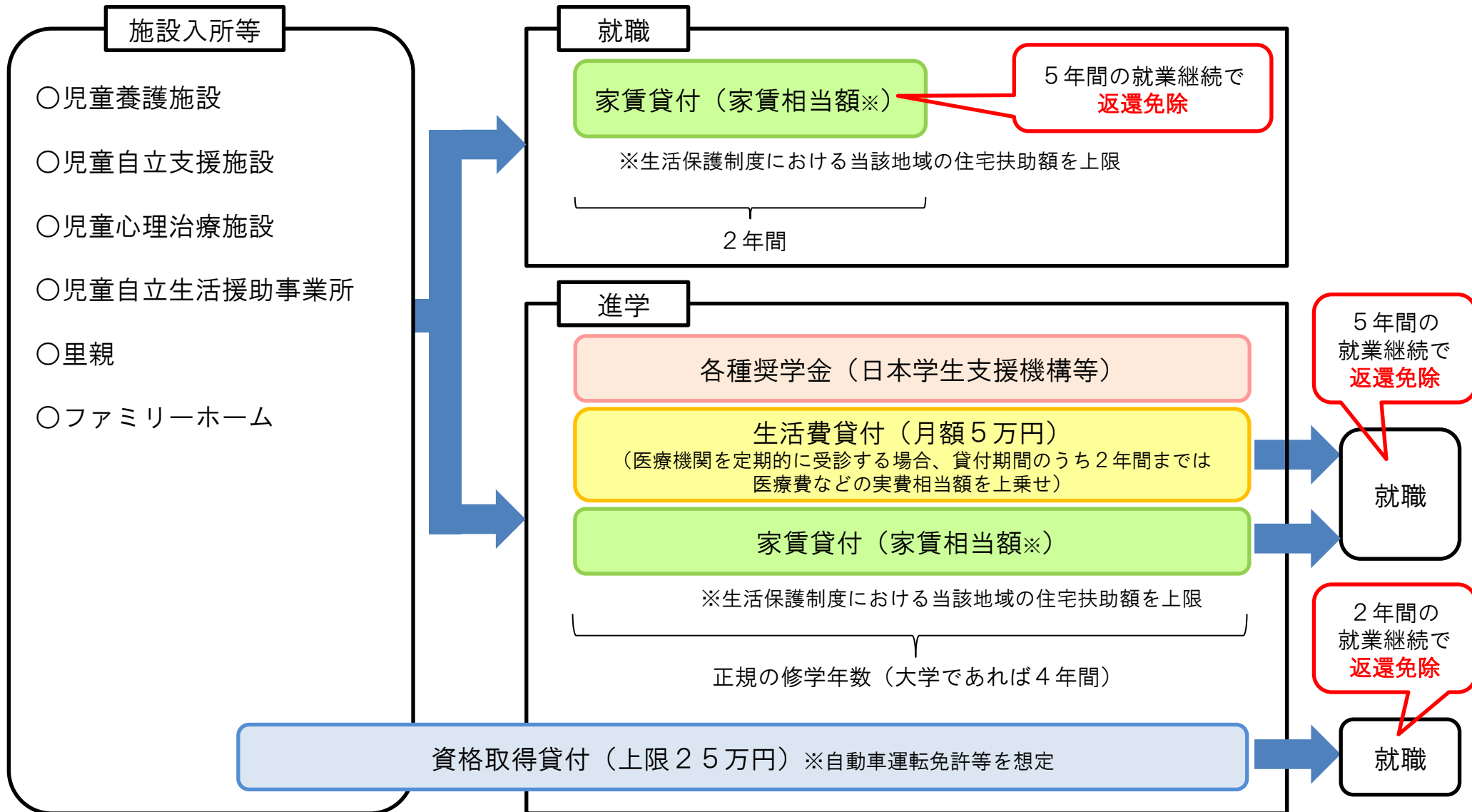
3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国：9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

2. 事業の概要

（1）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

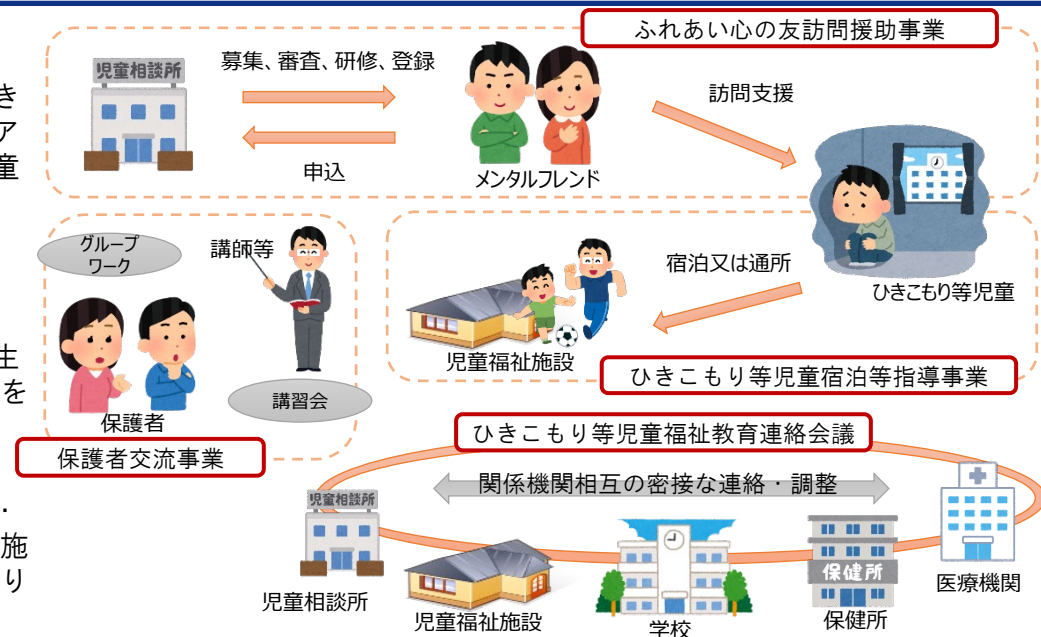
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

（2）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

（3）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】（1）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合

メンタルフレンド活動費
事業実施前研修会費
活動検討会
宿泊指導
通所指導

1 都道府県市当たり	399,880円
訪問1日当たり	3,850円
定額	165,000円
1回当たり	30,180円
児童1人当たり日額	3,800円
児童1人当たり日額	1,840円
1回当たり	12,500円

（2）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

（3）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和6年度予算

21 百万円

〔 21 百万円 〕※〔 〕内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

2. 施策の概要

（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

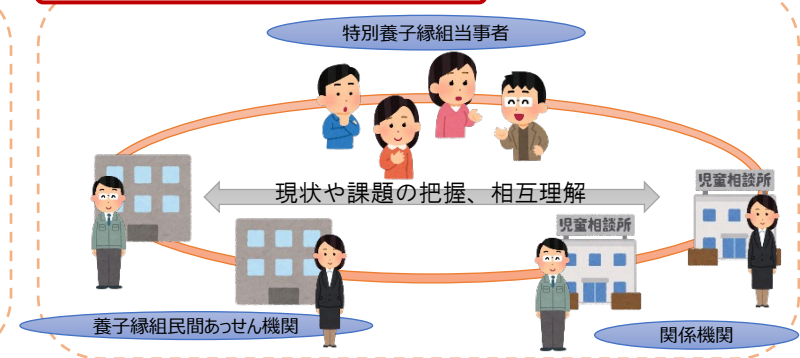
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 21,478千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

9. 特定妊婦等への支援体制の強化

○特定妊婦等への支援体制の強化について

平成29年度 産前・産後母子支援事業（モデル事業）の創設

- ・「妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施

令和元年度 産前・産後母子支援事業の全国展開

- ・産前・産後母子支援事業（モデル事業）の全国展開と併せて乳児院等多機能化推進事業に編入

<産前・産後母子支援事業>

- ・妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等をの補助を創設〔令和元年度〕
- ・特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設〔令和2年度〕

令和3年度 特定妊婦等支援整備事業、特定妊婦等支援臨時特例事業の創設

- ・予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いてかんがえることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へと繋ぐ体制を構築するための支援を実施。

令和4年児童福祉法改正

- ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」を創設（令和6年4月1日施行）。
- ・妊産婦等生活援助事業所に対し、開設準備経費や整備費等の支援を実施（※）令和5年度補正予算

児童福祉法 第6条の3

- ⑤ …保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、…。
- ⑮ この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

＜安心こども基金を活用して実施＞

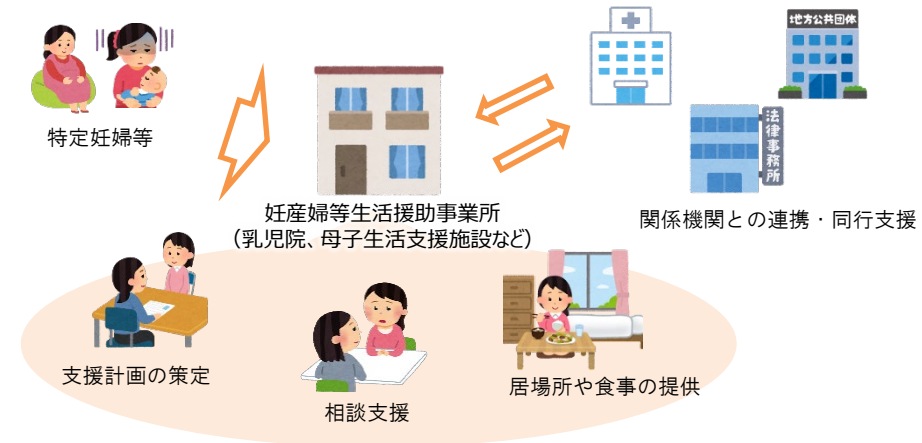
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分		1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1 人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1 人			・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1 人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費				居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用				・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費				ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費				エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
				オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和6年5月1日時点)

妊産婦等生活援助事業の令和6年5月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
18自治体、20か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道			岐阜県	○	2	佐賀県	○	1	堺市		
青森県			静岡県			長崎県			神戸市	○	
岩手県			愛知県			熊本県	○	1	岡山市		
宮城県			三重県			大分県	○	1	広島市		
秋田県			滋賀県			宮崎県			北九州市		
山形県			京都府			鹿児島県			福岡市	○	1
福島県			大阪府	○	1	沖縄県	○	1	熊本市	○	1
茨城県			兵庫県	○	1	札幌市			横須賀市		
栃木県			奈良県			仙台市			金沢市		
群馬県			和歌山県			さいたま市			明石市		
埼玉県	○	1	鳥取県			千葉市			奈良市		
千葉県			島根県			横浜市			世田谷区		
東京都			岡山県			川崎市			江戸川区		
神奈川県			広島県	○	1	相模原市			荒川区		
新潟県			山口県	○	1	新潟市			港区		
富山県			徳島県			静岡市			中野区		
石川県	○	1	香川県			浜松市			板橋区		
福井県			愛媛県			名古屋市			豊島区		
山梨県			高知県	○	1	京都市			葛飾区		
長野県	○	1	福岡県	○	3	大阪市	○	1	合計	18	20

※兵庫県、神戸市は共同実施のため、兵庫県のみ実施か所数に1を計上

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和6年5月1日時点)

自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	休日夜間相談対応	心理療法連携支援	法律相談連携支援	入居による支援
埼玉県	カーサ・ライラック	母子生活支援施設	社会福祉法人埼玉育児院		○	○	○
石川県	ごちゃまるクリニック	その他	ごちゃまるクリニック				
長野県	にんしんSOSながの	乳児院	社会福祉法人敬老園 うえだみなみ乳児院	○			○
岐阜県	麦の穂乳幼児ホームかがやき	乳児院	社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会 麦の穂乳幼児ホームかがやき	○			○
岐阜県	乳幼児ホームまりあ	乳児院	社会福祉法人日本児童育成園 乳幼児ホームまりあ	○			○
大阪府	大阪乳児院	乳児院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会大阪乳児院				○
兵庫県	小さないのちのドア	民間法人等	公益財団法人 小さないのちのドア	○	○	○	○
広島県	にんしんSOS広島	女性自立支援施設	社会福祉法人広島慈愛会	○			○
山口県	特定妊婦等相談支援拠点	産科医療機関	医療法人社団諍友会 田中病院	○			○
高知県	にんしんSOS高知みそのらんぷ	乳児院	社会福祉法人みその児童福祉会 高知聖園ベビーホーム	○			
福岡県	産前産後ステーションママリズム	母子生活支援施設	社会福祉法人 日王福祉会	○			○
福岡県	母子支援機関Link	乳児院	社会福祉法人 慈愛会	○			○
福岡県	こどもと女性包括支援センターhalu ここはる	母子生活支援施設	社会福祉法人 豊生会	○	○	○	○
佐賀県	産前産後母子支援ステーションましゅまろネット	母子生活支援施設	社会福祉法人聖母の騎士会いつくしみの苑	○		○	○
熊本県	福田病院	産科医療機関	社会医療法人 愛育会	○	○	○	○
大分県	永生会母子ホーム	母子生活支援施設	社会福祉法人 別府永生会				○
沖縄県	おにわ	民間法人等	一般社団法人おにわ	○	○	○	○
大阪市	ボ・ドーム ダイヤモンドルーム	母子生活支援施設	社会福祉法人大念仏寺社会事業団ボ・ドーム大念仏				○
福岡市	産前・産後母子支援センターこももティエ	母子生活支援施設	福岡県母子福祉協会	○	○	○	○
熊本市	にんしんSOS熊本	乳児院	社会福祉法人熊本市社会福祉協会熊本乳児院	○	○	○	○

産前・産後母子支援事業の実施状況（令和4年度）

「産前・産後母子支援事業」による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

（令和3年度（実績）：15自治体（73自治体中） → **令和4年度（実績）：16自治体（78自治体中）**）

自治体名	実施施設		①支援コーディネーターの 配置等による支援	②看護師の配置等 による支援	④特定妊婦等に対する 生活支援
	種別	名称			
埼玉県	産科医療機関	医療法人さずな会さめじまボンディングクリニック	○		
千葉県	乳児院	社会福祉法人共育の広場 コミュニティ長柄	○	○	
神奈川県	乳児院	ドルカスベビーホーム		○	
	乳児院	聖園ベビーホーム		○	
長野県	乳児院	うえだみなみ乳児院	○		
岐阜県	乳児院	乳幼児ホームまりあ	○	○	○
	乳児院	麦の穂乳幼児ホームかがやき	○		
大阪府	乳児院	大阪乳児院	○	○	○
兵庫県	乳児院	姫路乳児院ピューバホール	○	○	
広島県	婦人保護施設	社会福祉法人広島慈愛会	○		
山口県	産科医療機関	医療法人社団諍友会 田中病院	○		
高知県	乳児院	高知聖園ベビーホーム	○		
福岡県	母子生活支援施設	産前産後母子支援ステーションママリズム	○	○	○
	乳児院	福岡にんしん110番 Link	○	○	○
熊本県	産科医療機関	社会医療法人 愛育会 福田病院	○		
大分県	母子生活支援施設	永生会母子ホーム		○	
大阪市	母子生活支援施設	社会福祉法人大念仏寺社会事業団	○	○	○
福岡市	母子生活支援施設	こももティエ	○	○	○
熊本市	乳児院	社会福祉法人熊本市社会福祉協会	○	○	○
合計	16自治体、19か所で実施		16	12	7

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和4年度実績ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

10. こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価等

○こどもの権利擁護

①こどもの権利擁護の推進

- ・ こどもの権利擁護は、こどもの基本的人権を護ること。こどもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②こどもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、こどもの気持ちを受け入れつつ、こどもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元こどもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（令和3年度の届出・通告受理件数は387件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は131件）
※令和2年度の届出・通告受理件数は372件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は121件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、こどもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④こどもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、こどものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

社会的養護におけるこどもの権利擁護に関する既存の取組

◆被措置児童等虐待の防止

- 被措置児童等虐待の防止については、平成20年の改正児童福祉法において、被措置児童等虐待の定義、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置、措置の公表等施設内虐待の防止のための規定を新設。
- 同法の施行（平成21年4月）に併せ、被措置児童等虐待の予防や対応等について記載した「被措置児童等対応ガイドライン」を作成し、自治体向けに周知した。
- 現在までの各年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数及び都道府県等が虐待と認めた件数は下記。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3
届出・通告受理件数	176件	193件	214件	288件	220件	233件	254件	277件	246件	290件	372件	387件
都道府県等が虐待と認めた件数	39件	46件	71件	87件	62件	83件	87件	99件	95件	94件	121件	131件

【厚労省家庭福祉課調べ】

◆第三者委員の設置

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、被措置児童や保護者等からの苦情の受付窓口の設置等の措置を講ずることが規定されており、平成17年からはその解決に当たり当該施設職員以外の者を関与させなければならないことを義務付けており、都道府県知事等による児童福祉施設に対する監査項目の一つとなっている。
- 平成24年から平成26年にかけて、社会的養護関係施設種類別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）を作成し、厚生労働省ホームページ上に掲載。これらには、第三者委員の設置も含めた苦情解決の具体的な体制づくりについて記載。

◆子どもの権利ノート

- 各自治体や施設ごとに作成している冊子であり、児童福祉施設等に入所している児童に対し、施設内での子どもの権利が守られること等について、子どもの年齢に応じて分かりやすく説明するもの。自治体の担当窓口や第三者委員の連絡先等が掲載されている。
- 平成7年に大阪府が作成したことを契機に全国に広がった。現状、自治体等の自発的な取り組みであるが、厚労省においても各施設種別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）に権利ノートを活用すべき旨記載したり、全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議等で取組みを紹介するなどしている。
- なお、児童相談所設置自治体において、措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知に関し、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が72（97.3%）あった（令和3年度、家庭福祉課調べ）。

◆その他

- 一時保護中の児童については、平成30年に「一時保護ガイドライン」、令和元年に「一時保護中のこどもの権利擁護について」を発出し、権利ノートに準ずる冊子の配付や第三者委員の設置、第三者機関等、子どもの権利を保障する仕組みの整備について通知している。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成２９年度～令和３年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、〔 〕 構成割合（％）

	こども本人	こども本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	児童家庭支援 センター	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・ 保健機関	その他	（匿名を含む） 不明	合計
平成２９年度	90 〔30.8〕	18 〔6.2〕	28 〔9.6〕	109 〔37.3〕	3 〔1.0〕	0 〔0.0〕	5 〔1.7〕	2 〔0.7〕	0 〔0.0〕	6 〔2.1〕	4 〔1.4〕	21 〔7.2〕	6 〔2.1〕	292 〔100.0〕
平成３０年度	94 〔34.7〕	4 〔1.5〕	22 〔8.1〕	90 〔33.2〕	2 〔0.7〕	0 〔0.0〕	10 〔3.7〕	4 〔1.5〕	3 〔1.1〕	6 〔2.2〕	3 〔1.1〕	23 〔8.5〕	10 〔3.7〕	271 〔100.0〕
令和元年度	76 〔24.9〕	17 〔5.6〕	42 〔13.8〕	106 〔34.8〕	1 〔0.3〕	0 〔0.0〕	11 〔3.6〕	1 〔0.3〕	1 〔0.3〕	3 〔1.0〕	2 〔0.7〕	35 〔11.5〕	10 〔3.3〕	305 〔100.0〕
令和２年度	108 〔27.8〕	20 〔5.1〕	25 〔6.4〕	150 〔38.6〕	5 〔1.3〕	14 〔3.6〕	9 〔2.3〕	5 〔1.3〕	6 〔1.5〕	6 〔1.5〕	3 〔0.8〕	28 〔7.2〕	10 〔2.6〕	389 〔100.0〕
令和３年度	105 〔26.7〕	12 〔3.1〕	38 〔9.7〕	137 〔34.9〕	10 〔2.5〕	2 〔0.5〕	11 〔2.8〕	5 〔1.3〕	3 〔0.8〕	8 〔2.0〕	6 〔1.5〕	47 〔12.0〕	9 〔2.3〕	393 〔100.0〕

※１件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 ２９年度：２７７件 ３０年度：２４６件 元年度：２９０件 ２年度：３７２件 ３年度：３８７件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、〔 〕 構成割合（％）

	事実確認を行った事例				小 計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合 計
	虐待の事実 が認められ た	虐待の事実 が認められ なかった	虐待の事実 の判断に至 らなかつた					
平成２９年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]	
平成３０年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]	
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]	
令和２年度	121 [31.3]	217 [56.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]	
令和３年度	131 [30.5]	203 [47.2]	57 [13.3]	391 [90.9]	0 [0.0]	39 [9.1]	430 [100.0]	

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、 [] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリ－ 里親・ ホーム	障害児施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 一時保護所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
平成２９年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
平成３０年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和２年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]
令和３年度	5 [3.8]	69 [52.7]	2 [1.5]	8 [6.1]	21 [16.0]	20 [15.3]	6 [4.6]	131 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、 [] 構成割合（％）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成２９年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
平成３０年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和２年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]
令和３年度	68 [51.9]	4 [3.1]	39 [29.8]	20 [15.3]	131 [100.0]

（参考）社会的養護関係施設
数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
H29年度	1 4 0	6 0 5
H30年度	1 4 0	6 0 5
R元年度	1 4 6	6 1 2
R２年度	1 4 5	6 1 2
R３年度	1 4 5	6 1 0

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
H29年度	4 6	5 8
H30年度	5 0	5 8
R元年度	5 1	5 8
R２年度	5 3	5 8
R３年度	5 3	5 8

	委託里親	ファミリ－ ホーム
H29年度	4, 2 4 5	3 4 7
H30年度	4, 3 7 9	3 7 2
R元年度	4, 6 0 9	4 1 7
R２年度	4, 7 5 9	4 2 7
R３年度	4, 8 4 4	4 4 6

※１：福祉行政報告例（各年度末現在（児童自立支援施設除く）

※２：家庭福祉課調べ（各年度１０月１日現在（児童自立支援施設）

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進（自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等）

虐待を受けた被措置児童等

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した者

届出
(相談)

通告

市町村、福祉事務所及び児童相談所（児童委員を経由する場合を含む）並びに都道府県児童福祉審議会

通知

都道府県（担当部署）※

届出・通告・他の機関からの通知の内容の検討
今後の対応方針について決定

届出
(相談)

通告

入所児童から虐待を受けた旨の訴えを受けた施設職員等は速やかに自治体に連絡

厚労省や自治体
が作成しているガイド
ラインに基づき
適切に対応

児童相談所

被措置児童等の
見守り等必要な
支援

通告者本人や施設
関係者等に対し
通告への対応内容
をフィードバック

一時保護

虐待を受けた児童に対する支援同じ施設等
にいる他の被措置児童等に対する支援

虐待以外の場合
で関わりが必要
な場合

調査結果や児福
審の意見を踏ま
え今後の対応を
決定した場合

被措置児童等虐
待の安全確保が
必要な場合

他の児童に対す
る支援が必要

事実確認・訪問調査等・被措置児童等の状況や事実確認

被措置児童等虐待が疑われる場合

ケース会議（事例対応チーム、専門家チーム等）

被措置児童等虐待が認められる場合

報告徴収・立入調査・改善勧告等の権限の行使

施設運営等に関し改善が必要

施設運営改善のための取組の継続的な指導

虐待なしと判断した
場合も含む

報告

意見

報告

意見

報告

意見

連携

協力

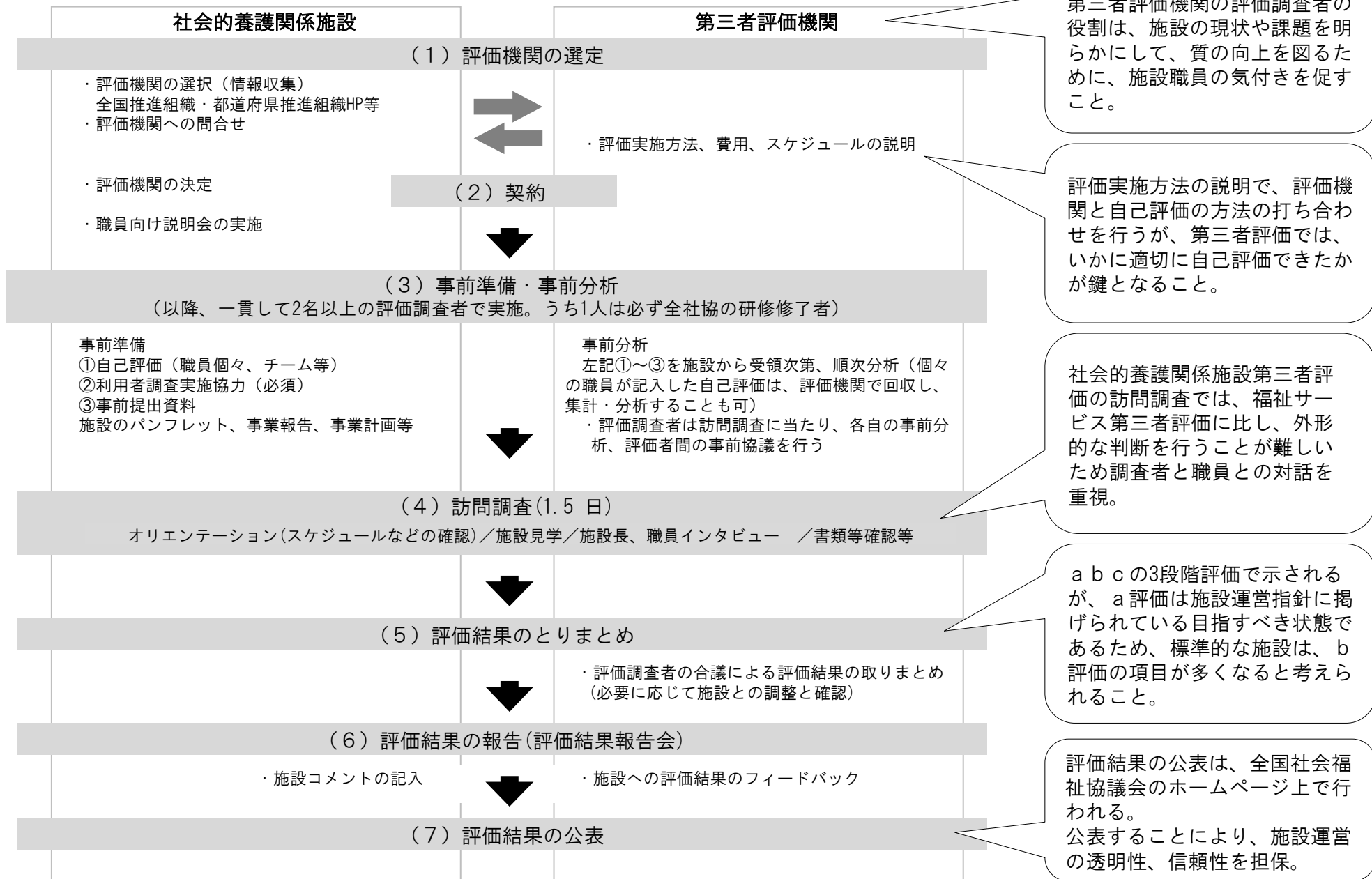
都道府県児童福祉審議会

連携
協力

*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

（現行）

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

（改正後）

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

（現行）

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（現行）

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

（現行）

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（現行）

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体を安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者（父母）・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者（父母）又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者（父母）あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行	同上	同上
	(児童相談所長による監護措置)	児童相談所長による監護措置 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	(親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
里親等委託中	児童相談所長による親権代行	同上	同上
	里親等による監護措置	里親等による監護措置 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	(親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
施設入所中	施設長による親権代行	同上	同上
	(施設長による監護措置)	施設長による監護措置 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	(親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

（現行）

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見（身上監護、財産管理など）を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。



（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
（未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。）
（家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。）

（参考） 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

（現行）

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



（改正後）

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し（※）

（現行）

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。



（見直し後）

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定（詳細は別紙）。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）（暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等）	ウ その他（関係者へのア・イの行為等）
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為（騒音・振動、施設の汚損・破損等）	

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為	ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為	オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為	エ 児童の教育上支障を生じさせる行為	

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。（※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。）
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令（強制入所措置の場合）での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体确保安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする（教唆する）行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為（精神科医療を含む。）
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為（予防接種、健康診査等）
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳等）
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

○里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（47②）

○施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（47④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

○養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

11. 令和 4 年改正児童福祉法の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合（親子関係再構築）支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とそのこども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（３．①関係）

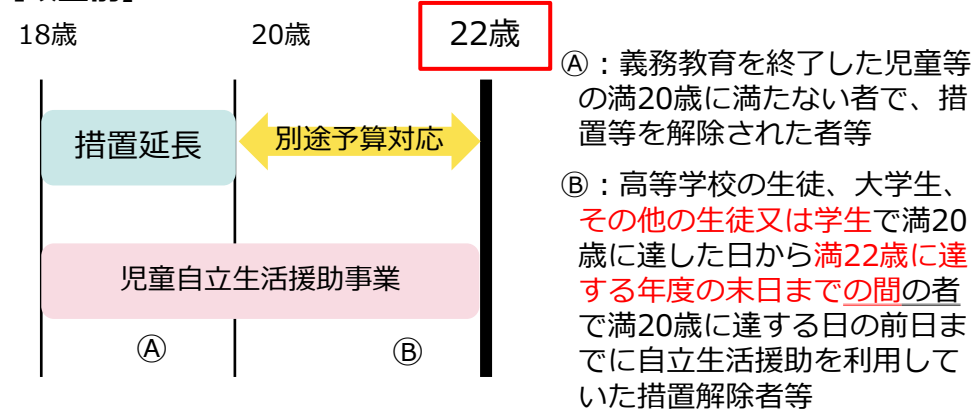
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

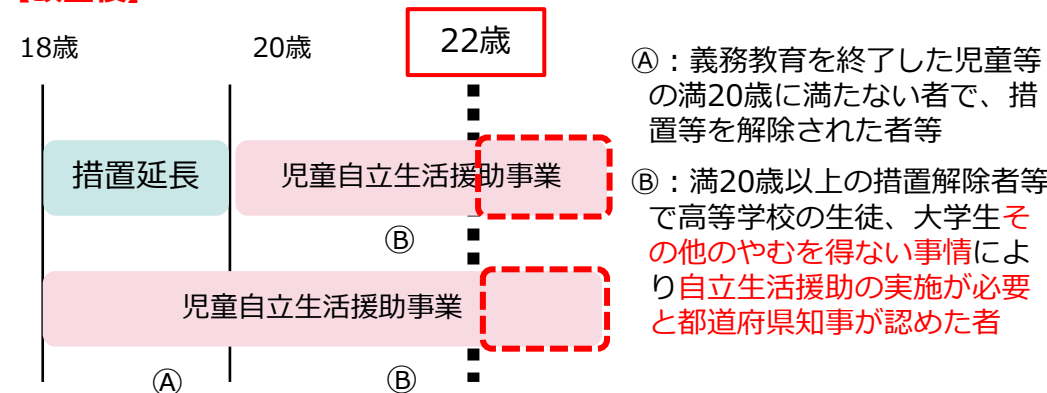
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【改正前】



【改正後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

(参考) 平成 2 8 年改正児童福祉法の概要等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

新しい社会的養育ビジョン

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

＜工程で示された目標年限の例＞

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

12. 次期都道府県社会の養育推進計画

次期都道府県社会的養育推進計画 の策定要領（概要）

次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

<現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
 - 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したもの。
 - 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。
- 【見直しの背景】
- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
 - また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。
- これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



<主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 次期計画は令和7～11年度の5年を1期 として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を 13項目 とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念 に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にP D C Aサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、 「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」 の記載を求める。 ● 「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」 の記載を求める。 ●さらに、「整備すべき見込量等」について、 「整備・取組方針等」 （指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに 統一的な「評価のための指標」 を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により 自己点検・評価 を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 毎年度調査を実施し、分析・評価 して公表。

1. 基本的考え方（計画記載事項）※現行策定要領からの変更等を中心に記載

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者である子どもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが**子どもに還元**されていることが重要であることに留意することが必要。

(2)当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**子どもの権利擁護に係る環境**を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらには子どもの**意見表明等支援事業**の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

(3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・児童相談所は、**家庭維持に向け適切に在宅指導措置**を行うとともに、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例については、市区町村に対して**在宅指導措置の委託**を行い、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施することが必要。
- ・市区町村の**子ども家庭センター**による相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する**親子関係の再構築**に向けた支援の効果的な実施が必要。

(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

(5)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・現行計画の代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の**児童虐待相談対応件数の増加**等を踏まえて時点修正することが必要。その際、予防的支援による**家庭維持**の見込数、**家庭復帰や親族養育等への移行**、**養子縁組の成立**の見込数を踏まえて算出することが必要。

(6)一時保護改革に向けた取組

- ・安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、子どもの**家庭養育優先原則**を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭の環境において個別性が尊重されるべき。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
- ・一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する**一時保護施設の設備及び運営に関する基準**を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは**委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム**の確保・養成を行うとともに、**一時保護専用施設等**の確保など、一時保護の体制整備の充実に努めることが必要。

1. 基本的考え方（計画記載事項）※現行策定要領からの変更等を中心に記載

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要なこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
- ・その上で、これらの代替養育の開始の時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

(12)障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、令和6年度末までに令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・こども家庭センターの整備等に向けた支援、里親支援センターによる里親支援体制の構築に向けた実施機関やその配置の調整等、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた計画策定のための調整・検討等、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

2. 項目ごとの策定要領※現行策定要領からの変更等を中心に記載

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

事項

計画策定に当たっての留意事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定

- パーマネンシー保障には、まず、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべき。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要
- ・各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、現行計画を見直し新たな計画を策定することが必要

各項目に係る基本的考え方

- 現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等の内容等を記載
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載

計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

市区町村との連携体制等

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に規定する都道府県の施策についても考慮することが必要

評価のための指標とPDCAサイクルの運用

- 計画策定に当たっては都道府県児童福祉審議会等への意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- PDCAサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

2.項目ごとの策定要領

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に分かりやすく説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、こどものニーズに対応できる体制整備に努める
- こどもの意見等をこどもの最善の利益を考慮して検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取り組を進める
- こども自身に対しその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧に分かりやすい周知啓発を図ることが不可欠
- 社会的養護に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

2.項目ごとの策定要領

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載。とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載すること
- こども家庭センターに関するガイドライン等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導を行うとともに、市区町村への送致のほか、適当と考えられる事例については、市区町村に在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を児童相談所職員と一緒にすること等により、お互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

2.項目ごとの策定

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実施

②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の実施・取組

事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要な子ども等を積極的に支援することが必要
- 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、必要な支援を検討
- 子ども・子育て支援担当部局等と連携し、市区町村に対して計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を順次反映
- 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
- 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供などの支援を検討

- 様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

2.項目ごとの策定要領

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実施

③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の実施・取組

市区町村との連携体制

計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る

- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

2.項目ごとの策定要領

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

事項	計画策定に当たっての留意事項
妊産婦等生活援助事業の整備	●国において策定する実施要綱等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
助産施設・助産制度の体制整備と周知	●助産施設の確保に取り組むこと ●制度の周知にも取り組むこと
市区町村等との連携等	●都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築 ●市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要 ●児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
その他事業による支援体制の充実	●市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

2.項目ごとの策定要領

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

事項	計画策定に当たっての留意事項
代替養育を必要とするこども数の見込み	●保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要がである者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること （参考例）こどもの人口（推計・各歳ごと）× 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。） ＝ 代替養育を必要とするこども数

2.項目ごとの策定要領

(6)一時保護改革に向けた取組

事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべき。特に、年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること
- まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児は家庭養育優先原則を十分に踏まえることが必要。一時保護専用施設等の確保に努めることも必要
- 国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数、職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、施設内のルールが適切か、定期的に見直す

2.項目ごとの策定要領

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底。すなわち、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行う。その上で、代替養育の開始の時点から、こどもの意向等を踏まえながら家庭復帰を目指し、困難な場合は特別養子縁組等を検討
- 児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。早期のパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うためには、専門チームや担当係の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 親族等がこどもを養育する場合に、児童相談所は、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等を勧奨することが望ましい

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

事項

児童相談所における体制強化

民間団体との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親・FH・施設との協働による支援

計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、児童相談所がコーディネート業務を適切に行うなどを前提とし、協働による支援であることを意識
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮
- 里親・ファミリーホーム・施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

計画策定に当たっての留意事項

- 代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となって、こどもの意向等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、特別養子縁組等を検討
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児は特別養子縁組を積極的に検討
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討
- 縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと

2. 項目ごとの策定要領

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

事項

計画策定に当たっての留意事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

●市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討することが必要

●里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数

●養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討することが必要。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする

●施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に里親等委託を検討する必要がある、特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を行うことが必要

●以上を踏まえ、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度時点における年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の里親等委託率の目標を設定・実行する。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、上記事項を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定

●国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう令和11年度における数値目標を設定する

●里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること

●実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る

●障害児の障害特性に応じて適切に養育できる環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること

●ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要

●市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図ることが必要。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい

●市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討

●やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

2.項目ごとの策定要領

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討
- 設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォスティング機関の活用についても検討

2.項目ごとの策定要領

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要なこども数の見込み

事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこども数」から、(8)の①の項目において算出した「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと

2. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

計画策定に当たっての留意事項

- 概ね **5 年程度** で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定
- 就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等委託が原則であり、特に乳児院は、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、妊産婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児、実親、里親・里子に**総合的に支援を実施できる社会資源**として、**一層の機能転換**を図ることが必要。乳児院が、こども家庭センターや医療機関等との**連携・協働先**に位置付けられるよう働きかけるとともに、**妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援**などへの積極的な活用を検討。また、**一時保護専用施設**の整備についても地域の実情に応じて検討
- 国は、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の**取組状況を評価**。進捗状況を**毎年度公表**
- **妊産婦等生活援助事業**が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- **家庭支援事業**をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては**積極的な施設の活用**を、施設に対しては**積極的な事業実施**を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 多機能化・機能転換の一つの方向性として、**児童家庭支援センターや里親支援センター**の設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
 - ・ 施設等で働くことの魅力等を施設等の**WEBサイトやSNS**等を活用し広報啓発することや、職場体験等、**施設等や業務内容を理解してもらう機会**を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
 - ・ 在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成等
 - ・ **研修の受講機会**の提供、**スーパービジョンのシステム**の確立等の取組みが重要。また、職員が**課題を一人で抱え込まない組織運営**が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

2. 項目ごとの策定要領

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

事項

社会的養護経験者等数の見込み、実情把握

計画策定に当たっての留意事項

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の**数の見込み**とともに、**その実情**について、国において策定する実施要綱等を踏まえて把握すること

2.項目ごとの策定要領

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数**の計画を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえて、**事業の類型ごと**に事業実施箇所数の計画を策定
- (10)の①の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等**からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の**整備箇所数**の計画を策定
- 関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、関係機関との連携等について、支援ニーズに即した**支援体制の整備**に向けた計画を策定
- 社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

2.項目ごとの策定要領

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等を適切に把握**した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

2.項目ごとの策定要領

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

事項

児童相談所における
人材確保・育成

児童相談所の管轄人
口

市区町村との連携

計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載。なお、医師及び弁護士確保については、常勤職員としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載
- 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい

2.項目ごとの策定要領

(12)障害児入所施設における支援

事項

障害児入所施設にお
ける支援

計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

3. 次期計画策定上の留意事項

事項

次期計画の計画期間、
計画の見直し等

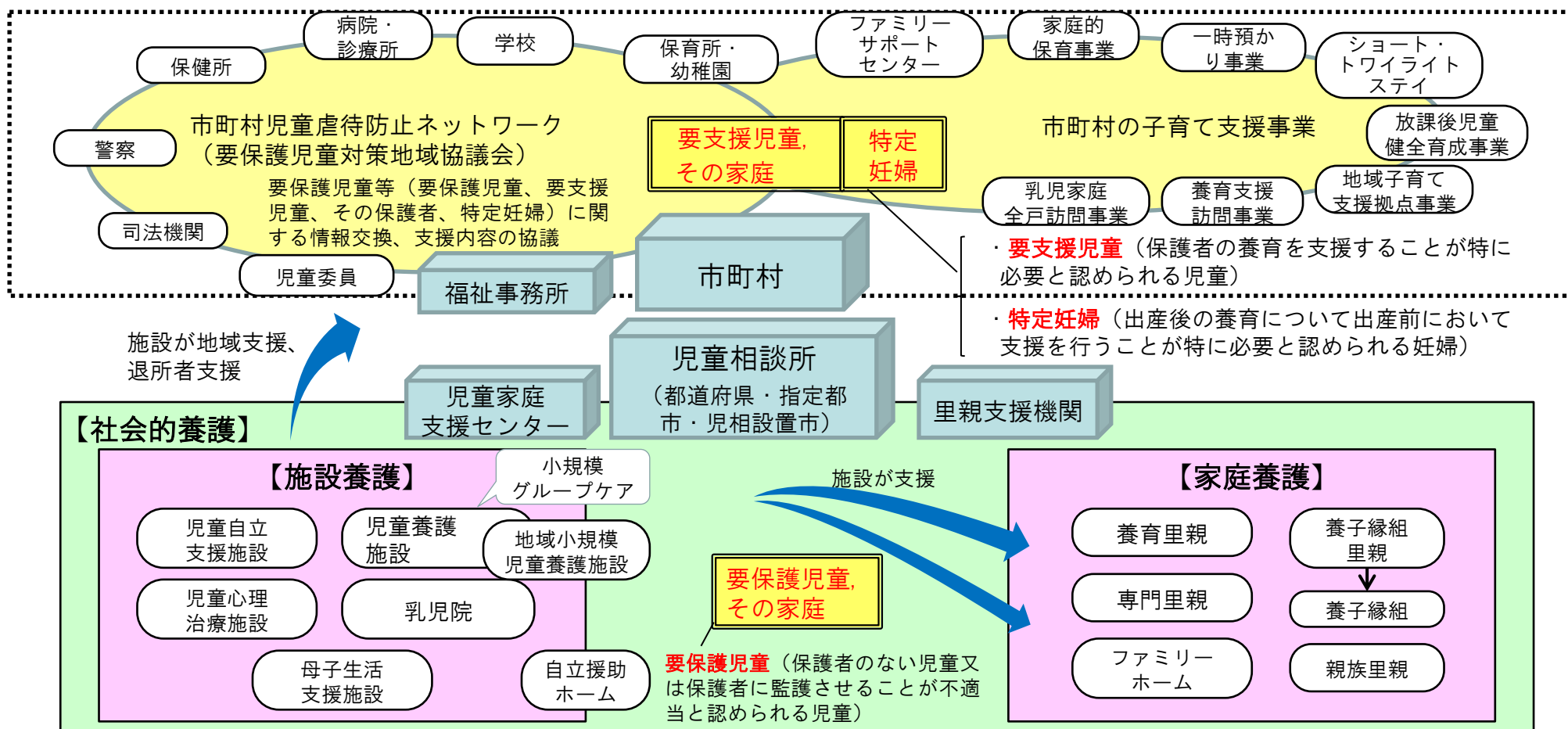
計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、以下について可能なものから順次速やかに取組む
 - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
 - ・ 里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けた調整・検討
 - ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討
 - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ・ 現行計画の達成見込みの確認・要因分析等
 - ・ 資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握
 - ・ 代替養育を必要とするこども数、里親等委託が必要なこども数、施設で養育が必要なこども数の見込みの算出
 - ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握など
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

13. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

○子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することになっている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することになっている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項		事 業 内 容	令和4年度 予算額			(参考) 令和3年度 予算額
				国分	地方分	
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526
		社会的養育の充実	474	237	237	474
		育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278	1,179
		・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	931	678	252	803
		うち 看護職員の処遇改善(注4)	144	100	44	—
		うち 不妊治療の保険適用(本体分)	120	100	20	—
		うち 不妊治療の保険適用(薬価分)	54	45	9	—
		・ 医療情報化支援基金	735	735	0	—
		地域包括ケアシステムの構築				
		・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
		・ 介護職員の処遇改善(注4)	313	153	160	—
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
		・ 保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572
		介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮		644	618	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		88	82	5	80
	年金生活者支援給付金の支給		5,220	5,220	0	5,220
合 計			27,968	18,982	8,986	27,078

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（所要額）

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 （待機児童解消加速化プランの推進等）	◎3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1） △1歳児の職員配置を改善（6:1→5:1） △4・5歳児の職員配置を改善（30:1→25:1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 （地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等） ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%～5%） など

量的拡充・質の向上 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議
『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 （別紙） 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
※：内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5.5：1→4：1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施） ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の＋5％等） ※職員給与の改善 まずは＋3％→＋5％等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

14. 予算関係

令和 6 年度予算の概要 (社会的養護関係)

令和6年度予算の概要 (社会的養護関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和6年度予算】
1,754億円

【令和5年度予算】
(1,691億円)

里親等の支援や、社会的養護を経験した若者の自立支援の強化等の改正児童福祉法に基づく支援を着実に実施するとともに、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援等を強化する。

【主な内容】

- 家庭養育環境を確保するため、「里親支援センター」による里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する。
また、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。
- 社会的養護を経験した若者等が自立した社会生活を送ることができるよう、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助等を行う児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限を弾力化する。
また、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するほか、自立援助ホームにおける生活の質の向上を図るため、生活費の単価を改善する。
- 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、大学等受験費用の支援や、スマートフォンを用いた学習環境の整備等を行う。
- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。
また、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する事業を実施する。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいの提供や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施する。

【主な内訳】

◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,485億円
◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	177億円
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円

【目次】

○ 児童入所施設措置費等国庫負担金	P217
○ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業	P219
○ 養子縁組包括支援事業	P222
○ 里親支援センター等人材育成事業	P223
○ 里親への委託前養育等支援事業	P224
○ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	P225
○ 社会的養護自立支援拠点事業	P226
○ 休日夜間緊急支援事業	P227
○ 妊産婦等生活援助事業	P228
（参考） 令和6年度予算における新規・拡充以外の事業 . . .	P229

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>

令和6年度予算：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算

令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用（令和6年度単価 158,000円）を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,270円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

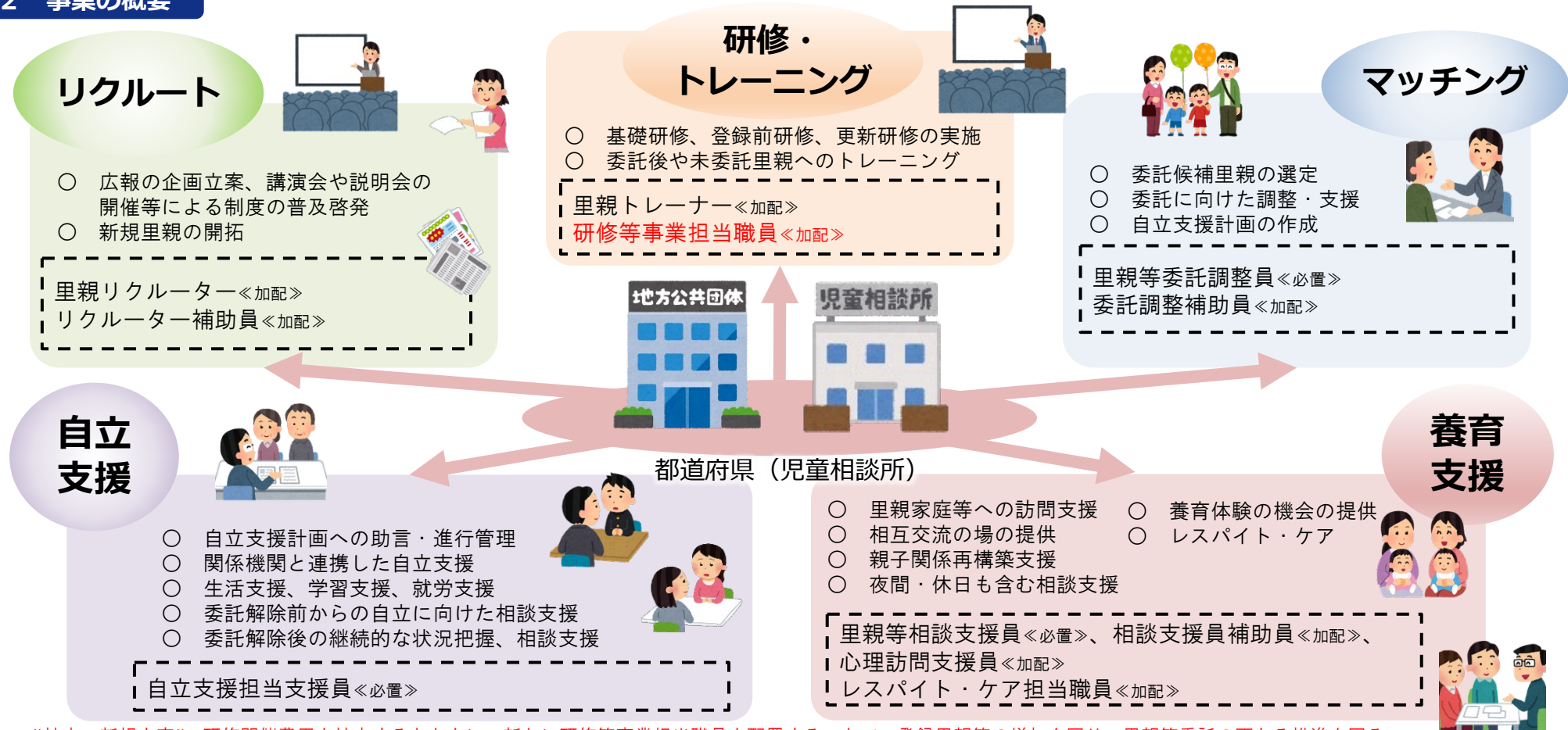
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2（又は2／3、3／4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3、1／4）

○ 事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③こどもと里親家庭のマッチング、④こどもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。《拡充・新規》

（３）里親委託推進等事業

こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）共働き家庭里親委託促進事業

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

（７）障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

（８）里親等委託推進提案型事業

里親等委託推進に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の推進を図る。

（９）里親養育包括支援促進事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

（１０）里親支援センター体制強化事業 《新規》

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親研修等担当者（里親トレーナー）の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（１１）養子縁組包括支援事業 《新規》

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

● 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 ①～⑨、⑫の事業 国：1／2（又は2／3^{（※）}）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3）

⑪、⑬の事業 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

⑩の事業 国：3／4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／4

（※）令和6年度末までの「集中取組期間」において、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めるとともに、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、一定の要件を満たす場合には補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

【補助基準額】

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円	
②市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円	
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円	
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円	
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円	
新規里親登録件数			
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円	
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円	
35件以上	1 か所当たり	2,539千円	
④里親研修・トレーニング等事業			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円	《拡充》
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,735千円	《拡充》
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円	
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円	
研修受講促進費	1 人当たり	40千円	
研修等事業担当職員配置加算			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円	《新規》
委託して実施する場合	1 か所当たり	3,943千円	《新規》
⑤里親委託推進等事業	1 か所当たり	6,544千円	
新規里親委託件数			
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円	
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円	
45件以上	1 か所当たり	4,069千円	
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円	
里親等委託児童数			
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円	
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円	
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円	
80人以上	1 か所当たり	10,985千円	
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円	
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円	
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円	
夜間・土日相談対応強化加算			
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円	
上記以外	1 か所当たり	2,938千円	
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860円	
養育児童預かり支援			
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円	
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980円	
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500円	
⑦里親等委託児童自立支援事業			
アフターケア対象者10人以上かつ			
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円	
アフターケア対象者20人以上かつ			
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円	
⑧共働き家庭里親委託促進事業	1 自治体当たり	3,749千円	
⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1 か所当たり	2,200千円	
⑩里親等委託推進提案型事業	1 自治体当たり	10,000千円	
⑪里親養育包括支援促進事業			
都道府県等が実施する場合	1 か所当たり	32,734千円	
委託して実施する場合	1 か所当たり	29,463千円	
⑫里親支援センター体制強化事業 《新規》			
新規里親登録件数に応じて設定	1 か所当たり	最大2,939千円	
新規里親委託件数に応じて設定	1 か所当たり	最大4,069千円	
⑬養子縁組包括支援事業 《新規》			
i 養子縁組制度普及促進事業			
ア 基本分			
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円	
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円	
イ 市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円	
ii 養親訪問等支援事業			
ア 基本分	1 か所当たり	9,931千円	
イ 養親相談支援員（補助員）加算			
里親等委託児童数			
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円	
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円	
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円	
80人以上	1 か所当たり	10,985千円	
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円	
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円	
エ 夜間・土日相談対応強化加算			
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円	
上記以外	1 か所当たり	2,938千円	

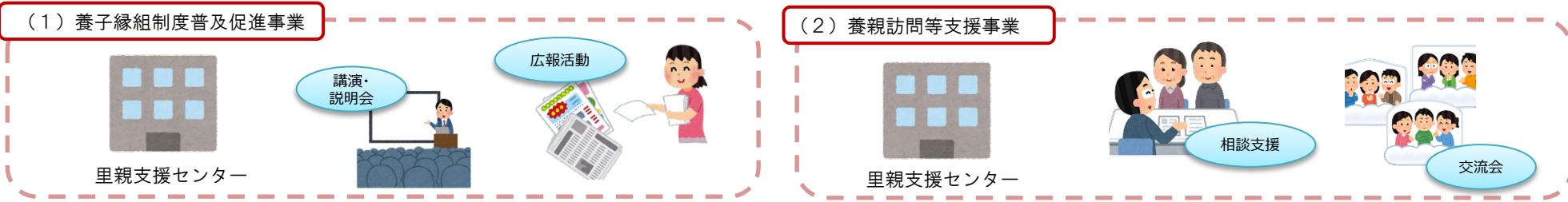
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組制度普及促進事業
- 養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。
- (2) 養親訪問等支援事業
- 養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。



3 実施主体等

【補助基準額】

(1) 養子縁組制度普及促進事業

ア 基本分

都道府県等が実施する場合・・・1 自治体当たり 1,623千円

委託して実施する場合・・・1 か所当たり 1,623千円

イ 市町村連携加算・・・1 か所当たり 5,800千円

(2) 養親訪問等支援事業

ア 基本分・・・1 か所当たり 9,931千円

イ 養親相談支援員（補助員）加算
里親等委託児童数

20人以上40人未満・・・1 か所当たり 2,462千円

40人以上60人未満・・・1 か所当たり 4,503千円

60人以上80人未満・・・1 か所当たり 8,144千円

80人以上・・・1 か所当たり 10,985千円

ウ 心理訪問支援員加算

常勤で配置する場合・・・1 か所当たり 5,166千円

非常勤で配置する場合・・・1 か所当たり 1,552千円

エ 夜間・土日相談対応強化加算

24時間365日の場合・・・1 か所当たり 6,150千円

上記以外・・・1 か所当たり 2,938千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和6年度予算 74 百万円 (0 円) ※ () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。
- 併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスティング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

(※) 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスティング）事業を実施する民間フォスティング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスティング）事業）により補助。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

2 事業の概要

（1）生活費等支援

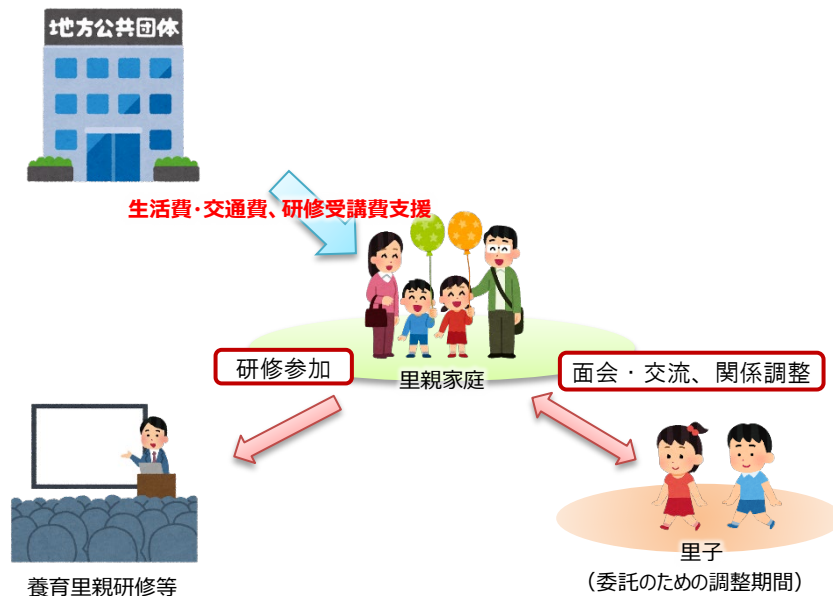
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

（2）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （1）生活費等支援

1人当たり日額 5,300円

（2）研修受講支援

①研修受講旅費

ア 県内で行われる場合

1件当たり日額 3,490円

イ 県外で行われる場合

1件当たり 50,290円

②テキスト費用

1研修当たり 20,000円

③考査代

1研修当たり 9,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

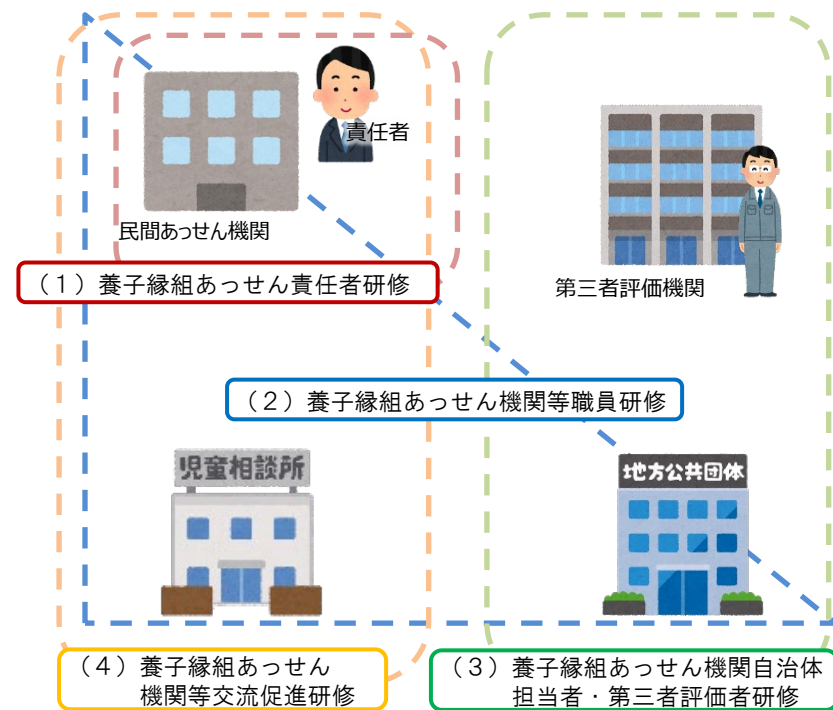
＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金＞ 令和6年度予算 45百万円（21百万円）※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

（１）相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

（２）生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

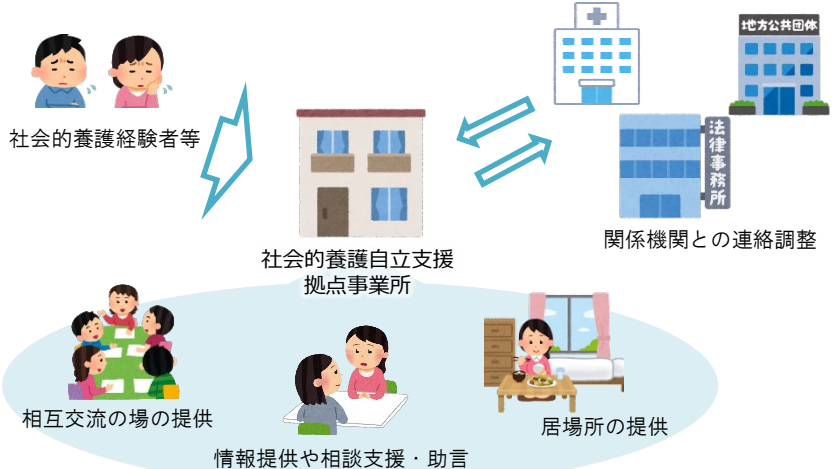
（３）関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

（４）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター 1 人		
・ 生活相談支援員 1 人		
・ 就労相談支援員 1 人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を 2 人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

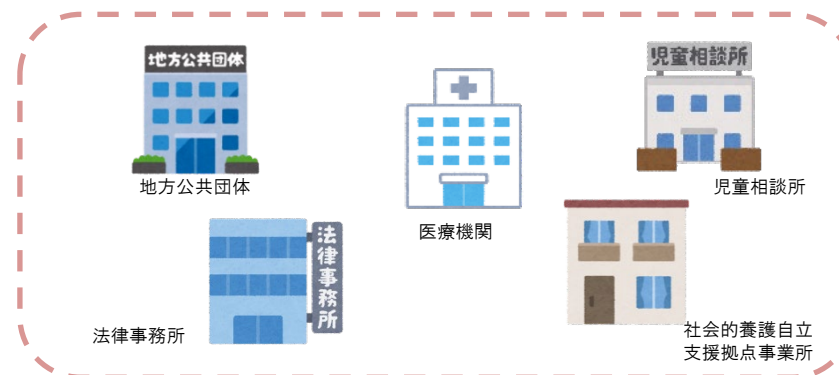
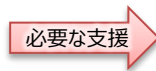
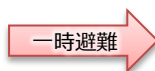
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜安心こども基金を活用して実施＞

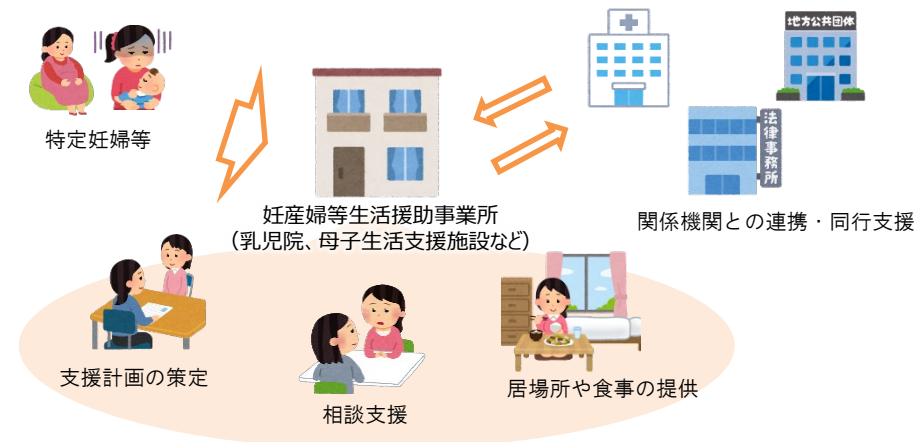
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

(参考資料) 令和 6 年度予算における新規・拡充以外の事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに
応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あ
わせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

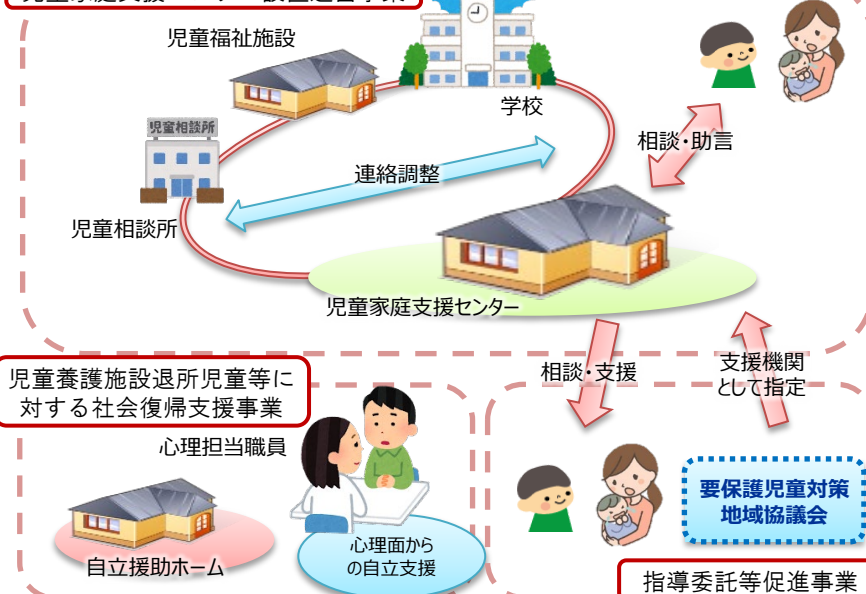
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導委託等促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

(※) 令和5年度まで(3)の一部として実施していた児童家庭支援センター等に指導を委託した場合の補助は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、義務的経費とされたため、令和6年度以降は、児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁。

児童家庭支援センター設置運営事業



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,990千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,988千円	
③法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
④児童相談所0B等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069千円

(3) 指導委託等促進事業 1 件当たり (月額) 109千円

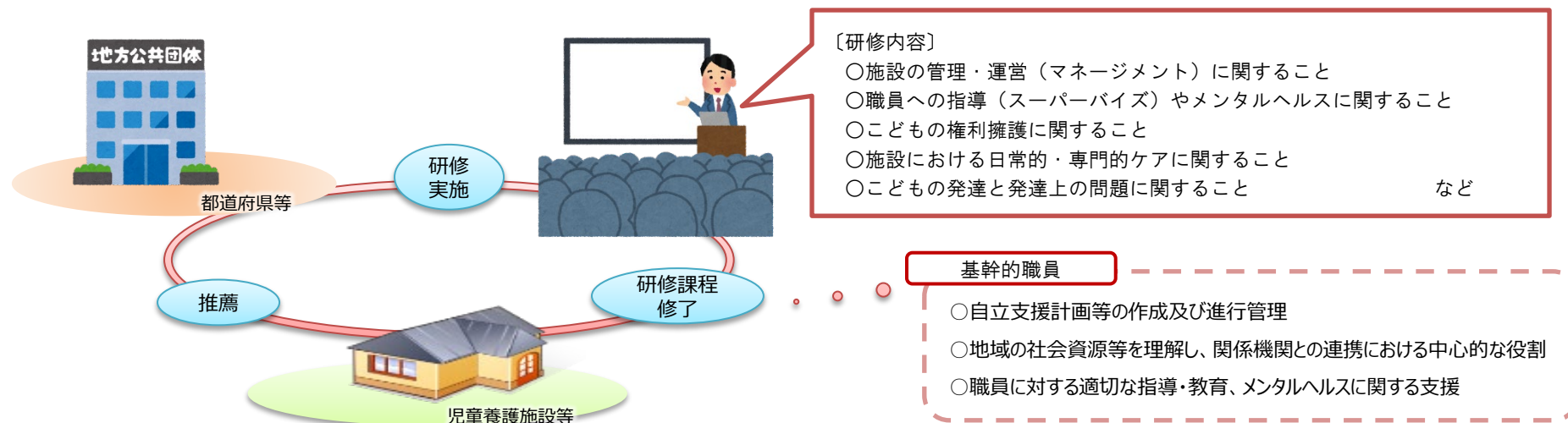
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

施設に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

2. 事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：492,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

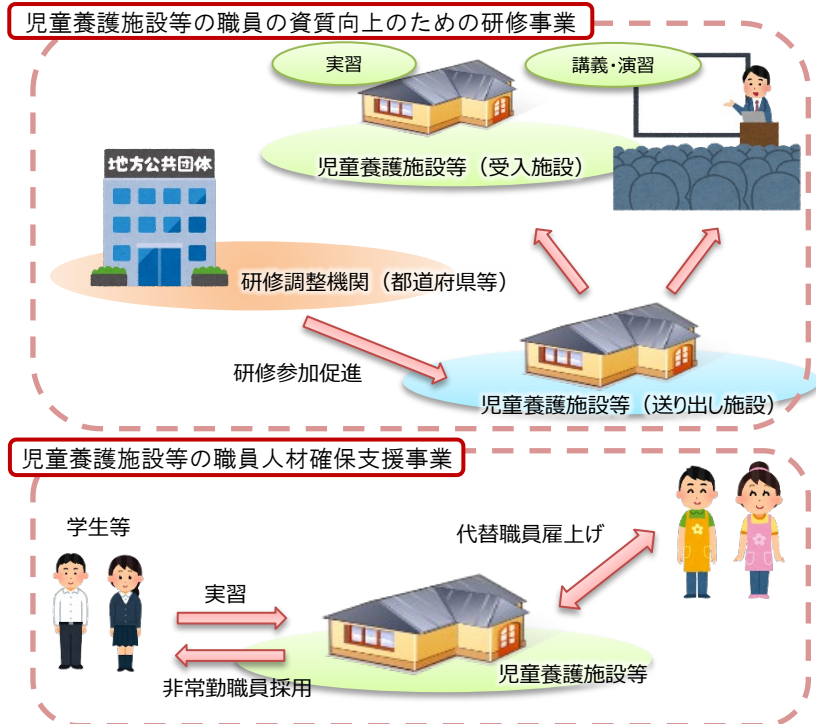
2. 事業の概要

(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修
一定期間(1～3か月程度)、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(民間団体等に委託して実施することも可)

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) ①	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②	送り出し施設	1人当たり	1,054,000円
	受入施設(他施設職員受入)	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	③ 1自治体当たり(各施設種別単位)		2,637,000円
(2)	受入施設(実習生受入)	実習1回当たり	86,200円
	受入施設(実習生等就職促進)	1日当たり	3,760円

- 【対象施設】
- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、都道府県等が適当と認める施設(※)
 - (※) 長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
 - (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （ 208 億円の内数 ） ※（ ）内は前年度当初予算
（※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。
令和5年度補正予算：4.2億円

1 事業の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2 事業の概要

（1）児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

＜令和5年度補正予算＞

- ・令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3 実施主体等

【実施主体】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 : 都道府県、市町村

(参考) 対象施設・事業所

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業 : 市町村

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 : 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1 か所当たり：800万円（里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター：100万円）

(※) 児童家庭支援センター開設支援事業の場合

1 か所当たり：300万円（既存建物を借り上げて新設する場合に支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）に係る経費）

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

1 か所当たり：800万円

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

1 か所当たり：800万円

【補助率】

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

国：1/2（2/3（※））（都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4（1/6）、市町村：1/4（1/6））

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

(※) 里親支援センターの開設準備経費：国：3/4 <令和5年度補正予算分>（令和6年度へ繰越）

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

国：1/2（指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

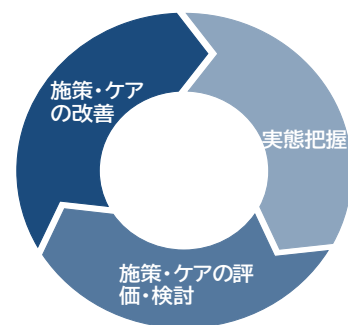
社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

2. 事業の概要

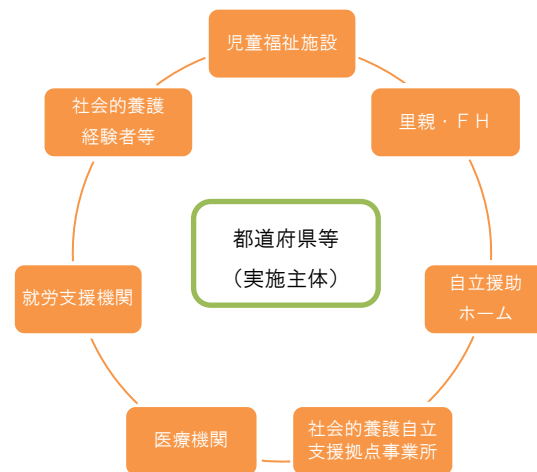
社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

（※）令和5年度まで安心こども基金により補助していたが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により補助。

《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 自治体当たり 3,000千円

【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

2. 事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

《見直し》

⇒「社会的養護自立支援事業等」の事業内容の一部であったが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」を廃止とするため、単独事業化。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （ 208 億円の内数 ） ※ （ ）内は前年度当初予算
 （※）R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

2. 事業の概要

①育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

②医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

③障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

（※）令和5年度まで本事業の一部として実施していた「産前・産後母子支援事業」は、令和4年度児童福祉法改正に伴い、令和6年度以降は、「妊産婦等生活援助事業」として実施。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 ①育児指導機能強化事業 5,052千円
 ②医療機関等連携強化事業 i 連絡調整を担う職員 1,929千円
 ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 1か所当たり最大6,415千円 （※）医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定
 ③障害児等受入体制等強化事業 1か所当たり最大6,080千円 （※）障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
 国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

（1）児童指導員等となる人材の確保	1 人当たり	4,320千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1 か所当たり	4,320千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1 か所当たり	547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1 自治体当たり	5,336千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム
（2）及び（3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】

- 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

2. 事業の概要

(1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援

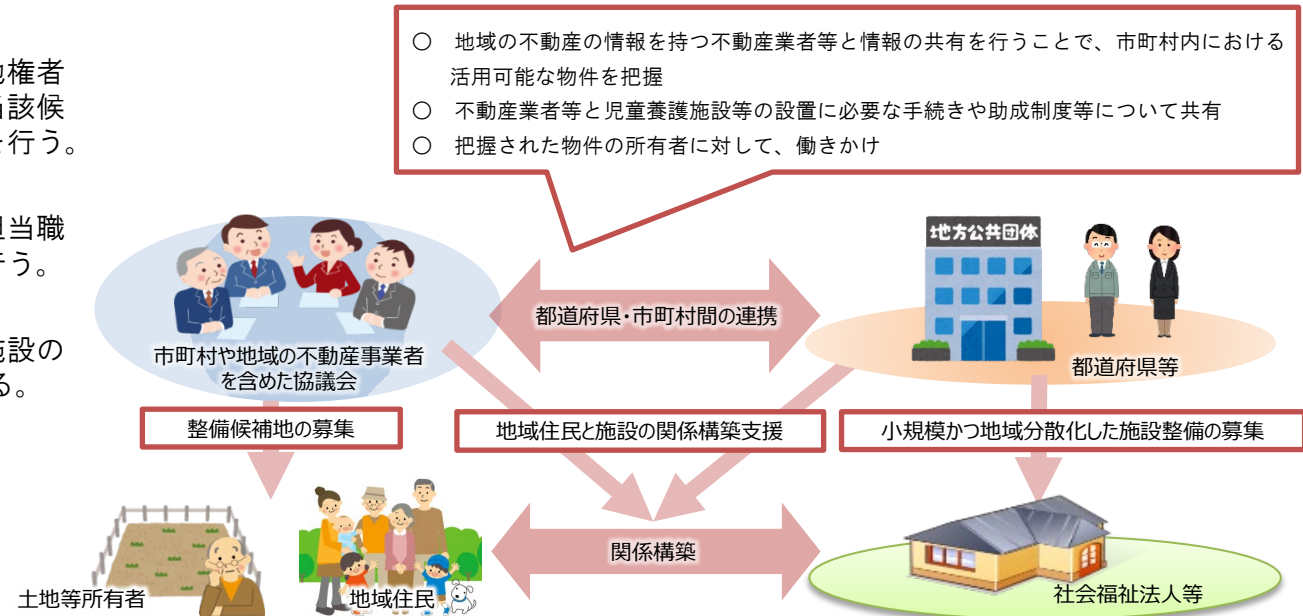
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 (1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援 1 自治体当たり 6,200千円

(2) 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり 4,800千円

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援 1 自治体当たり 4,700千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

2. 事業の概要

○事業の概要

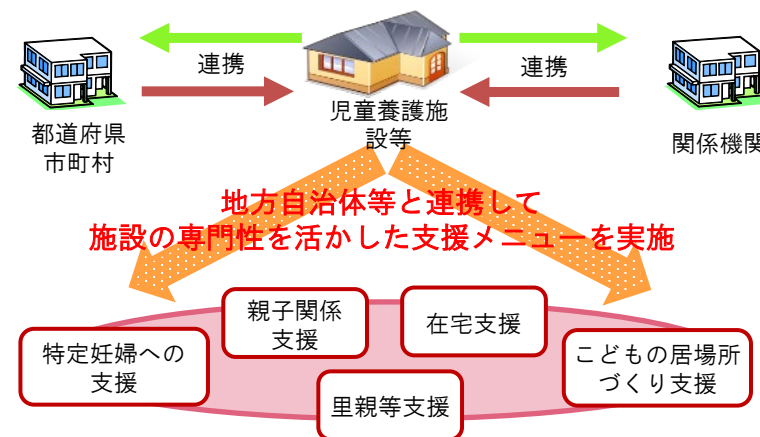
児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- ・児童養護施設等の専門性を高めたうえで、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- ・児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等

といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。

○対象施設等

・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 等



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）
(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 定額（国：10／10相当）、事業実施2年目の自治体は、国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

2. 事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 56千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）・・・1か所当たり 10,978千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 3,214千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,238千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業・・・1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- ii 資質向上モデル事業・・・1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
- iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,238千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 400千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
(※) R5 予算(208億円)の一部について、制度改正に伴い、R6予算では、他の予算科目に移管を行っている。

1. 事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

2. 事業の概要

(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター(児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親)等の指導の下、学生等のボランティア(メンタルフレンド)がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

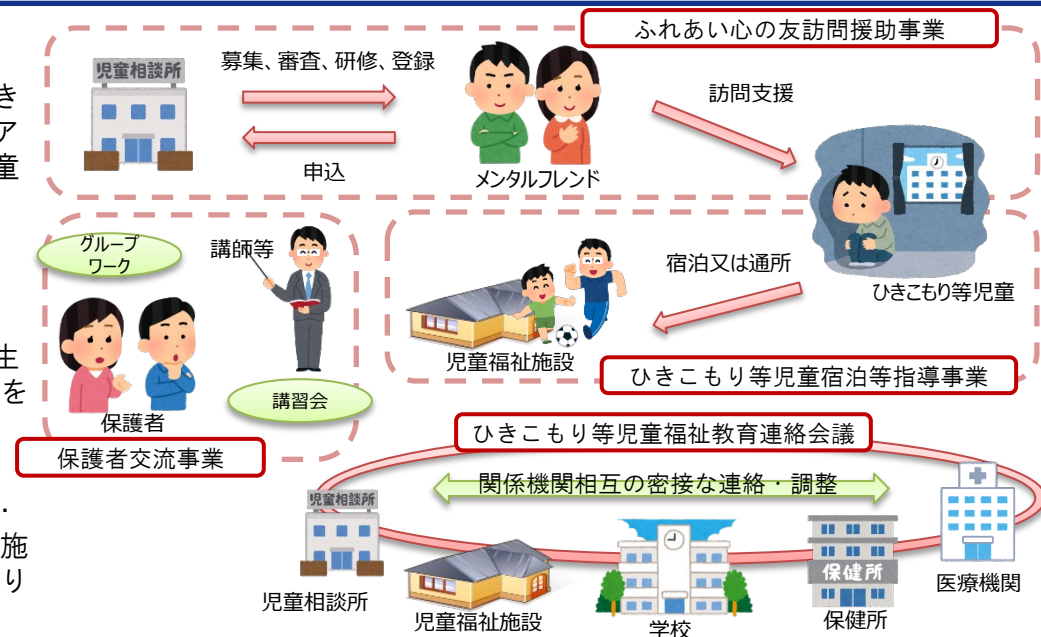
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(民間団体等に委託して実施することも可)

【補助基準額】 (1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合

メンタルフレンド活動費
事業実施前研修会費
活動検討会
宿泊指導
通所指導

1 都道府県市当たり	399,880円
訪問1日当たり	3,850円
定額	165,000円
1回当たり	30,180円
児童1人当たり日額	3,800円
児童1人当たり日額	1,840円
1回当たり	12,500円

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和6年度予算

2. 1 億円

〔2. 1 億円〕※【 】内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

2. 事業の概要

(1) 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

(2) 里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

(3) 都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、(1)の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

・ ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



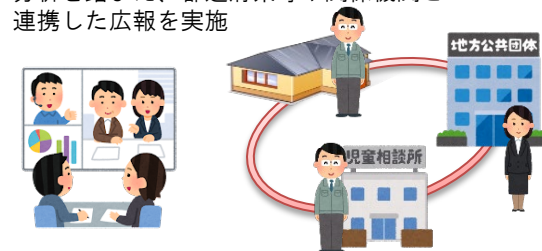
＜特設サイトの開設＞

・ それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

・ 分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 210,626千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和6年度予算

21 百万円

〔 21 百万円 〕※〔 〕内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

2. 施策の概要

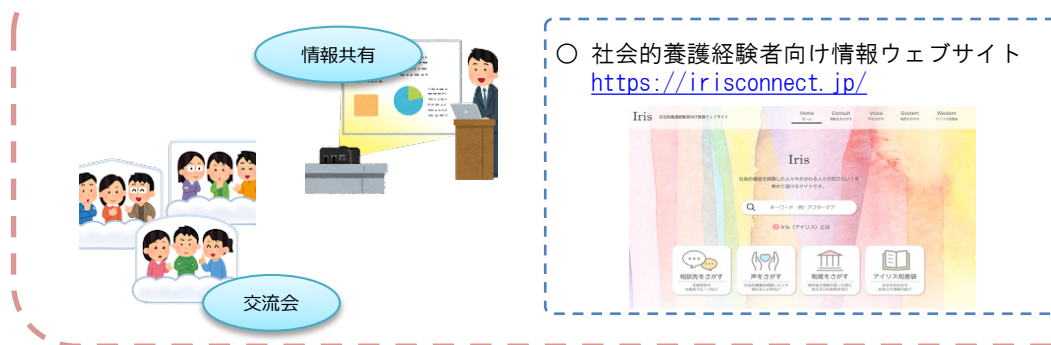
（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

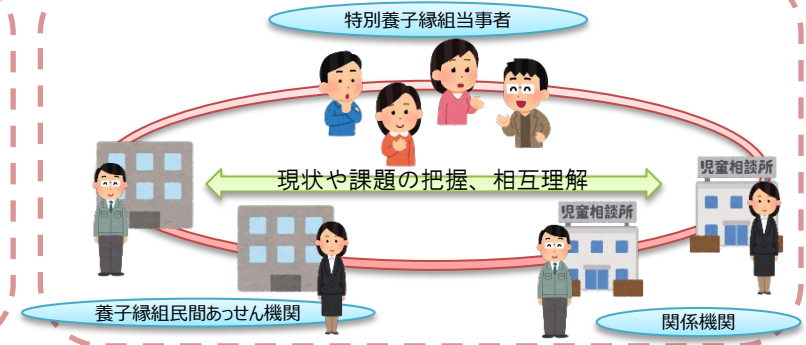
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 21,478千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞ 令和6年度予算

20 百万円

〔 20 百万円 〕※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

2. 施策の内容

（１）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

（２）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（３）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

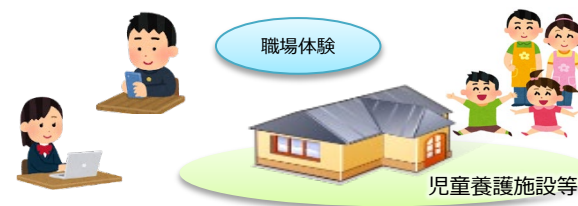
＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験等の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 20,094千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

令和 5 年度補正予算の概要

(ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護関係)

令和5年度補正予算の概要

(ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護関係)

令和5年11月29日 こども家庭庁支援局家庭福祉課

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策、社会的養護に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和5年度補正予算に計上している。

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。（地域こどもの生活支援強化事業：13億円）
- ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験料等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。（こどもの生活・学習支援事業の拡充：3.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：25億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：1.8億円）

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：3.0億円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所）に対して、開設準備経費等の支援を行う。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：4.2億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：40億円）

【目次】

ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係

- 地域こどもの生活支援強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P249
- こどもの生活・学習支援事業の拡充・・・・・・・・・・・・ P250
- ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業・・・・・・・・ P251
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業・・・・ P252

社会的養護関係

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業・・・・ P253
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業事業・・・・ P254
- 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人件費の改定・・・・ P255

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・ 立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・ 地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

要保護児童対策地域協議会

支援が必要なこども

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・高校3年生：53,000円上限

②模試費用

中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・高校3年生：8,000円上限
- ・中学3年生：6,000円上限

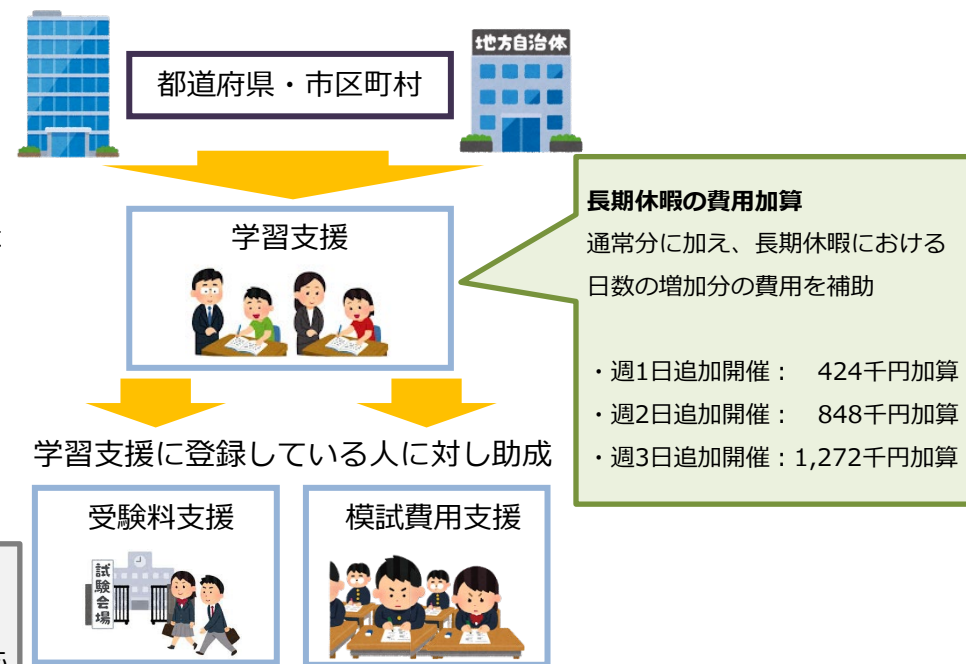
③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)

イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

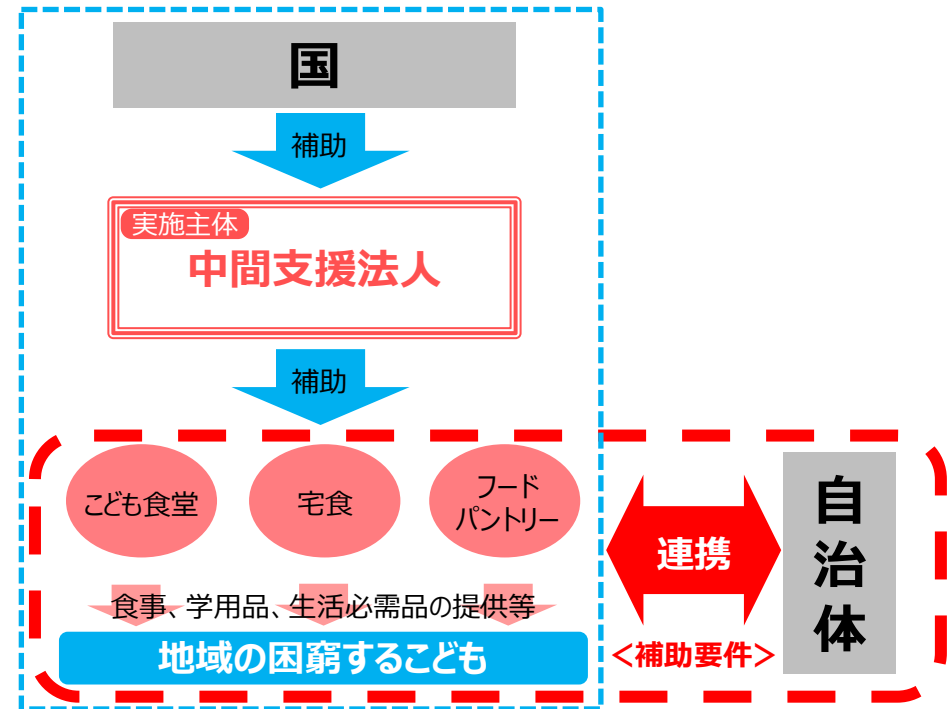
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

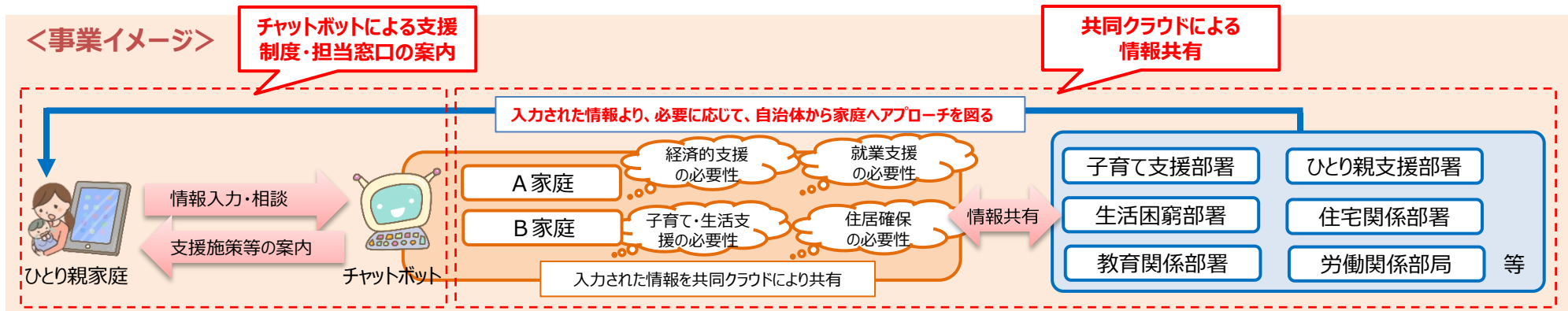
【補助率】 定額（国：10/10相当）

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2 事業の概要

(1)就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：2年間

(2)進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする)

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円(医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ)

貸付期間：正規修学年数

(3)資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費(上限25万円)

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3 実施主体、補助率

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額(国：9/10相当) ※ 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

1. 事業の目的

改正児童福祉法の施行に伴い創設される施設・事業について、令和6年4月に円滑に施行できるよう、改修費や開設準備経費の支援を行う。

2. 事業の目的・概要

令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所への支援として、里親支援センターの改修費及び開設準備経費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所と妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

- ① 改修費（改修工事等の費用（施設整備費の対象になるものを除く））
 - ・ 里親支援センター
- ② 開設準備経費（備品購入費用等）
 - ・ 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村）

【補助基準額】

（改修費）1か所当たり：800万円 （開設準備経費）1か所当たり：800万円

【補助率】

国：1／2（※）、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

（国：1／2、都道府県 1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4）

（※）里親支援センターの開設準備経費は、国：3／4とする。

また、一定の要件を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

（参考）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）を行っている。

令和5年度補正予算：40億円

1. 事業の目的

令和5年度人事院勧告に基づく、児童養護施設等に従事する職員の person 費にかかる追加所要額を支弁する。

2. 事業の概要

令和5年度人事院勧告に基づく person 費の追加所用額を計上するもの。



(参考) 令和5年人事院勧告

人事院のモデル試算：定期昇給分と併せて、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

【対象施設等】

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

3. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（※）

（※）市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

6. 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行する。

(中略)

こどもの貧困を解消するため、ひとり親家庭等のこどもに対し、こども食堂など、気軽に立ち寄れる場を提供する地方公共団体を支援する。併せて、学習支援を拡充し、受験料等への支援を行うことにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。

(中略)

ひとり親家庭等の支援を強化する観点から、専門人材や地方公共団体を始めとする関係機関と連携しつつ、こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組を支援する。ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制の構築を支援する。

(中略)

児童養護施設退所者の自立を支援するため、家賃相当額等の貸付を行う。児童福祉施設や障害児施設の整備を進める。

**(参考) 自治体向け改正児童福祉法説明会資料
【第3回（令和6年1月）】**

児童自立生活援助事業

児童自立生活援助事業（その①）

1. 事業概要について

【目的】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。

【支援内容】

- 共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

【支援対象者】

- 満20歳未満の場合

○ 措置解除者等であること

- ・措置等（※1）を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）

（※1）里親、ファミリーホームへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置

（※2）母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

児童自立生活援助事業（その②）

➤ 満20歳以上の場合

○措置解除者等であって政令で定める者であること

○高校・大学等に就学中であること等の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者であること

※ 上記の「政令で定める者」・「政令で定めるやむを得ない事情」については内閣法制局と調整中。

※ 現行法で「満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた」という要件があり、満20歳に達する日前後の状況を勘案していたことを踏まえて検討中。

※ やむを得ない事情としては、就学中であることに加え、就学予定、就職活動中、不安定な雇用状態であること等を規定することを想定。

【職員配置基準】

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	—	—	—	—

児童自立生活援助事業（その③）

【職員の任用要件】

➤ **指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者**をもって充てるものとする。

- ア 児童指導員の任用資格に該当する者
- イ 保育士
- ウ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- エ ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

【設備基準】

- I型、II型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること
- III型：なし

【入所定員】

- I型：5人以上20人以下
- II型：5人以下（※）本体施設の定員外に設定すること
- III型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）

2. 今後のスケジュールについて

- 支援対象者を定める関係法令については、令和5年度末に公布予定。
- 実施要綱については、令和5年度末を目途に通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 児童自立生活援助事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 児童自立生活援助事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

児童自立生活援助事業（その④）

3. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

<事業費>

I 型：現行の適用単価

II 型、III 型：現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

児童自立生活援助事業の対象となる事業費の整理				
	I 型	II 型	III 型	
	自立援助ホーム	児童養護施設等	里親	ファミリーホーム
一般生活費	○	○	○	○
被虐待児受入加算	○	○	×	○
教育費	○	○	○	○
見学旅行費	○	○	○	○
特別育成費	○	○	○	○
医療費 ※1	△	△	△	△
職業補導費	○	○	○	○
冷暖房費	○	○	○	○
就職支度費	○	○	○	○
大学進学等自立生活支度費	○	○	○	○
葬祭費	○	○	○	○
里親手当	×	×	○	×
里親委託児童通院費	×	×	○	×
受託支度費 ※2	○	○	○	○
予防接種	○	○	○	○
防災対策費	○	×	○	○
視力矯正費	○	○	○	○

※1 対象者が就職している場合は対象外

※2 同一施設で措置から引き続き児童自立支援事業となる場合は除く

<事務費>

I 型：現行の事務費単価を想定

II 型：基準単価：**440,371円**（児童一人当たり月額） 注) 地域区分及び定員規模により変動あり

III 型：ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁

※里親は里親手当と同額（児童1人当たり月額9万円）を支弁

補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

里親支援センター

1. 設置運営要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

【設置及び運営の主体】

- 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が
適当と認めた者

【設備】

- 事務室
- 相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
- その他事業を実施するために必要な設備

（※）児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

【職員】

- 以下に掲げる者を配置すること。なお、これらの者はすべて専任とする。

- ① 里親支援センターの長
- ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）
- ③ 里親等支援員
- ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

里親支援センター（その②）

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。 ・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。	里親支援センターの長	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任

（※）登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※）里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る。

③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

【事業内容】

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

➤ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親等になることを希望する者の開拓を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

➤ 基礎研修、登録前研修及び更新研修や、未委託里親等に対する研修・トレーニングを実施する。

③ 里親等委託推進業務

➤ 委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整・支援を行う。

➤ 自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

➤ 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を開催・参画する。

④ 里親等養育支援業務

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。

➤ 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設の間の調整を行う。

➤ 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童や、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供する。

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

➤ 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、自立支援計画への助言及び進行管理や、委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助等を行う。

【留意事項】

- 関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めること。
- 業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。等

2. 施設機能強化推進費実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用することや、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者のニーズに応じた事業を実施することにより、里親支援体制の整備の強化を図る。

◆ 市町村連携事業

【業務内容】

- 市町村連携コーディネーターを配置し、次の①から③を実施すること。
 - ① 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなど、地域資源を活用して里親制度の周知やリクルート活動
 - ② 子育て短期支援事業における連携・協力
 - ③ その他、市町村との連携に資する取組

【資格要件】

- 市町村連携コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士
 - イ 精神保健福祉士
 - ウ 児童福祉司の任用資格に該当する者
 - エ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - オ 都道府県知事がア～エに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

里親支援センター（その⑤）

◆ レスパイト・ケア体制構築事業

【業務内容】

- 一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員を配置し、レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、当該里親等が養育している委託児童を里親支援センターにおいて受け入れ、養育を実施する。

【資格要件】

- レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 保育士
 - イ 児童指導員の任用資格に該当する者
 - ウ 里親としてこどもの養育経験を有する者
 - エ 都道府県知事がア～ウに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

◆ 休日・夜間支援体制強化事業

【業務内容】

- 里親支援センターの開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制を整備。

3. その他の加算について

注) 各通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

◆ 心理療法担当職員加算

【趣旨】

- 虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置し、支援を行う。

【資格要件】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

【業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第3の4心理療法担当職員の業務内容の規定に準じる。

里親支援センター（その⑥）

◆ 自立支援担当職員加算

【趣旨】

- 里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

- 「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付厚生労働省子ども家庭局長通知）の3．資格要件及び4．業務内容の規定に準じる。

◆ 親子関係再構築支援加算

【趣旨】

- 虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う**家庭支援専門相談員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第1の3 資格要件及び4 家庭支援専門相談員の業務内容の規定に準じる。

4. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 里親支援センターの業務内容について（目的及び支援対象者、リクルート・研修・マッチング・養育支援から自立支援までの包括的支援等）
 - ・ 里親支援センターを中心とした里親支援業務と関係機関との連携について（児童相談所、市町村、児童福祉施設、教育機関等）
 - ・ その他（地域の実情にあわせた取組等）

里親支援センター（その⑦）

5. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

＜基本分＞ 登録里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース 基準単価：**35,504千円**

＜加算分＞ i 市町村連携職員加算

基準単価：**5,976千円**

ii 心理療法担当職員加算

心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

基準単価：1人加配 **5,724千円**、2人加配 **9,702千円**

iii 自立支援担当職員加算

ア. 自立支援担当職員加算（Ⅰ）：アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上

イ. 自立支援担当職員加算（Ⅱ）：アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上

基準単価：アの場合 **5,724千円** イの場合 **3,404千円**

iv レスパイトケア加算

ア. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上施設

イ. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上施設

基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

v 親子関係再構築支援加算

ア. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上施設

イ. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上施設

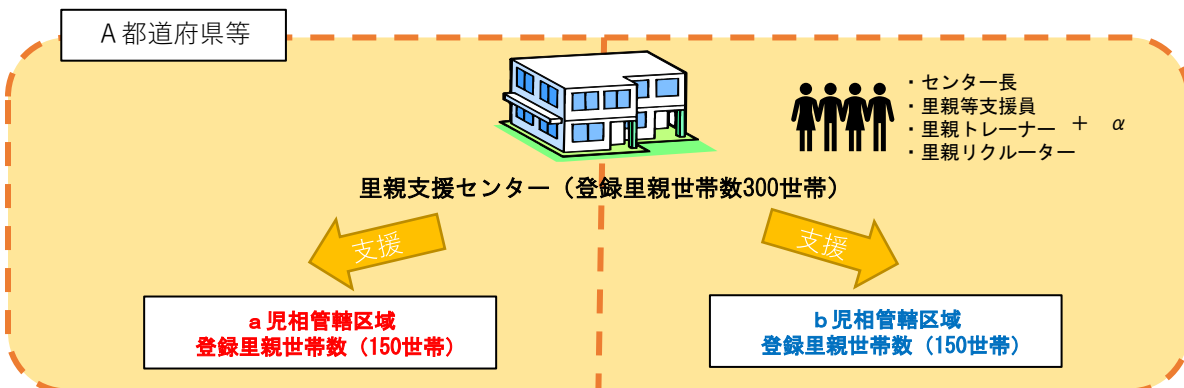
基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

注) いずれの単価も地域区分により変動あり

補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【ケース①】複数の児相管轄区域に対して里親支援センターを1か所設置



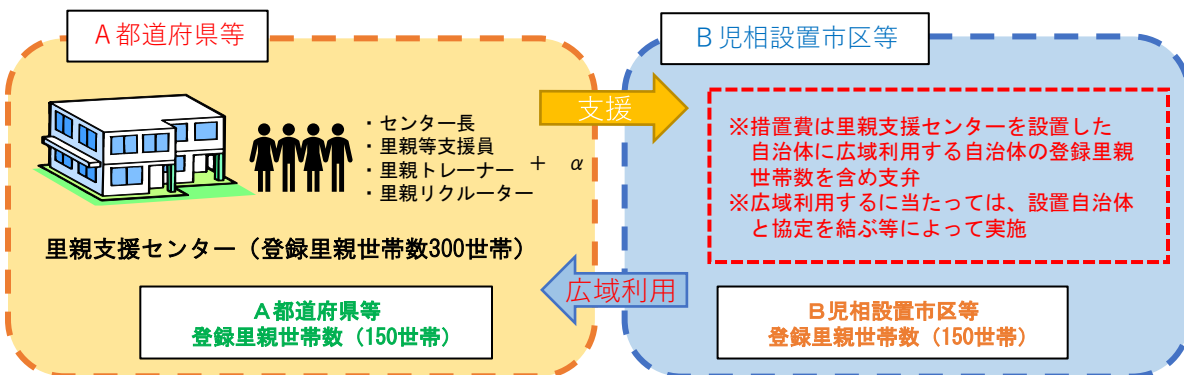
都道府県等に里親支援センターを1か所設置し、複数の児相管轄区域を支援する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

【ケース②】1自治体に複数の里親支援センターを設置



1自治体に複数の里親支援センターを設置する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターをそれぞれ配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大5名ずつ配置可能

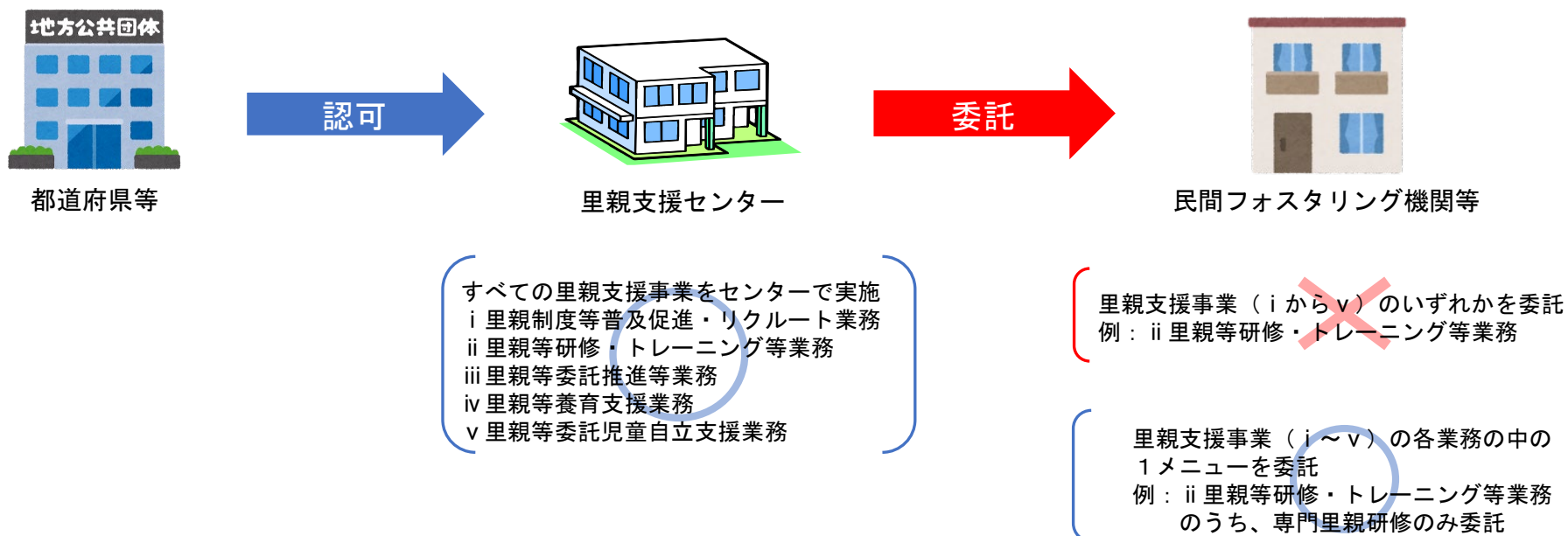
【ケース③】1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用



1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

- ① 里親支援センターは、里親支援事業（i 里親制度等普及促進・リクルート業務、ii 里親等研修・トレーニング等業務、iii 里親等委託推進等業務、iv 里親等養育支援業務、v 里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。
（児童福祉法第11条第1項第2号、第44条の3第1項）
- ② 里親支援センターはすべての里親支援事業を行う必要があることから、i からv までの業務のうち、例えば、ii の業務のすべてを他の民間フォスティング機関等に委託して実施することは不可能である。
- ③ ただし、i からv までの業務を里親支援センターで行う上で、業務の中の1メニューを委託（例えば、ii 里親等研修・トレーニング等業務の専門里親研修のみ等）することは可能とする。

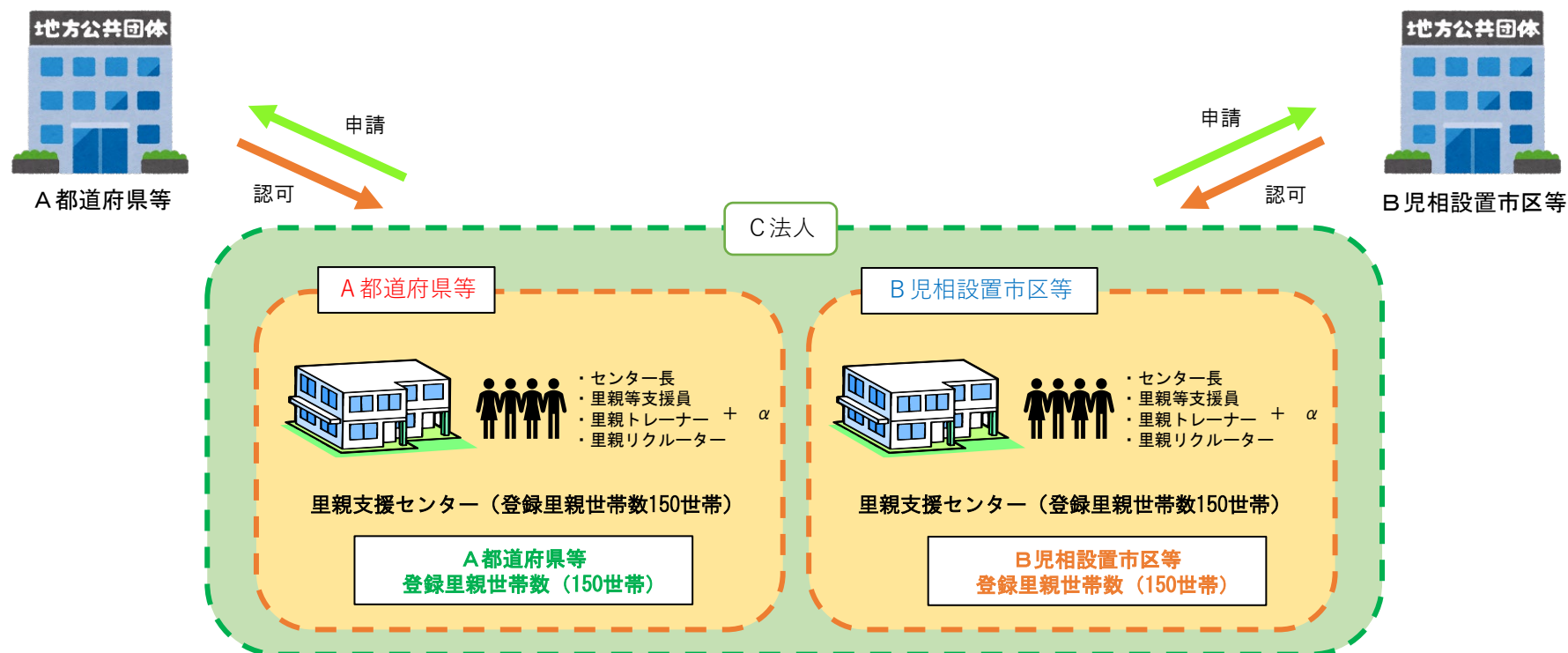
【イメージ図】



里親支援センターの実施方法について（その2）

- ① 国、都道府県及び市町村以外の者が里親支援センターを設置する場合、他の児童福祉施設と同様、**各都道府県知事等の認可**を得て、設置することができる。（児童福祉法第35条第4項）
 （※）里親支援センターを経営する事業については、第二種社会福祉事業であるものの、児童福祉法上の設置認可を得ることにより、**事業開始の届出は不要**。（社会福祉法第2条第3項第2号、第69条第1項、第74条）
- ② 同一法人が複数の里親支援センターを設置する場合には、
- ・ **各センターごとに設置認可を受けること**
 - ・ **各センターごとに、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）すること**
 （※）必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能

【イメージ図】



社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護自立支援拠点事業（その①）

1. 実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することも可能。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が支援を行うことが必要と判断した者
 - ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ⑤ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
 - ⑥ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者

社会的養護自立支援拠点事業（その②）

【実施体制】

➤ 以下に掲げる者を配置すること。

① 支援コーディネーター（管理者）

② 生活相談支援員

③ 就労相談支援員

（※ 1）支援コーディネーター（管理者）とは、社会的養護自立支援事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算 5 年以上従事した者

ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※ 2）生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童指導員の資格を有する者

イ 都道府県等が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※ 3）就労相談支援員は、適切な相談・助言や、情報の提供等より就労相談その他必要に応じた支援を行う者であって、都道府県知事等が適当と認める者とする。

【事業内容】

① 相互交流の場の提供 **【必須】**

- 意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて、対象者からの相談に応じる等の支援を行う。
- 単に場を提供するだけでなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。
- 相互交流の場が、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定める。

社会的養護自立支援拠点事業（その③）

【事業内容】

② 支援計画の策定 **【必須】**

- 支援計画は、**生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者**について策定。
- 対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況などの必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、**支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め**、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮。

③ 相談支援 **【必須】**

- 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する**生活上の問題や、求職上の問題について相談に応じ**、必要に応じて、**他機関と連携する等により支援**を行う。
- 単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、**対象者のニーズに応じた適切な支援**を行う。

④ 心理療法連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、**公認心理師等を嘱託契約等により配置**。

⑤ 法律相談連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、**弁護士等を嘱託契約等により配置**。

⑥ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供 **【必要に応じて実施】**

- 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、**居場所や食事の提供**を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた**日常生活上必要な支援**を行うとともに、**生活や就労等の相談支援**についても併せて行う。
- 居場所の提供については、原則として**6か月を超えない範囲**で都道府県等が定める。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により居場所を提供**。

社会的養護自立支援拠点事業（その④）

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 対象者が集まることができる設備
- （【事業内容】の⑥を実施する場合）対象者が一時的に生活するために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- 対象者が帰住先を失っている場合等、居場所の提供するに当たって、**対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。 等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

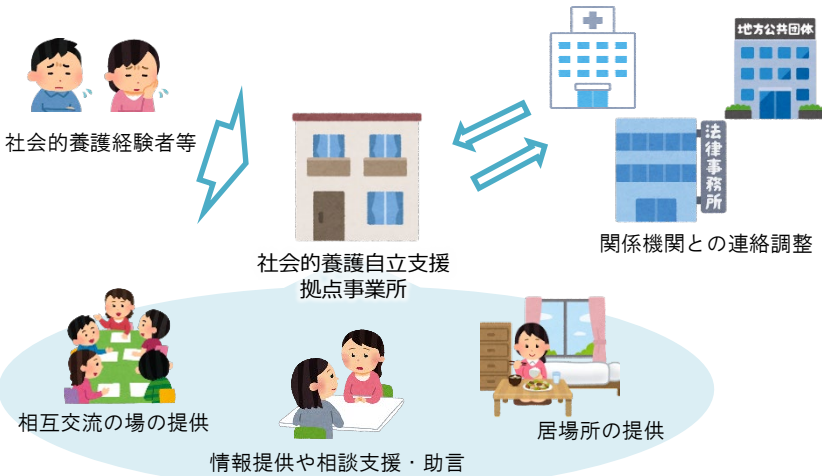
＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 相互交流の場の提供
- 社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。
- (2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
- 社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。
- (3) 関係機関との連絡調整
- 他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。
- (4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供
- 社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
- ※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】				エ 就労相談支援の回数に応じた加算			
ア 基本分		1 か所当たり	23,794千円	・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	
・ 支援コーディネーター	1 人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円	
・ 生活相談支援員	1 人			オ 心理療法担当職員加算			
・ 就労相談支援員	1 人			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円	
・ 相互交流費用				・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円	
・ 関係機関連携費用				カ 法律相談対応準備加算			
イ 生活相談支援員配置加算					1 か所当たり	2,113千円	
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円		キ 開設準備経費加算			
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算					1 か所当たり	4,000千円	
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円		ク 賃借料加算			
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円			1 か所当たり	3,000千円	
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助				ケ 自立生活支援加算			
					1 か所当たり	2,599千円	
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市				【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2			

休日夜間緊急支援事業（その①）

1. 実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供すること。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することも可能。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が支援を行うことが必要と判断した者
 - ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは又は児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ⑤ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
 - ⑥ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、休日夜間緊急支援事業所において支援が必要と認める者

休日夜間緊急支援事業（その②）

【実施体制】

- 休日夜間緊急支援員を配置すること。

（※）休日夜間緊急支援員とは、**受入要否を判断するとともに、他の必要な支援につなぐまでの支援を実施する者**であり、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算 5 年以上従事した者
- ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

【事業内容】

- 対象者から支援の申出があった場合、**その相談に応じ、対象者の心身の状況や生活状況などに基づき、受入要否を判断**する。
- 対象者が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した場合は、**他の必要な支援につなぐまでの間、居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなど日常生活上必要な支援を行う**こと。
- 一時的な避難（1 日から 2 日程度）を原則。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により居場所を提供**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 対象者が一時的に生活するために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

休日夜間緊急支援事業（その③）

【留意事項】

- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。
- 対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議すること。
- 対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- 都道府県等は、対象者の状況に応じて、適切な支援につなげることができるよう、社会的養護自立支援拠点事業と併せて実施すること。等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 休日夜間緊急支援事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 休日夜間緊急支援事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

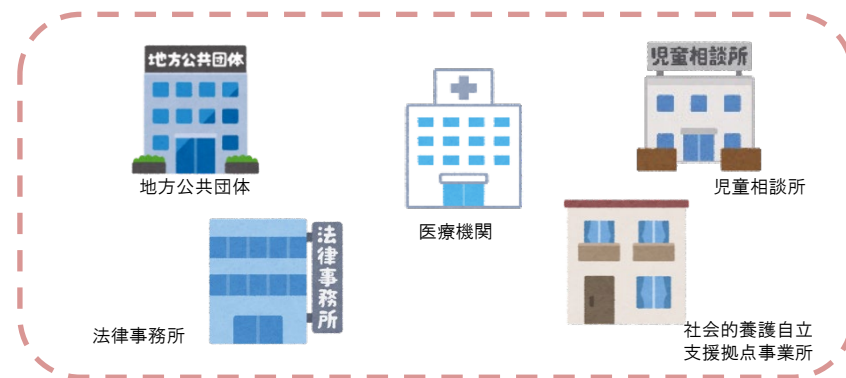
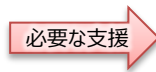
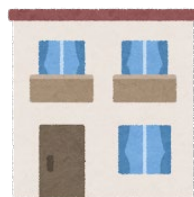
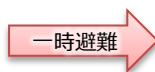
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 （208 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

妊産婦等生活援助事業

妊産婦等生活援助事業（その①）

1. 実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

【実施主体】

- 都道府県、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することも可能。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童
 - ① 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦
 - ② 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦
 - ③ その他、都道府県等が必要と認めた者

【実施体制】

- 以下に掲げる者を配置すること。
 - ① 支援コーディネーター（管理者）
 - ② 保健師、助産師又は看護師の資格を有する者
 - ③ 母子支援員
- （※）支援コーディネーター（管理者）とは、妊産婦等生活援助事業所の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定や関係機関との連絡調整を適切に行うことができる者であることが必要。

妊産婦等生活援助事業（その②）

【事業内容】

① 支援計画の策定【必須】

- 支援計画は、③を実施する場合のほか、必要があると判断する場合には策定。
- 対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮。

② 相談支援【必須】

- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制を整備。
- 単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行う。

③ 生活支援【必須】

- 入居又は通いにより、居場所や食事を提供し、家事・育児等の日常生活上の援助を行う。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定める。
- 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により生活する場を提供。
- 対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行う。

④ 休日・夜間相談対応【必要に応じて実施】

- 事業所の開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制を整備。

⑤ 心理療法連携支援【必要に応じて実施】

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理師等を嘱託契約等により配置。

⑥ 法律相談連携支援【必要に応じて実施】

- 法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置。

妊産婦等生活援助事業（その③）

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 生活する場を提供する場合、対象者が一般的な生活をするために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、**必要があると認めるときは、本事業の利用勧奨を行う**こと。
- 対象者の状況を踏まえ、**出産後 1 年を超えても支援が必要な場合には、継続して支援を行う**こと。
- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- 生活する場を提供するに当たって、**対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 乳児院や母子生活支援施設等の入所施設においては、**定員外に枠を設けて実施**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。 等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和 5 年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」（仮称）についても、令和 5 年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の業務内容について（事業の対象者、支援内容、支援の流れ 等）
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、届出 等）

<安心こども基金を活用して実施>

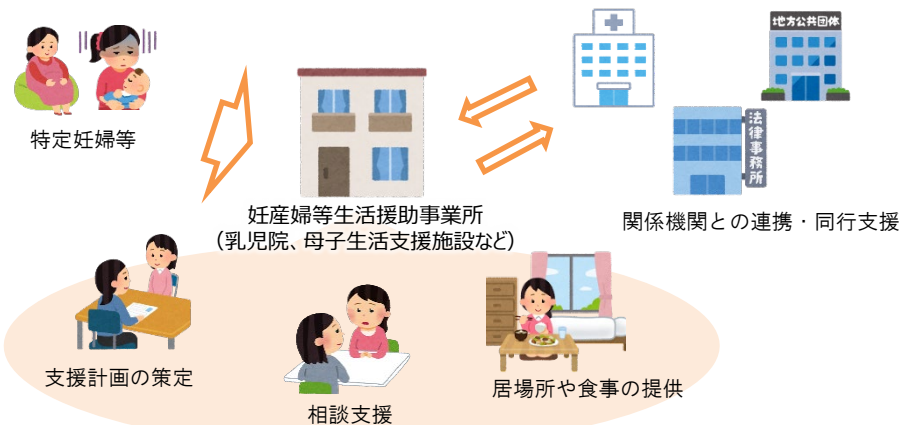
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分		1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1 人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1 人			・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1 人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費				居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用				・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費				ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費				エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
				オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4